

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月17日
【事業年度】	第54期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	ジャフコ グループ株式会社
【英訳名】	JAFCO Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 三好 啓介
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【電話番号】	050(3734)2025
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理担当兼組織人事担当 松田 宏明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【電話番号】	050(3734)2025
【事務連絡者氏名】	管理部 コーポレート・アカウントティンググループリーダー 谷本 吉永
【縦覧に供する場所】	ジャフコ グループ株式会社西日本支社 （大阪市北区大深町6番38号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

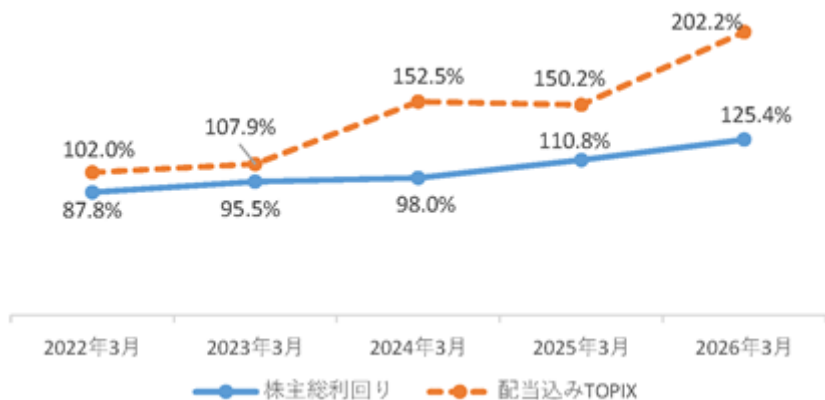
## (1) 連結経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	27,677	14,073	24,443	29,685	-
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	18,360	3,048	8,822	13,205	-
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,080	40,571	7,494	9,576	-
包括利益 (百万円)	25,678	20,795	14,868	8,824	-
純資産額 (百万円)	197,390	130,745	137,639	141,126	-
総資産額 (百万円)	233,024	159,847	165,540	169,970	-
1株当たり純資産額 (円)	2,769.16	2,404.11	2,526.26	2,586.26	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	192.50	586.92	137.64	175.59	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.7	81.8	83.1	83.0	-
自己資本利益率 (%)	7.3	24.7	5.6	6.9	-
株価収益率 (倍)	9.74	3.23	13.66	11.80	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,958	7,245	9,570	10,442	-
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	748	69,640	100	134	-
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	43,474	46,225	6,836	5,447	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	52,603	69,481	67,606	72,486	-
従業員数 (人)	135	147	159	163	-

- (注) 1. 当社は、2026年1月7日公表の「非連結決算への移行に関するお知らせ」に記載の通り、2026年3月期第3四半期より連結決算から非連結(個別)決算へ移行しておりますため、第54期より連結財務諸表を作成しておりません。
2. 当社は、2022年2月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 第50期及び第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第52期及び第53期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社グループが運用するファンドについては、当該ファンドの資産、負債及び収益、費用を当社グループの出資持分割合に応じて計上しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (百万円)	26,589	13,156	23,144	28,192	21,619
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	18,099	1,169	9,438	13,151	5,905
当期純利益 (百万円)	14,840	42,502	8,271	9,632	6,576
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	33,251	33,251	33,251	33,251	33,251
発行済株式総数 (千株)	80,910	56,060	56,060	56,060	54,250
純資産額 (百万円)	192,558	126,739	133,518	137,540	134,113
総資産額 (百万円)	225,528	153,205	158,210	163,832	157,856
1株当たり純資産額 (円)	2,701.36	2,330.45	2,450.62	2,520.55	2,548.70
1株当たり配当額 (円)	51.00	150.00	69.00	88.00	133.00
(内 1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(32.00)	(66.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	189.44	614.85	151.91	176.61	123.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	85.4	82.7	84.4	84.0	85.0
自己資本利益率 (%)	7.4	26.6	6.4	7.1	4.8
株価収益率 (倍)	9.90	3.08	12.38	11.73	18.28
配当性向 (%)	26.9	24.4	45.4	49.8	107.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	5,587
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	3,846
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	11,613
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	-	-	-	-	61,183
従業員数 (人)	108	117	126	131	133
株主総利回り (%)	87.8	95.5	98.0	110.8	125.4
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	2,005.0 (8,260.0)	2,580.0	1,960.5	2,356.5	2,665.0
最低株価 (円)	1,650.0 (5,320.0)	1,450.0	1,488.0	1,672.5	1,897.0



- (注) 1. 当社は、2022年2月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 第50期及び第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第52期から第54期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2026年1月7日公表の「非連結決算への移行に関するお知らせ」に記載の通り、2026年3月期第3四半期より連結決算から非連結(個別)決算へ移行しております。第53期までは連結財務諸表を作成しているため、第53期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。また、第54期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社の非連結子会社及び関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。
4. 株主総利回り(TSR)は、以下に基づいて算定しております。
- $$TSR = (A + B) \div C$$
- ・ A : 各事業年度末日の株価
  - ・ B : 当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの1株当たり配当額の累計額
  - ・ C : 当事業年度の5事業年度前の末日の株価
- なお、当社は、2022年2月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っており、株主総利回りについては、当該株式分割による影響を考慮して算定しております。
5. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。また、当社は、2022年2月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。第50期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、括弧内に株式分割による権利落前の最高株価及び最低株価を記載しております。
6. 当社が運用するファンドについては、当該ファンドの資産、負債及び収益、費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

## 2【沿革】

当社は1973年4月5日、日本合同ファイナンス株式会社の商号をもって東京都中央区に設立されました（資本金5億円、未上場の優良中堅・中小企業を発掘、投資、育成することを主要業務とし、それとの関連でリース、延払（割賦）、融資等のファイナンスサービスを行うことを目的として設立）。

1973年4月	東京都中央区日本橋一丁目5番3号に日本合同ファイナンス株式会社設立
1978年6月	本社を東京都新宿区に移転
1981年2月	大阪支店（のちの関西支社）設置
1982年4月	わが国で初めて投資事業組合を設立
1982年11月	名古屋支店（のちの中部支社）設置
1983年10月	福岡支店（のちの九州支社）設置
1984年3月	本社を東京都港区芝浦に移転
1984年7月	海外現地法人としてJAFCO America Ventures Inc.を設立
1987年6月	社団法人日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録
1989年5月	人材の斡旋・紹介を主たる業務とする株式会社ジャフコ プレインズを設立
1994年6月	株式公開に関するコンサルティングを主たる業務とするジャフコ公開コンサルティング株式会社を設立
1996年2月	本社を東京都千代田区丸の内に移転
1996年11月	株式会社ジャフコ プレインズは、ジャフコ公開コンサルティング株式会社を1996年11月1日付で合併（新会社名ジャフコ コンサルティング株式会社）
1997年8月	株式会社ジャフコに1997年8月1日付で商号変更
1999年3月	NOMURA/JAFCO INVESTMENT (ASIA) LTDを全額出資の子会社化 同上に伴い、Nomura/JAFCO Investment (Hong Kong) Limited 及び同社台湾支店を子会社化
2000年7月	NOMURA/JAFCO INVESTMENT (ASIA) LTDは、JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd に2000年7月13日付で商号変更 Nomura/JAFCO Investment (Hong Kong) Limited は、JAFCO Investment (Hong Kong) Ltd に2000年7月14日付で商号変更
2001年1月	東京証券取引所市場第一部上場（2001年1月29日付）
2002年9月	JAFCO Investment (Hong Kong) Ltd 北京駐在員事務所設置
2007年12月	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業及び投資運用業）として登録
2008年11月	JAFCO Investment (Hong Kong) Ltd 上海駐在員事務所設置
2011年2月	本社を東京都千代田区大手町に移転
2015年6月	監査等委員会設置会社に移行
2017年7月	野村ホールディングス株式会社及び株式会社野村総合研究所が保有する当社株式の全て13,436千株を自己株式として取得するとともに、2017年8月に、従前の自己株式と合わせて15,744千株を消却
2017年8月	JAFCO Asia (Shanghai) Equity Investment Management Co., Ltdを設立
2018年2月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2018年3月	運営体制にパートナーシップモデルを導入
2019年3月	JAFCO Taiwan Capital Management Consulting Corp.を設立
2020年10月	ジャフコ グループ株式会社に2020年10月1日付で商号変更
2021年9月	中部支社及び九州支社を関西支社に統合し、西日本支社に変更
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2025年10月	JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd (2025年11月24日付でJIF Capital Ltd.に商号変更)の全株式を譲渡
2026年1月	JAFCO America Ventures Inc.の全株式を譲渡

### 3【事業の内容】

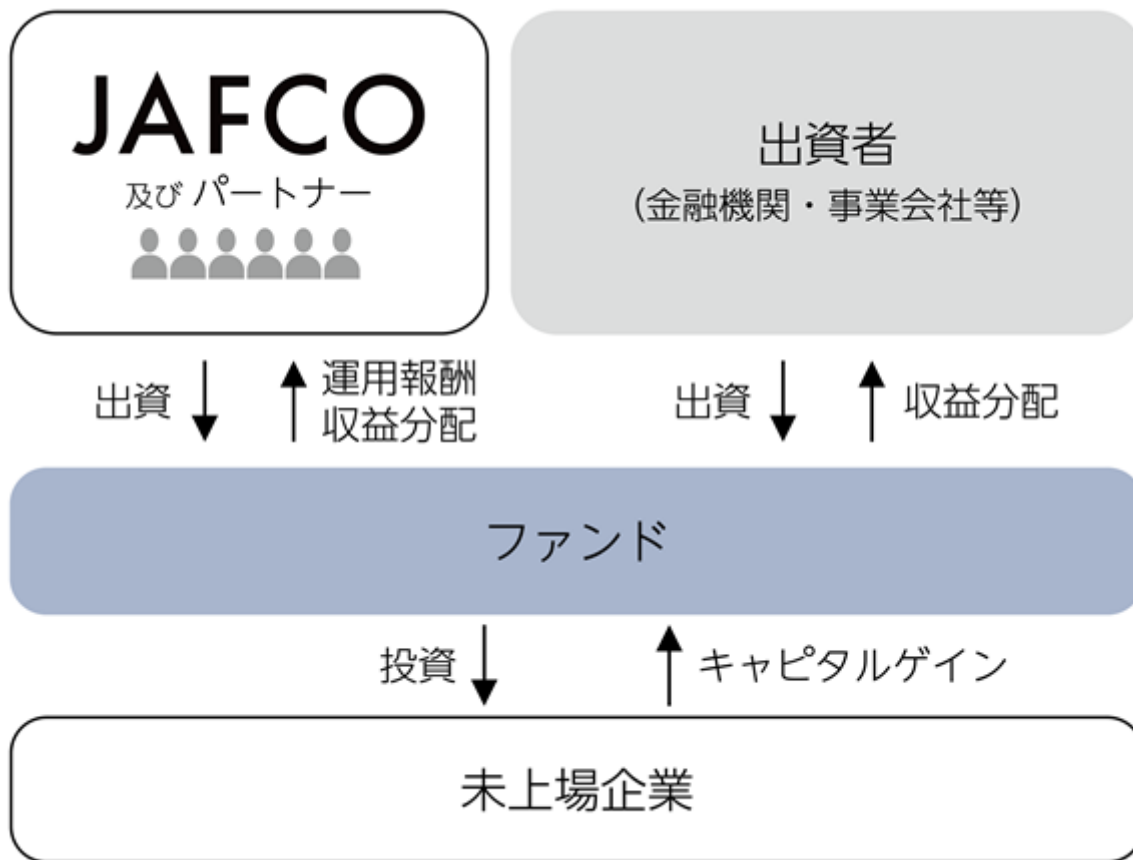
当社の事業は、ファンドの運用を通じたベンチャー投資とパイアウト投資です。ファンドの運用資金は、3年半程度ごとに一度、機関投資家や事業会社などから募集しています。ファンドの運用期間は10年、2年の延長期間を設定しています。

ファンド募集のタイミングにかかわらず、当社は常に有望企業を開拓し、3年半程度を目途に新規投資を積み上げ、ファンドごとに良質のポートフォリオを構築していきます。

また、投資後の経営関与を高め、起業家とともに事業の成長と企業価値の向上を図ります。そして、新規上場（IPO）やM&A等によるEXIT（売却）を目指します。ファンドからの運用報酬である管理報酬及び成功報酬と、ファンドへの直接出資に対するキャピタルゲインが当社の主な収益源となります。

当社はファンド運用事業の単一セグメントからなっております。なお、2025年4月に決定した国内投資への集中の方針の下、当事業年度において海外子会社の譲渡を完了いたしました。これに伴い、当社が運用するファンドは国内ファンドのみとなっております。

当社の状況について事業系統図を示すと、次のとおりであります。



(注)用語説明

名 称	定 義
ファンド	当社が運用するファンド（投資事業有限責任組合契約に関する法律上の組合等）
J A F C O	当社

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。なお、当社の連結子会社であったJAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd (現JIF Capital Ltd.、以下、「JIAP」)の全株式の譲渡が2025年10月31日に完了したことに伴い、JIAP及びその連結子会社は当社の連結範囲から除外されることとなりました。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当事業年度は、世界的な地政学リスクの高まりや物価高騰、金融政策の動向などを背景に、当社を取り巻く事業環境は不透明感が続いています。

一方で、日本でも有望なスタートアップや次世代を担う若い起業家たちが台頭し、生成AIなどテクノロジーの進化や広がり、価値観の変化は、新しいビジネスへの投資機会を創出し、社会課題解決が期待される投資先に対しては強い追い風になっています。

スタートアップに対する資金供給の促進や税制改正他様々な支援策が実施され、国内のベンチャー投資市場は今後も成長が期待できる有望な分野となっています。また、当事業のもう一つの柱であるパイアウト投資についても、M&Aの増加に伴う買収ルールの透明化や指針の策定、中小企業の事業承継に関わる税制改正など政府の継続的な取り組みなどもあり、今後、さらなる拡大が見込まれています。

事業を取り巻く環境や当社の状況が変化中、当社は2025年4月、投資パフォーマンスに優位性があり、今後マーケットの拡大が予想される国内投資に集中することを決定しました。これに伴い、アジア法人JAFCO

Investment (Asia Pacific) Ltdを2025年10月に、米国法人JAFCO America Ventures Inc. (Icon)を2026年1月に譲渡完了しています。なお、譲渡後のアジア・米国法人が運用する既存ファンドへの当社出資持分は継続保有します。今後は、国内でのベンチャー投資とパイアウト投資の強みを融合し、成長への循環をつくりだし、利益成長・安定的な収益構造への進化及び資本効率の向上を実現することで、当社の企業価値向上を目指していきます。

当社は創業以来、時代をリードする起業家とともに歩んできました。当社には、経験を積み重ねてきた多くのキャピタリストに加え、企業成長を促進するための豊富なリソースとネットワークの蓄積があります。単なる投資家としてではなく、「CO-FOUNDER」として、事業の構想段階から経営に関与します。起業家とともに事業の成長にコミットし、企業価値を高めていきます。

2018年からパートナーシップモデルを導入し、トップキャピタリストとしてファンドの運用責任を負うパートナーを中心としたフラットな組織作りを行っています。

SV6ファンド以降は、パートナーと従業員が当社とともに出資することで、個人としても運用リスクを負いながら、ファンドパフォーマンスと個人の貢献に連動した成果報酬を享受していきます。従来からの当社の強みである組織力にも磨きをかけており、投資先への経営関与を通じて、ファンドパフォーマンスの一段の向上を目指します。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社のパーパス（存在意義）

「挑戦への投資で、成長への循環をつくりだす」

当社は長年にわたる投資経験の中で、「投資の継続が、持続可能な社会を実現する」ことを信じ、企業・起業家の新たな挑戦に対し投資を続けてきました。地球環境やグローバル経済を取り巻く問題がますます複雑化する中、当社は、まだ見ぬ価値を生み出す挑戦に果敢に投資し、その成長にコミットすることにより、新たな成長への循環をつくりだし、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

当社のミッション（使命）

「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」

当社は設立以来、様々な革新的製品やサービスを生み出す起業家を支援してきました。世の中に必要とされる新事業の創造にコミットすることで、ステークホルダーの皆様とともに新しい時代を切り開くことが当社のミッションです。当社はパーパスの実現を目指す中で、設立時から変わらぬ想いをミッションに掲げ、取り組んでまいります。

バリュー（行動指針）

・「当事者たる覚悟でやり抜く」

私たちにとっての未上場投資は、投資先企業・ファンド出資者・株主との共同事業です。その使命を担いつつ、人生を懸けた事業創造・成長に挑む起業家・経営者と向き合うには、誰よりも強い覚悟と意志を持った当事者であるべきと考えています。何事も主体的に、自らの想いを原動力としながら、いかなる挑戦・困難に対しても責任を持ち、諦めず最後までやり抜きます。

・「より早く、より深く、より高みへ」

世の中が急速に変化する中、常に高い成果を出し続けるためには、自らに限界を作らず成長し続けることが重要です。常に先を読んで動きつつも、物事の本質を捉えて徹底的に考え尽くすことで、より高みを目指して自らを追求し続けます。

・「多様な強みで共創を」

今よりも大きな価値や、全く新しい価値を生み出すためには、社内・社外のさまざまな強みを掛け合わせる必要があります。異なる経験・価値観・知恵を持つメンバーを尊重し、互いの力を引き出し、発揮し合うことで、次なる成功を共に実現する強い組織を創っていきます。

・「開拓者たれ、真摯であれ」

日本でベンチャーキャピタルの知名度がまだ低かった時代から、私たちは世の中の荒波に何度も揉まれながらも、開拓者たる想いで独自のスタイルを築いてきました。私たちはこれからも強い開拓の意志を持ちながら、正々堂々と真摯に、これまでと変わらずに新たな市場を切り拓く思いで挑戦し続けます。

多様なバックグラウンドを持つ社員が増加する中、行動指針としてのバリューを全社員の共通認識とし、組織をより強くしてまいります。

#### パーパス/ミッション実現に向けた方針と戦略

当社は、ファンドを通じたベンチャー投資とバイアウト投資によりパーパス/ミッションの実現を図ります。

この際、起業家やファンド出資者に対するコミットメントをより明確にするべく、設立以来培ってきた組織力に加え、個人を主体としたパートナーシップモデルを導入することで、競争力を高めていきます。

また、当社の事業の本質はESG投資の考え方に強く合致するものであり、社会課題を解決する有望企業の発掘、投資後の対話を通じた成長支援、そしてEXITに至るまでの過程にESGの観点を取り入れていきます。投資先の事業成長を通じてサステナビリティの実現に貢献し、当社の競争力と企業価値を高めていきます。

さらに、パーパス/ミッションの実現に向け、当社は下記の取り組みを進めています。

・厳選集中投資と経営関与

新事業を創造するために、ポテンシャルの高い投資対象を絞り込み、大胆に投資を行います。投資先企業に対し影響力のあるシェアを確保し、投資先の経営に深く関与することで、企業の成長を促進します。

・ファンドパフォーマンスの持続的向上とリスクマネー供給の拡大

十分な投資資金を獲得するには、ファンドパフォーマンスを持続的に向上させ、安定的にファンドの外部出資者を確保することが不可欠です。投資先企業の成長を通じて得たリターンを、ファンド出資者・株主と分かちあい、新ファンドの募集に繋げることで、リスクマネーの循環・拡大をもたらします。

・「CO-FOUNDER」としてのジャフコ

事業の立ち上げ局面では、投資家である以上に「CO-FOUNDER 共同創業者」であることが求められます。当社が設立来獲得してきた精神や知識、経験を継承・発展させ、当社及び個々の従業員が「CO-FOUNDER」として活躍できる組織を目指します。

#### (2) 会社の対処すべき課題

当社の現在の対処すべき課題は以下のとおりです。

厳選集中投資の更なる進化と投資先の企業価値向上に向けた取り組み強化

投資パフォーマンス（投資倍率）の向上

ファンド募集力の向上

多様な人材の採用と育成

強固な財務基盤の一定維持

当社は下記の「企業価値向上の基本方針」における中長期的目標の達成に向けた取り組みを通じて、これらの課題に対応していきます。

## 企業価値向上の基本方針

当社は、株主の皆様の利益拡大に繋がる企業価値向上を目指し、成長戦略の推進と、純資産の圧縮による資本効率の向上を進めることを基本方針とします。

### 1) 成長戦略の推進

投資運用力とファンド募集力が当社の利益の拡大の両輪であり、これらの活動を組織基盤が下支えします。

#### (投資運用力の向上)

当社は2010年以降、厳選集中投資と経営関与を投資方針に掲げ、有望な投資先を早期に発掘し、投資後の成長に能動的に働きかけることで、キャピタルゲインの最大化とファンドパフォーマンスの向上を図ってきました。

今後、投資運用力の更なる向上を目指し、投資の各プロセスにおける厳選集中投資と経営関与への取り組みを次のようにいっそう進化させます。

- ・投資：成長ポテンシャルの高い企業を早期に開拓し、リード投資家として投資実行
- ・成長支援：投資後の事業開発や体制整備での深い関与、様々な経営資源を投下して投資先の成長角度を向上
- ・EXIT：深い経営関与を通じて企業価値を最大化するIPOや発展的なM&Aを実現

#### (ファンド募集力の強化(外部出資の拡大))

安定したファンドパフォーマンスに加え、規律と透明性の高い運用と、投資家のニーズに応じた情報提供を行います。これにより、既存の投資家からの継続出資を受けるとともに、ファンドの社会的・経済的意義に共感する新規投資家層を獲得し、外部出資額を増やします。

#### (組織基盤の強化)

継続的な新卒採用・知見伝承と、専門領域におけるスペシャリスト採用を併用した当社独自の採用・育成モデルで、投資運用力の根幹であるキャピタリストを生み出し続けます。

同時に、投資プロセスを一気通貫で支える組織体制をさらに強化し、個人に過度に依存しない投資運用力の持続的な向上に取り組みます。



### 2) 資本効率の向上

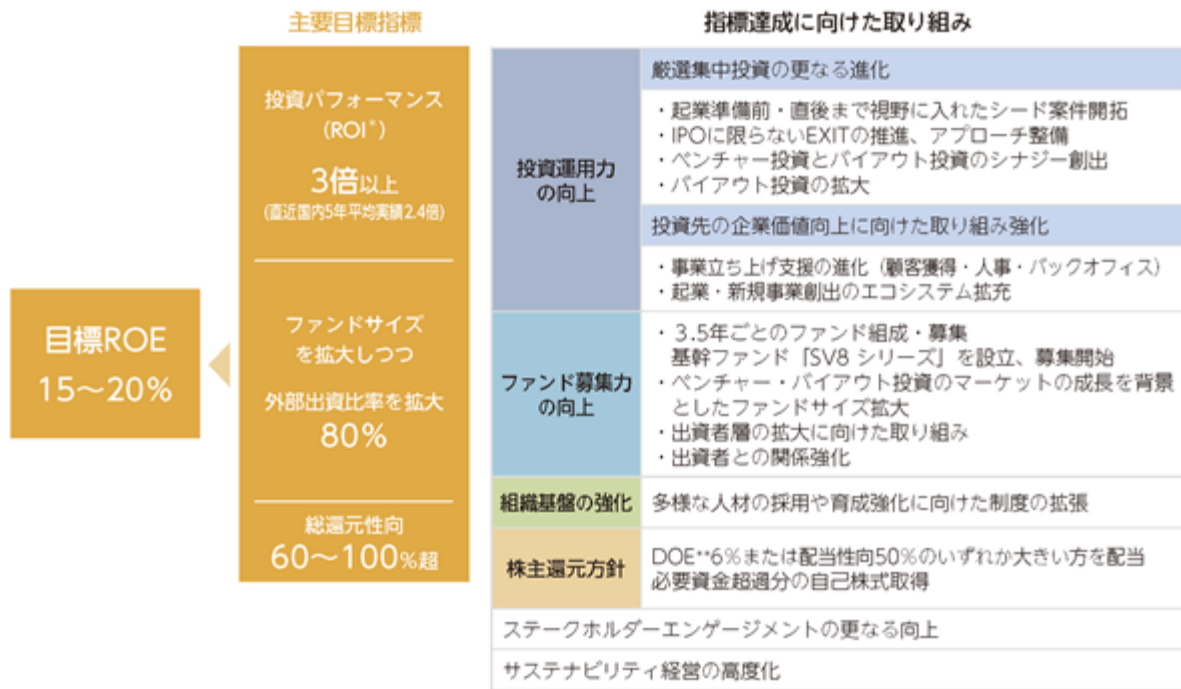
今後は、新設ファンドサイズを対象マーケットに合わせて段階的に拡大させる一方で、当社の出資比率は段階的に低減させ、中長期的には、新規ファンドへの当社出資比率を20%とすることを目標とします。

これにより、必要資金を一定額に抑え、営業投資有価証券残高を維持しながら、高い水準のキャピタルゲインを得ることを目指します。投資運用会社として安定的に運用報酬を得るとともに、高い収益性を継続的に上げることができる、独自の投資運用業の姿を追求していきます。そして、当社の株主還元の方針に基づいた施策の実施とあわせて資本効率の向上を図ります(当社の株主還元の方針は、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載した「株主還元についての方針」をご参照ください)。

### 3) 中長期的目標

前述の「企業価値向上の基本方針」で当社の中長期的目標として掲げた主要な指標は以下の図のとおりです。このうち、投資パフォーマンス(ROI)については、2025年4月に事業ポートフォリオを見直し、国内投資に集中することを決定したことを機に、「2.5倍以上」から「3倍以上」に更新しました。また、株主還元を強化し、DOE(前期末株主資本に対する年間配当金額の割合)6%または配当性向50%のいずれか大きい方を配当することにしました。国内投資への集中により「成長戦略の推進」と「資本効率の向上」を推進し、目標ROE15~20%の達成を目指し、これらの指標達成に向けて引き続き取り組むことで、資本コストや株価を意識した経営を行っていきます。

中長期的目標としての主要指標とその達成に向けた取り組み



\*ROI：営業投資有価証券売上高÷営業投資有価証券売上原価  
 \*\*DOE：前期末株主資本に対する年間配当金額の割合

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

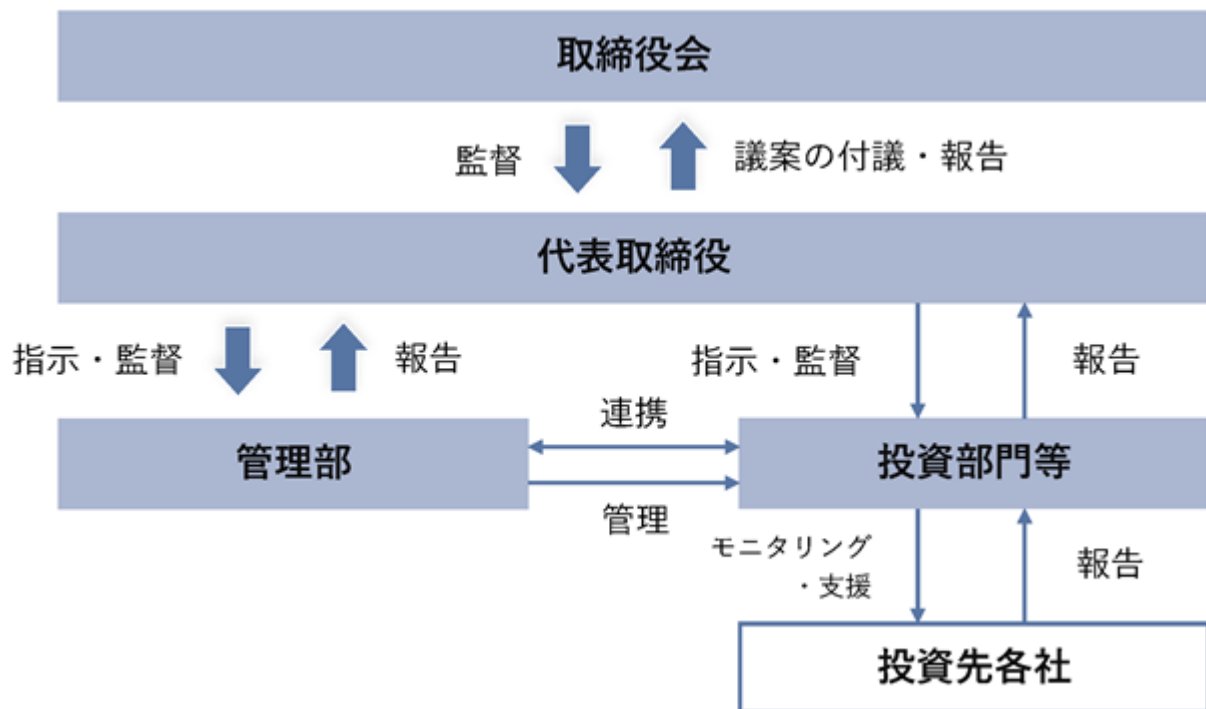
### (1) サステナビリティに関する考え方

当社は、地球環境や社会システムが大きく様変わりする中、「いかなる時でも投資を継続する」という投資哲学を持ち、創業以来変わらない「投資」という手段を通じて、「挑戦への投資で、成長への循環をつくりだす」というパーパスの実現、ならびに持続可能な社会の実現を目指しています。このようなサステナビリティに関する基本的な考え方や、環境・社会・ガバナンスというESG要素の課題及び対応方針について、ステークホルダーの皆様と共有し、持続可能な環境・社会の実現を目指すために、当社は2023年6月に「サステナビリティに関する基本方針」を策定しました。

当社のサステナビリティに対する取組みは、企業としてのESGの取組みの強化と、事業を通じたサステナビリティへの貢献の大きく2つに分けられます。当社は未上場企業投資という事業を通じて、投資先企業自体のサステナビリティを高めるとともに、その事業が社会のサステナビリティに貢献できるよう、積極的に関与していきます。

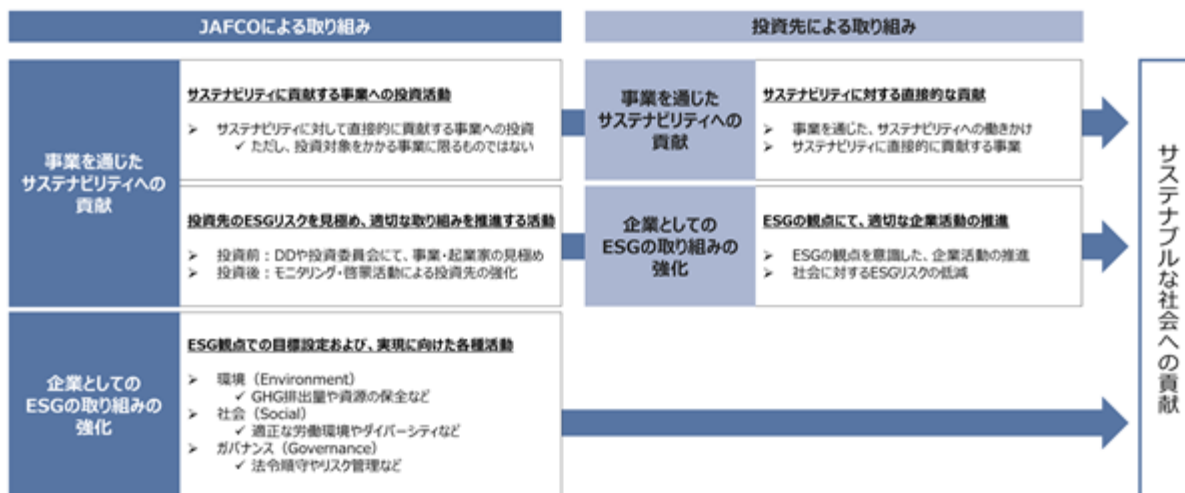
### (2) ガバナンス

当社は、ESG課題を含むサステナビリティに関する課題への対応を経営上の最重要課題の一つとして認識しています。サステナビリティに関しては全社的に取組み、管理部がその推進状況を管理し、年に1回以上、取締役会において取組みを報告します。取締役会は、具体的な活動方針や推進施策等に対し、進捗状況の検証や審議を実施することで取組みの監督を行います。



## (3) 戦略

当社のサステナビリティに対する取り組みは、「(1)サステナビリティに関する考え方」に記載のとおり2種類に分けられます。当社のみならず、投資という事業を通じて投資先企業をもたらす影響についても積極的に関与していくことで、サステナブルな社会への貢献に努めていきます。



当社のマテリアリティと中長期の取り組みについては、各事業年度の統合報告書に記載しています。詳細は下記当社WEBサイトURLをご参照ください。

<https://www.jafco.co.jp/ir/integrated-report/>

## 企業としてのESGの取り組みの強化

当社は、パーパス実現に向け、さまざまなサステナビリティに関する課題の中でも、特に環境、社会、ガバナンスについて以下の課題を認識し、取り組みを行ってまいります。

**E (Environment) :** 当社では、環境を重要な社会課題と認識し、自社の環境負荷低減を推進します。効率的なオフィス運用、リモートワークなどを通じて、エネルギー使用量の削減及び温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。社内会議での紙資料の配付・保管を原則廃止し、ペーパーレス化を徹底するとともにクラウド化を進め、2018年2月の本社オフィス移転を機に、フリーアドレス制を導入しました。また、当社は2023年5月に、気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures。以下、TCFD) による提言 (以下、TCFD提言) へ賛同しました。TCFD提言をふまえた情報開示については、「(6) 気候変動への対応 (TCFD提言をふまえた情報開示)」をご参照ください。

**S (Social) :** 当社の事業の本質は、出資者からの投資資金の調達、社会課題を解決する有望企業の発掘と投資、投資後の対話を通じた成長支援とEXITです。また、長年培った豊富なリソースと多くの企業との幅広いネットワークを活かし、起業家と大企業とのマッチングや新事業開発に関する企業との勉強会、スタートアップ向けの経営人材支援事業等の、様々な取り組みを行っています。このように投資事業を通じてスタートアップエコシステムの発展に貢献し、社会及び経済を循環させることで持続的な社会の実現を目指します。このため、投資事業を支えるための人材育成と組織基盤を重視する人材戦略を進めています。例えば、「強い個の育成」のために、当社独自のキャピタリスト育成ノウハウを活用し、パートナーを中心とした採用・育成体制の構築、インストラクター制度やメンター制度の充実を図っています。また、「組織基盤の発展」のために、中途採用の強化や人事制度の継続的な見直し、マネジメントの育成強化、当社のパーパス・ミッション・バリューを軸とした社内カルチャー浸透プロジェクトを実施しています。

さらに、当社は、当社の活動に関連するすべての個人の人權、多様な価値観を尊重するとともに、安全で健康に働くことのできる職場環境を目指すことを表明しています。2024年11月には、「ハラスメント防止に関する方針」を策定し、内部通報制度を拡充しました。職場だけでなく投資先を含む全てのステークホルダーの方々に対するハラスメント等を根絶していくため、通報制度の利用対象者を投資先等の外部の関係者まで拡大し、合わせて社外の法律事務所による外部窓口を設置しました。ハラスメントの事実が判明した場合には、適正な対処と、再発防止に向けた措置を講じています。また、人權尊重の取り組みを一層強化するため、2025年5月に「人權方針」を制定しました。当社は、人權尊重が企業の社会的責任であると同時に企業価値の向上に不可欠と考え、国際規範の支持と遵守を表明すると共に、人權デューデリジェンスの実施と課題への対応、投資先企業との協働による人權尊重の推進、教育・啓発活動の推進、ステークホルダーとの対話・協議を重視し、人權尊重の取り組みを効果的に推進していきます。

G ( Governance ) : ベンチャー投資・バイアウト投資というリスクの高い事業を営む当社にとって、経営のガバナンスを高め、公正で迅速な意思決定を行うことは非常に重要です。当社はこれまで、経営の独立性、株主の皆様との価値共有、資本効率の向上と成長戦略推進等のテーマで、毎年段階的にガバナンスの強化を進めてきました。具体的には、2015年6月に監査等委員会設置会社へ移行して以降、取締役会での社外取締役比率の向上、女性取締役の選任、指名・報酬委員会の設置などを実施してきました。また、2021年3月期には、資本効率の観点から、投資活動の継続に必要な資金を明示し、それを超える部分は株主還元を検討する方針を決め、自社株買いを実施しました。さらに、2022年12月に公表した「企業価値向上の基本方針」の実現に向けた蓋然性を高めるため、2025年4月に国内投資への集中と海外子会社の譲渡を決定し、合わせて株主還元方針の見直しを行い、当該基本方針の更新をしました。これに伴い、アジア法人JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdを2025年10月に、米国法人JAFCO America Ventures Inc. (Icon)を2026年1月に譲渡完了しています。当社はこの基本方針の実現に向け、引き続き組織基盤を強化するとともに、事業を通じたサステナビリティへの貢献の施策に継続して取り組んでいます。

各事業年度毎のガバナンス強化の取り組みについては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載した「(ご参考) ガバナンスへの取り組み」をご参照ください。

また、企業価値向上の基本方針の更新については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 会社の対処すべき課題 2) 資本効率の向上、および 3) 中長期的目標」をご参照ください。

#### 事業を通じたサステナビリティへの貢献

事業を通じたサステナビリティへの貢献は、サステナビリティに貢献する事業への投資活動と、投資先のESGリスクを見極め、適切な取り組みを推進する活動の2種類があります。

当社の事業の本質はESG投資の考え方に強く合致するものです。社会課題を解決する有望企業の発掘、投資後の対話を通じた成長支援、そしてEXITに至るまでの過程にESGの観点を取り入れ、投資先の事業成長を通じてサステナビリティの実現に貢献し、当社の競争力と企業価値を高めていきます。また、責任投資原則

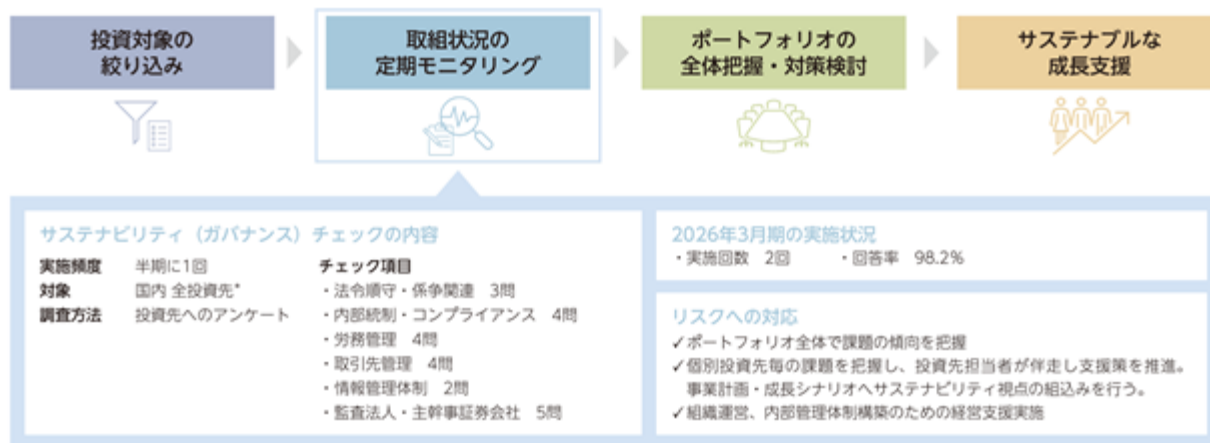
(Principles for Responsible Investment)の基本的な考え方に賛同し、2025年7月11日に署名機関となりました。これに合わせて、当社の投資活動におけるESG投資の取り組みをより一層推進するために、「ESG投資方針」を策定しました。「ESG投資方針」の詳細は下記当社WEBサイトURLをご参照ください。

[https://www.jafco.co.jp/sustainability/contributing\\_to\\_sustainability/](https://www.jafco.co.jp/sustainability/contributing_to_sustainability/)

投資活動の最初の段階となる事業ポテンシャルの評価にあたっては、ESGやSDGsの側面からのリスクや社会的ニーズが重要な要素です。その評価をもとに、サステナブルな成長実現のための課題についても、投資候補先企業の経営陣と議論し、投資実行の判断を行います。投資実行後は、サステナビリティチェックを通じ各社の取り組み状況を半年ごとにモニタリングしつつ「ポートフォリオ会議」においてサステナビリティ観点でも課題が見られる企業に対する対応策を検討します。

これら取り組みを通じてサステナビリティにおける課題を把握した上で、投資先の成長支援を行います。投資先の事業立ち上げを最優先としつつ、管理体制の整備を並行して進めることが重要となります。さらに、成長の段階に応じて人材採用を含め、営業・開発・管理の体制構築をサポートします。こうした取り組みを通じ、将来的に大きな社会的インパクトを生み出す企業を輩出し、サステナビリティの実現に貢献します。

(ご参考) 投資活動における取り組み



\* 直近でEXIT (IPO/M&A/その他の流動化)を予定している先、及びサステナビリティ (ガバナンス) チェック実施タイミングの直前に投資した先 (基準日から遡って一カ月以内程度) は調査対象から除外しています。

#### サステナビリティに貢献する事業への投資活動

当社は「すべての投資先企業が、事業を通じてサステナビリティに貢献している」と考えています。投資対象となる有望企業の発掘の際には、これらの企業の「事業が社会的意義を有しているか」や「事業が社会課題の解決に貢献し得るか」も考慮し、この社会的意義の実現こそが、サステナブルな社会への貢献だと捉えています。

当社は、社会に未だ見ぬ価値を見出し、社会的意義を実現する事業への投資を継続することで、投資先企業を通じた持続可能な社会の実現を目指しています。従来より投資対象は特定の業種・領域に限定しない方針としていますが、「脱炭素社会や社会課題の解決に直接的に貢献する企業」は、ESGの観点においても重要な投資領域と捉えています。

#### 投資先のESGリスクを見極め、適切な取り組みを推進する活動

当社の投資先となる企業には、環境・社会・ガバナンスへの取り組みに関して様々なリスクが内在しています。特にシード・アーリーステージのスタートアップにおいては、経営リソースが限られているため、自社のみでESGリスクを改善することが困難なケースも少なくありません。そのため、当社では投資前・投資後のタイミングにおいて、投資先企業のESGリスクの見極めとESGの取り組みの強化に向けた活動を行っています。

投資前においては、起業家・企業・事業の各要素において、ESGのリスクが対応可能な範囲であるかを見極めるため、デュー・デリジェンスに力を入れています。投資委員会においても十分な議論を行い、ESGリスクの高い企業に対して投資を行わないように努めています。

投資後においては、投資先の企業活動のモニタリングとESGリスクの対応支援に取り組んでいます。半期に1度、すべての投資先企業を対象としたサステナビリティチェックを行い、ESGに関するリスクを未然に洗い出します。潜在的なリスクが認められる投資先企業に対しては、個別に啓蒙活動や各種支援を行い、ESGリスクの最小化に努めています。

#### (4) リスク管理

当社は、パーパスの実現のため、当社の事業におけるサステナビリティに関するリスクと機会を適切に把握、管理するように努めます。具体的には、取締役会から委託を受けて設置している投資委員会では、投資候補企業のESGリスクや、サステナビリティに関するリスクと機会を含む事業の成長性も踏まえて投資の可否を審議します。投資委員会は、取締役社長を含むパートナー等で構成され、原則として毎週開催しています。また、投資先企業のサステナビリティに重要な影響を及ぼす事案が発生した場合には、投資委員会の構成員に対してすみやかに報告する体制を整えています。さらに、投資先企業のサステナビリティチェックを定期的の実施するとともに、四半期に1回、ポートフォリオ全体のリスクを把握し、課題を検討します。

ESGに関するリスク及び機会に関しては、「第2 事業の状況 3事業等のリスク」をご参照ください。

#### (5) 企業戦略と関連付けた人材・人事戦略

「第2 事業の状況 1経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の記載のように、当社は、2022年12月に公表した「企業価値向上の基本方針」において、株主の皆様の利益拡大に繋がる企業価値向上を目指し、成長戦略の推進と、純資産の圧縮による資本効率の向上を進めています。企業価値向上を持続的に向上させるためには、人材の強化が欠かせません。具体的には、「強い個の育成」と、「強固な組織基盤の構築」の2点が必要になります。



人的資本強化をより強力に推進する体制として、組織人事部を2025年10月に新設しました。中長期の企業戦略にもとづく要員計画の見直しや、エンゲージメントサーベイ等に基づく課題分析・施策の設計に取り組んでいます。また、2025年5月には人権方針を策定するとともに、ハラスメント防止に向けた研修も継続的に実施しています。

#### ガバナンス

有形資産を持たない当社においては、人的資本が競争力の源泉であり、経営上の最重要課題として認識しています。2025年10月には、人的資本の強化に向けて組織人事部を新設しました。組織人事部が主管となり人的資本のリスク及び機会を捉えた上で、四半期に1回、取締役会において取り組みを報告します。取締役会は、具体的な活動方針や推進施策等に対し、進捗状況の検証や審議を実施することで取り組みの監督を行います。

#### 戦略

当社の成長は、その事業の特性上、ベンチャーキャピタリストをはじめとする「個」に大きく依存します。そのため、いかにして優秀な「個」を採用し育てていくかが、事業上の大きな課題となります。当社の人材の採用・育成は、持続的な企業価値向上の実現に向けた経営・事業戦略と連動した要員計画にしたがって行っています（下図1）。特に投資部門においては、これまでも継続している新卒採用に加え、様々な経験・スキル・ポテンシャルを有するキャピタリスト人材を継続的に採用しています（下図2）。加えて、当社が培ってきた独自のキャピタリスト育成モデルにより、良質な投資を実現する強い「個」を育成していきます（下図3）。

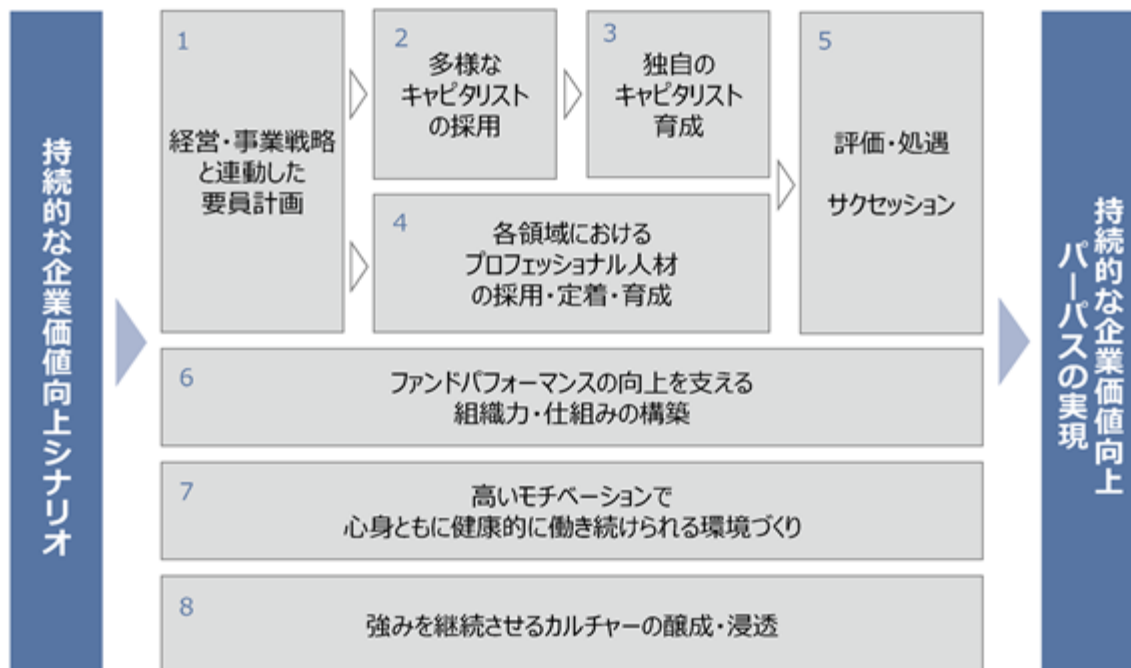
また、当社および、投資先を取り巻く環境も、大きく変化をしています。そのため、キャピタリストだけではなく、投資先支援やファンド運用、コーポレート分野など、各領域においてもプロフェッショナル人材の採用・定着・育成も重要となり、力をいれています（下図4）。こうした多様な強い「個」を持つ優秀な人材の採用・定着・育成には、人事制度をはじめとする評価・処遇等の仕組みも重要な要素です（下図5）。

加えて、ファンドパフォーマンスの向上を支える組織力・仕組みの構築も欠かせません。組織としてのナレッジ蓄積・共有や経営の効率化等の仕組み作りは、個の成長も促し、組織として持続可能性を高めます。また、組織としての対応力の強化は投資事業において高い付加価値を生み出すことに繋がると考えます（下図6）。

さらに、多様な「個」の力を最大化し、「個」の力を最大限発揮し続けられるようにするためには、働く環境づくりも重要です。社員のモチベーションを高め、心身ともに健康的に働き続けることができ、ライフステージの変化にも対応できる体制や仕組みの構築も、当社が取り組んでいる重点事項です（下図7）。

強い「個」の育成と、強固な組織基盤構築に向けて欠かすことのできない要素が、パーパス・ミッション・バリュー・アイデンティティに表現されるカルチャーの醸成・浸透です。様々なバックグラウンドを有する多様な人材の集団が、一丸となって高いパフォーマンスを発揮するためには、共通するカルチャーを醸成し、浸透させていくことが欠かせません（下図8）。

このような取り組みを通じ、強い「個」と、強固な組織基盤の構築を実現することで、持続的な企業価値の向上とパーパスの実現に努めてまいります。



#### リスク管理

当社では、人的資本におけるリスク及び機会のモニタリングにあたっては、定量・定性の両面による評価が重要だと考えています。

定量面では、要員計画を踏まえた採用数や離職率、当事業年度より開始したエンゲージメントサーベイのスコアなどを参考としています。定性面では、日常でのコミュニケーションに加え、定期的な社員1on1面談や、年1回の自己申告制度で得られる要望、意見などを参考としています。

人的資本の強化には、定量面には表れていない問題の深掘りが重要だという考えのもと、課題の構造整理や仮説検証を繰り返すことで、適切な評価及び優先順位付けを行っています。

#### 指標及び目標

「強い個の育成」及び「強固な組織基盤の構築」の両立に向け、適切な指標や目標の設定に努めています。

年間採用人数や退職率などは、「強い個の育成」において重要な指標です。一方で、要員数の指標や目標が先行することで、質的観点が薄れてしまうことに対しては注意が必要となります。

女性活躍や障がい者雇用といった多様性の強化や、コンプライアンス研修の受講率、エンゲージメントスコアなどは、「強固な組織基盤」において重要な指標となります。エンゲージメントスコアは当事業年度が初年度であるため、定期的な取得を通じて、課題改善に努めていきます。目標の設定、開示の方法については、今後、対応の検討を進めてまいります。

#### (6) 気候変動への対応（TCFD提言をふまえた情報開示）

##### ガバナンス

「(2) ガバナンス」をご参照ください。

##### 戦略

当社はTCFDの情報開示フレームワークに沿い、地球の平均気温が産業革命以前に比べて4、1.5 上昇することを想定した2つのシナリオを用いて気候変動に係るリスクと機会の特定を行いました。その結果、当社の事業において影響度が大きなものを中心に以下にまとめています。今後、脱炭素社会の実現に向けた対策の検討を行っていきます。

リスク

区分	種類	想定されるリスク	時間軸 *	影響度 **
移行リスク	政策・法規制	炭素税をはじめとするカーボンプライシング導入、省エネ・GHG排出規制強化による対応コストの増加	中～長期	小
		関連法規制の増加、情報開示義務拡大に伴う事業運営コストの増加、および怠った場合の罰則等の負担	短期	大
	市場	ESG投資および環境関連ビジネス市場の競争激化による、ファンド募集・投資運用における競争激化、コストの増加、および投資倍率の低下 1	短～長期	大
	評判	当社および投資先の気候変動対応が不十分なことによるステークホルダーからの評判低下リスク	短～中期	大
	技術	投資先企業が有する技術の陳腐化や技術開発の失敗、競争激化によるコスト増による投資先企業の価値が低下する可能性	中～長期	小
物理リスク	急性	風水害の激甚化等の災害をトリガーとした金融市場の破綻や当該市場における市場暴落や大型倒産	中期	大
	慢性	気温上昇による事業所およびデータセンター等の運営コストの増加	中期	小

機会

区分	種類	想定されるリスク	時間軸 *	影響度 **
機会	市場	脱炭素に貢献する事業を展開する企業への投資機会・E X I T機会の増加、評価額の増加による収益機会の拡大 2	短～中期	大
	サービス	積極的な気候変動対応によるレピュテーション向上、これに伴う投資機会・ファンド出資獲得の機会増加	短～中期	大

\* 各リスク・機会の候補が発生し始める時間軸（影響期間）の分類は以下の考え方に基づく。

- 長期・・・今後10～30年の間に影響が発生
- 中期・・・今後4～9年の間に影響が発生
- 短期・・・今後0～3年の間に影響が発生

\*\* リスク・機会の候補から、当社事業における重要度の分類は以下の考え方に基づく。

- 大・・・リスク・機会が与える影響が大きい
- 小・・・リスク・機会が与える影響が小さい

1 現時点では具体的に以下のようなリスクを想定しています。

- ・投資候補先発掘から投資判断・実行にかけてのフェーズでの調査コスト増加
- ・ESG特化型ファンド参入による投資競争激化
- ・ESG関連サービスを提供している会社のバリュエーション上昇による取得コストの増加
- ・投資先の企業価値向上フェーズにおけるESG支援コストの増加
- ・ESGチェック基準の厳格化等によるE X I Tまでの期間の長期化等のリスク

2 現時点では具体的に以下のような機会を想定しています。

- ・再生可能エネルギー分野をはじめとする、環境関連ビジネスを行う企業への投資機会の増加
- ・脱炭素など環境関連ビジネスを提供する企業へのM & A需要増加に伴うE X I T機会の増加および評価額の増大等の機会

## リスク管理

「(4) リスク管理」および「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

## 指標・目標

当社は、2018年3月期分より温室効果ガス（GHG）排出量におけるScope1、Scope2の算定を行っております。詳細は下記当社WEBサイトURLをご参照ください。

[https://www.jafco.co.jp/sustainability/initiatives\\_for\\_tcf\\_recommendations/](https://www.jafco.co.jp/sustainability/initiatives_for_tcf_recommendations/)

また、GHG排出量（Scope1、2）の削減目標の設定、およびサプライチェーンにおけるGHG排出量（Scope3）の算定については、今後対応の検討を進めて参ります。

### 3【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクには以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び対策に努めてまいります。ただし、これらのリスクは必ずしも全てのリスクを網羅したものでなく、想定していないリスクや重要性が低いと考えられる他のリスクの影響を将来的に受ける可能性もあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経済状況

##### ・背景事情およびリスク

当社は主に当社が管理運営するファンドの資金を使って、日本で未上場株式等への投資を行っております。当社はファンドからの管理報酬及び成功報酬に加え、ファンドに自己資金を出資することにより、投資成果であるキャピタルゲインをファンドの他の出資者とともに享受します。

ファンドのパフォーマンスは、政治・経済・社会情勢や株式市場の動向に影響を受けます。不況に陥った場合には、投資先企業の業績不振につながる可能性があり、また起業環境が悪化することで、当社の投資対象となりうるスタートアップの数が減少する可能性があります。未上場株式等への投資は、投資からEXIT（売却）まで数年程度の期間を要するため、EXIT時点での株式市場やIPO市場が低調な場合には、ファンドが保有する株式等の流動化機会が限られる可能性があり、またファンドが得るキャピタルゲイン及び成功報酬も大きく変動する可能性があります。こうした場合は、ファンドのパフォーマンスに影響し、ひいては当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ・対応策

当社では、ベンチャー投資とパイアウト投資という異なる性質のアセットクラスを有することにより、市況の影響を抑え、経営の安定化を進めています。ベンチャー投資は、創業期から成長期のスタートアップを投資対象とすることで高い成長期待が持てる一方、保有期間も長く、変動性が高いという特徴があります。パイアウト投資は、一定の収益力を持つ中小・中堅企業を中心に投資を行うことで、3倍程度の投資倍率を安定的に狙うという特徴があります。また、当社が運用する未上場企業投資ファンドは、通常3年半前後の期間をかけて投資先企業の組入れを行うため、時間的にも一定期間に渡る分散が行われることとなります。さらに、IPOに限らずM&A等によるEXITの機会も絶えず追求しており、株式市場やIPO市場の動向が当社の収益基盤へ与える影響を低減できるように努めています。

#### (2) 未上場株式等への投資

##### ・背景事情およびリスク

当社及びファンドは、未上場株式等を投資対象としており、その中でも近年では創業期のシードや事業立ち上げ時期のアーリーステージの割合が高まっています。シード・アーリーステージ段階にある企業の潜在力を見極めることは容易ではなく、高い潜在成長力を有する企業への投資機会を逸した結果、当社及びファンドが大きな投資収益をあげることができない可能性があります。未上場企業は一般に収益基盤や財務基盤が不安定であるばかりでなく、売上がないまたは僅少である場合も多く、経営資源に制約があること等から、景気や市場動向、競争状況等の影響を受けやすく、事業の不確実性が高いといった特徴があります。経営体制や管理体制が未整備であることが多く、そのためコーポレート・ガバナンスが機能しなかったり、内部統制上の不備が生じてしまうことで、その事業の継続性に重大な影響をもたらすこともあります。

また、投資先企業の事業が当初の計画通りに進捗せず、財務状況が悪化した結果、他社への事業売却、倒産等に至り、投資資金が全く回収できない場合もあります。さらに、投資先企業の株式上場や第三者との組織再編、事業売却等M&A等による出口が保証されているものではなく、株式上場やM&A等があった場合であっても、その株式等を、投資コストを上回って売却できる保証はありません。加えて、未上場株式等は、上場株式等に比べ、発行体情報の正確性が保証されておらず、流動性が著しく劣る等の性質があるため、未上場段階で売却を行う場合には、その価格が想定を大きく下回ることがあります。未上場株式等への投資にはこうしたリスクが存在することから、ファンドのパフォーマンスに影響し、ひいては当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ・対応策

当社では、有望企業を厳選し、1社あたりの投資金額と保有シェアを高め、投資先企業への経営関与を強化しています。

当社における投資判断は、投資委員会において行っています。投資委員会では、投資検討先が対象とする市場の成長性、製品/サービスの革新性や競争力といった事業性、マネジメントチームの評価、投資採算や投資

条件、想定する投資後の企業価値向上策やE X I T戦略、さらにはリスクや事業のサステナビリティなどの観点から議論を行った上で投資の可否を決定します。

投資後は、成長ステージなど投資先企業ごとの状況に応じて、人材採用、営業・マーケティング、大手企業との資本・業務提携、管理体制整備・上場準備、追加の資金調達といった面でのサポートを提供しています。

未上場投資先の状況は、投資委員会・ポートフォリオ会議等の場で定期的に把握し、これらの内容を投資先企業の評価に反映するとともに、個別に価値向上のための各種支援を行い、課題に対する適切な対応を検討しリスクの最小化に努めています。その際、当社が培ってきた豊富なリソースとネットワークの蓄積を活用します。

このようにして投資先の事業の成長と企業価値の向上を図り、キャピタルゲインと投資倍率の向上に努めています。

### (3) 専業であること

#### ・背景事情およびリスク

当社は、ファンドの管理運営、日本での未上場株式投資に経営資源を集中し事業活動を行っており、現状では未上場株式投資以外に事業を拡大することは考えておりません。当業界は政治・経済・社会の情勢変化や株式市場・IPO市場の影響を強く受ける業態であるため、このような変化等が当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・対応策

当社では、2018年3月に導入したパートナーシップモデルを進化させ、これまでに蓄積してきた組織基盤との協働を図りながら、投資運用力の向上によるファンドパフォーマンスの向上やファンド募集力の強化を目指しています。2025年4月以降においては、国内の未上場株式投資に経営資源を集中させることで、より一層、投資運用力とファンド募集力の向上を図ります。

### (4) 競合

#### ・背景事情およびリスク

当社の主たる業務である未上場株式投資では、当社に類する専業のベンチャーキャピタルやプライベートエクイティファンド、事業会社によるいわゆるコーポレートベンチャーキャピタルといった競合他社との間で、有望な未上場企業への投資案件獲得競争が激しさを増しております。こうした競合状況により有望企業への投資機会を逸した場合や、必ずしも当社が望む条件ではない場合は、十分なキャピタルゲインをあげることができず、ファンドのパフォーマンスに影響し、ひいては当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・対応策

当社は、2018年3月に導入したパートナーシップモデルを進化させ、同時にこれまでに蓄積してきた組織基盤やネットワークも活用して投資先企業の成長をサポートすることで競合他社との差別化を図り、ファンドパフォーマンスの向上を目指しています。2025年4月以降においては、国内の未上場株式投資に経営資源を集中させることで、より一層、投資運用力とファンド募集力を向上させ、競合との差別化を図ります。

当社は創業以来、様々な革新的製品やサービスを、起業家とともに生み出してきました。「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」という、創業時からの変わらぬ想いを当社のミッションに掲げ継続的に社内に浸透を図ると共に、当社の投資スタンスについてスタートアップを率いる起業家に訴求しています。また、当社HPやオウンドメディア等を通じて、当社の投資活動や投資先企業の成長をサポートするビジネスディベロップメントの取り組みを実例と共に紹介することで、経営に深くコミットメントする当社のスタンスの理解を促進し差別化を行っています。

### (5) 株価下落

#### ・背景事情およびリスク

当社が保有する上場株式の株価の下落は、ファンドのパフォーマンスならびに当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、厳選集中投資により当社及びファンドによるIPO時点の持株比率が比較的高い水準である場合は、株価下落による悪影響が一層大きくなり、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・対応策

投資先企業のIPO後は、株式市況、取得コストや保有残高、株価、出来高の動向、当該投資先企業の事業の状況、当該株式を保有するファンドの契約期間等を総合的に勘案しながら、当社及びファンドが保有する株式を売却しています。また、上場株式の複数の流動化手法を活用しており、買い手となる機関投資家との間で

証券会社を介して諸条件が折り合った場合、「ブロックトレード」と呼ばれる相対取引等により一定程度まとまった株数を売却することもあります。

## (6) ファンド募集

### ・背景事情およびリスク

当社における投資は、基本的にファンドの資金を使って行っております。当社ファンドの出資者は主に、運用を目的とする金融機関等の機関投資家層や、スタートアップとの接点を求める事業会社です。また、当社は当社が運営管理するファンドに一定の自己資金を出資することで、継続安定的にファンドを組成してリスクマネーを供給するという社会的使命を果たすとともに、キャピタルゲインの獲得機会としてきました。

また当社は、2022年12月に公表した「企業価値向上の基本方針」において、成長戦略の推進と資本効率の向上のため、新設ファンドサイズを対象マーケットにあわせて段階的に拡大させる一方で、当社の出資比率は段階的に低減させ、中長期的には新設ファンドへの当社出資比率を20%にすることをしています。

政治・経済・社会情勢その他ファンド募集に係る環境の悪化、ファンドパフォーマンスの低迷、ファンド条件や管理運営手法に対するファンド出資者ニーズとの乖離といった要因により、今後のファンド募集において想定通りに外部の出資者から十分な資金を集めることができない場合、投資活動に支障をきたす可能性があるほか管理報酬および成功報酬が減少し、また、想定通りに自己資金での出資ができない場合はキャピタルゲインが減少し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ・対応策

ファンド出資者に対しては、ファンドの運用状況、投資先企業の事業の状況等に関する定期的なレポートを送付するほか、出資者のニーズに応じて随時面談し、コミュニケーションを図っています。こうして、運用の透明性を確保するとともに、出資者が必要としている情報を提供することで、信頼関係の醸成に努めています。

また、当社はファンド募集と出資者対応を主な業務とするファンド運用専門の部門を有しています。投資先企業の製品・サービスの紹介や、セミナー等のイベント開催など多様な接点を通じて、ファンドの社会的意義、当社の投資活動やファンド運用に対する理解を深めてもらう機会をつくることで、潜在的なファンド出資者の開拓を継続して行っており、今後のファンドの募集に向けては、海外投資家や年金、投資信託など出資者層の拡大のための取り組みを推進しています。

主に日本国内でのベンチャー投資及びパイアウト投資を行う2022年設立の基幹ファンド（ジャフコSV7シリーズ）における外部出資比率は80%、当社出資比率は20%でした。当社は今後も、新規投資の組入期間に合わせて、3年半前後の周期でファンド募集を行うこととしており、「企業価値向上の基本方針」における中長期的目標の達成を目指し、新設ファンドサイズを対象マーケットにあわせて段階的に拡大させる一方で、中長期的に新設ファンドへの当社出資比率20%を定着させていきます。

「企業価値向上の基本方針」における中長期的目標については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 会社の対処すべき課題 3) 中長期的目標」をご参照ください。

## (7) 海外ファンド持分

### ・背景事情およびリスク

当社は2025年4月、投資パフォーマンスに優位性があり、今後マーケットの拡大が予想される国内投資に集中することを決定し、アジア法人JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdを2025年10月に、米国法人JAFCO America Ventures Inc. (Icon)を2026年1月に譲渡完了したものの、譲渡後のアジア・米国法人が運用する既存ファンドへの当社出資持分は海外ファンド持分として継続保有することとしています。海外ファンド持分には引き続き(1)経済状況、(2)未上場株式等への投資、等のリスクが存在することに加えて、法人の譲渡完了に伴い、当社は海外ファンド持分の管理運営には関与しないこととなり、リスクに対して適切な対応が行われずファンドパフォーマンスが低迷し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、海外ファンド持分で保有する資産は、米ドルを中心とする外貨建であるため、為替レートの変動は、ファンドパフォーマンスに影響します。未上場株式等への投資は、多くが投資からEXITまで数年程度の期間を要し、その間の為替レートの変動の影響を完全に払拭することは困難であり、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ・対応策

四半期毎に海外ファンド持分の管理運営者から入手するファンドの運用状況、投資先企業の事業の状況等に関するレポートに基づき適切に引当を行います。また、海外ファンド持分の管理運営者から直接報告を受ける機会を四半期毎に設けることで運用状況を適切に理解、把握できる体制を構築しています。

海外ファンド持分で保有する資産の売却及び当該売却代金の分配は、ファンド運用期間（通常10年間）満了までの期間にわたって行われます。その結果、現在海外ファンド持分として保有している外貨建資産を流動化する際の為替レートについては、一定期間に渡る時間分散が行われることとなります。

#### (8) 情報の管理

##### ・背景事情およびリスク

世界的にサイバー攻撃の脅威が高まり、生成AIの活用が進展する中、今後、外部からの不正アクセス、役員その他の関係者の悪意または過失による流出等といった事態により当社が保有する重要な情報が漏洩した場合は、損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ・対応策

当社では、外部のセキュリティ専門コンサルタントによるシステムリスク評価を実施すること等により課題の把握と対策の推進に努めています。

サイバーセキュリティ対策としては、ファイアウォールの整備、マルウェア対策やデータ暗号化を実施・強化しております。また、当社が保有する取引先の重要な情報及び個人情報の管理については、情報管理規程、プライバシーポリシー及び各種社内規程等の制定、役員への周知徹底、情報システムのセキュリティ強化等、情報管理体制の整備を行っております。加えてペーパーレス化を積極的に推進することで役員が書類を社外に持ち出す機会を減らし、重要書類の紛失リスク低減を図っております。さらに、役員に対し通達や研修等を通じて情報セキュリティに関する意識の涵養に努めております。

#### (9) 法的規制

##### ・背景事情およびリスク

当社は、ファンドの運営管理、未上場株式投資を日本を中心に行っておりますが、その活動にあたっては日本及び関係国の種々の法的規制（会社法・独占禁止法・租税法・金融商品取引法・投資事業有限責任組合契約に関する法律・外国為替管理法・マネロン対策関連・財務会計関連等）を受けることとなります。法的規制が及ぶことにより当社の活動が制限される場合及びこれら規制との関係で費用が増加する場合があります。当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ・対応策

当社では、管理部門を中心とする関係部署が業務に係る法的規制の導入・改廃に関する情報収集と対応を行っております。

#### (10) 法令違反等

##### ・背景事情およびリスク

当社では、当社及びその役員が、投資活動における関連法規や各種の契約等への違反、ファンドの無限責任組合員としての善管注意義務違反、又は業務上の過誤や不祥事等により、投資先企業、ファンド出資者その他の第三者に損害を与えた場合は、当該損害に対する賠償責任を当社が負う可能性があります。さらに、こうした法令違反等による社会的信用の低下や監督当局の行政処分等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ・対応策

当社でのコンプライアンスに係る情報は、コンプライアンスへの取り組み全般を統括するコンプライアンス・オフィサーに集約されます。各部門の長が担当部門におけるコンプライアンス責任者として日常におけるコンプライアンスを推進し、統括部署としての管理部門がその取り組みを支援・管理するとともに、内部監査部門がこうした状況を監査します。管理部門は法令等の制定・改廃に関する役員への情報発信や、コンプライアンスに係る研修や勉強会を実施しています。万が一法令や社内規則等に抵触する事案や事務事故等が発生した場合は、コンプライアンス・オフィサーとコンプライアンス統括部署に情報集約した上で、当面の善後策の検討・実施と再発防止の徹底を図ります。

また当社は、法令違反、ハラスメントを含む人権侵害等のコンプライアンスに係る事項の通報制度を設けています。通報の受付窓口として、管理部門および独立社外取締役による内部窓口及び顧問関係などない独立性の高い社外法律事務所の弁護士による外部窓口の2つを設け、当社の役員だけでなく、採用内定者、投資先・投資検討先、お客様、取引先など、当社の業務に関係するすべての方が、本制度を利用可能としています。

#### (11) 役員派遣

## ・背景事情およびリスク

当社は、投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。しかし、その役職員個人に対し役員損害賠償請求等があった場合、当社によるその個人に生じた経済的損失の全部又は一部の負担、当社の使用者責任や社会的信用の低下等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ・対応策

投資先企業において可能な範囲で会社役員賠償責任保険（D & O保険）の付保や責任限定契約を締結するとともに、当社加入のD & O保険では役員派遣されている役職員も補償対象に加えております。

## (12) 有能な人材の確保や育成

## ・背景事情およびリスク

当社の将来の成長と成功は、その事業の特性上有能なベンチャーキャピタリスト等の人材に大きく依存します。採用における競争環境の激化等により有能な人材を確保できなかった場合には、当社の将来の成長、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、有能な人材を確保・育成し定着させるためには費用が増加する場合があります。当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ・対応策

当社では、多様なバックグラウンドがある優秀な人材の確保やリテンション、社員に対する処遇の適正化・モチベーションの維持向上を実現していくこと等を目的として、2024年1月に人事制度の改定を行いました。評価グレード毎の期待役割をより明確にし、成果連動報酬の上限引上げ等により成果に報いる設計とし、また、当社の強みである組織力・カルチャーの維持・発展のため、当社のバリューを軸とした行動評価指標も新たに加えた制度となります。

加えて、継続的に行ってきた新卒採用と、積極的な中途採用活動により人材を獲得し、若手職員についてはインストラクターやメンターとして任命した役職員がサポートするなど、OJTを中心にその育成に取り組んでいます。2018年3月よりパートナーシップモデルを導入し、実績ある個人（パートナー）が投資運用の重要な意思決定を行い、ファンドパフォーマンスにコミットするとともに、ファンドの運用成果を個人が享受できる仕組みとしました。あわせて、投資の成果に対する直接・間接の貢献に応じ、職員が成果分配を受ける制度を設けています。また、フルフレックスタイム制、オフィスのフリーアドレス、リモートワークや副業など柔軟性が高いワークスタイルを導入するとともに、職員の健康面や人事制度面においても各種施策に取り組んでおります。さらに、当社の強みを継続させるためカルチャーの醸成・浸透を図り、職員一人ひとりが高いパフォーマンスを発揮できるよう取り組んでおります。こうした制度・施策を実施することで、多様なかつ優秀な人材の確保・育成に努めております。

## (13) 感染症や自然災害の影響

## ・背景事情およびリスク

新たな感染症の出現・拡大等により、売上減少や資金調達難という影響を受ける投資先企業が再び増える場合は、当社で投資損失引当金を繰入れるケースが増加するリスクや、投資先企業のIPO、M & AなどのEXITが低迷するリスクがあります。

また、感染症の流行のほか、地震・台風等の自然災害やテロ活動等により人的・物的損害やシステム障害といった事象が発生し、当社や投資先企業等の事業活動に制約が生じる可能性があります。当社では事業の継続のため情報システムのクラウド化などの措置を図っていますが、こうした事態がファンドのパフォーマンスに影響し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ・対応策

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、役職員や顧客等の健康と安全を最優先して感染拡大防止を図るとともに、投資先企業の資金調達、コスト削減、収益計画の抜本的見直し等に、投資先の経営陣らとともに取り組みました。当該知見を活かし、今後の新たな感染症の出現・拡大等が発生した場合も同様に対応を行うことでリスク低減を図ります。

## (14) ESG関連

## ・背景事情およびリスク

企業経営や投資活動においてESGやサステナビリティの観点が必要視され、当社においても継続的に取り組んでいくことが求められています。

当社におけるサステナビリティ実現への取り組み、ひいては当社のESG関連リスクへの対応が脆弱であると認識された場合、また、こうした取り組みへの開示が十分でないといなされた場合は、当社のステークホル

ダーからの支持が得られずに、ファンド募集や投資活動、人的資本の確保に悪影響を及ぼし、当社の企業価値の毀損、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・対応策

「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において判断したものであります。

##### （1）経営成績等の状況の概要

###### 財政状態及び経営成績の状況

2026年1月7日公表の「非連結決算への移行に関するお知らせ」に記載の通り、当社の連結子会社JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd（現JIF Capital Ltd.、以下、「JIAP」）の全株式の譲渡が2025年10月31日に完了したことに伴い、JIAP及びその連結子会社は当社の連結範囲から除外されることとなりました。また、2026年1月6日（米国現地時間）に当社の米国における非連結子会社JAFCO America Ventures Inc.（投資業務は「Icon Ventures」名で運営。以下、「Icon」）の全株式を現地マネジメントが設立した法人に譲渡完了しました。

これにより、当社の連結子会社はジャフコ コンサルティング株式会社（以下、「JCC」）のみとなりましたが、JCCはその総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり、重要性が乏しいため、2026年3月期第3四半期末をもって当社の連結範囲から除外することといたしました。

JIAP及びJCCの連結除外により、当社の連結子会社はなくなったため、当社は2026年3月期第3四半期より、これまでの連結決算から非連結（個別）決算へ移行しております。なお、前期比につきましては、個別業績との比較数値を記載しております。

そして、これまで、JIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分は営業投資有価証券とし、その出資持分に係る損失見積額は投資損失引当金として、総額法にて会計処理しておりましたが、上記の株式譲渡に伴い、JIAPのファンドについては2026年3月期第3四半期首である2025年10月1日をもって、Iconのファンドについては2026年3月期第3四半期末である2025年12月31日をもって、それぞれのファンドへの当社出資持分からその引当金を除いた純額を、投資有価証券として純額法にて会計処理することに変更いたしました。

併せて、これまで上記出資持分に係る損益は売上高、売上原価に計上し、その引当金に係る損益は投資損失引当金繰入額に計上しておりましたが、本変更以降に生じた出資持分及びその引当金に係る損益については、営業外損益として計上することといたしました。

また、上記の株式譲渡に伴い、当社財務諸表作成にあたり使用する、JIAP及びIconが運用するファンドの財務諸表は、これまで当社の決算日である3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しておりましたが、当事業年度より当該ファンドの決算日である12月31日の財務諸表を使用することといたしました。

この結果、当事業年度の当社財務諸表においては、当該ファンドの2025年4月1日から2025年12月31日までの期間に係る財務諸表を取り込んでおります。

当事業年度の当社の業績は、売上高21,619百万円（前期28,192百万円、増減率 23.3%）、営業利益5,607百万円（前期12,066百万円、増減率 53.5%）、経常利益5,905百万円（前期13,151百万円、増減率 55.1%）、当期純利益6,576百万円（前期9,632百万円、増減率 31.7%）となりました。

当事業年度における当社の投資先の新規IPOは2社であり、キャピタルゲインは対前期比で減少しました。

また、上記のJIAP及びIcon株式譲渡に際し、JIAP及びIconからの配当により営業外収益にて有価証券利息配当金2,429百万円の計上があったことに加え、特別利益にて投資有価証券売却益が106百万円、子会社株式売却益350百万円、子会社株式売却損163百万円が発生しております。

なお、当社はファンド運用事業の単一セグメントであります。

#### キャッシュ・フローの状況

当社は、2026年3月期第3四半期より連結決算から非連結（個別）決算へ移行したことから、キャッシュ・フローの状況について、前事業年度との比較は行っておりません。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは5,587百万円のキャッシュインフローとなりました。これは主に営業投資有価証券の売却収入によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは3,846百万円のキャッシュインフローとなりました。これは主に投資有価証券の売却収入によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは11,613百万円のキャッシュアウトフローとなりました。これは主に配当金の支払や自己株式の取得に伴う支出によるものであります。

上記の他に、当事業年度において、「投資有価証券への振替に伴う現金及び現金同等物の増減」として現金及び現金同等物が2,732百万円減少しております。これは、「財政状態及び経営成績の状況」に記載の通り、これまでJIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分に含まれる現金及び預金は、総額法により貸借対照表上「現金及び預金」として計上しておりましたが、純額法に変更したことにより「投資有価証券」に含まれることになるために生じた振替額であります。

これらの結果、現金及び現金同等物残高は当事業年度期首残高の66,095百万円から4,912百万円減少して、当事業年度末残高は61,183百万円となりました。そのうち2,573百万円はファンド出資持分であります。また、当社が組合契約を締結しているファンドに対して当社が出資金として今後支払を約束している金額は、当事業年度末で13,603百万円であります。なお、13,603百万円には、JIF Capital Ltd.運営ファンドに対する支払約束金額4,207百万円及びIcon Ventures運営ファンドに対する支払約束金額4,201百万円の合計8,409百万円が含まれております。また、JIF Capital Ltd.は2025年11月24日付でJAF00 Investment (Asia Pacific) Ltdより社名を変更しております。

(2) 生産、受注及び販売の実績

営業投資活動の状況

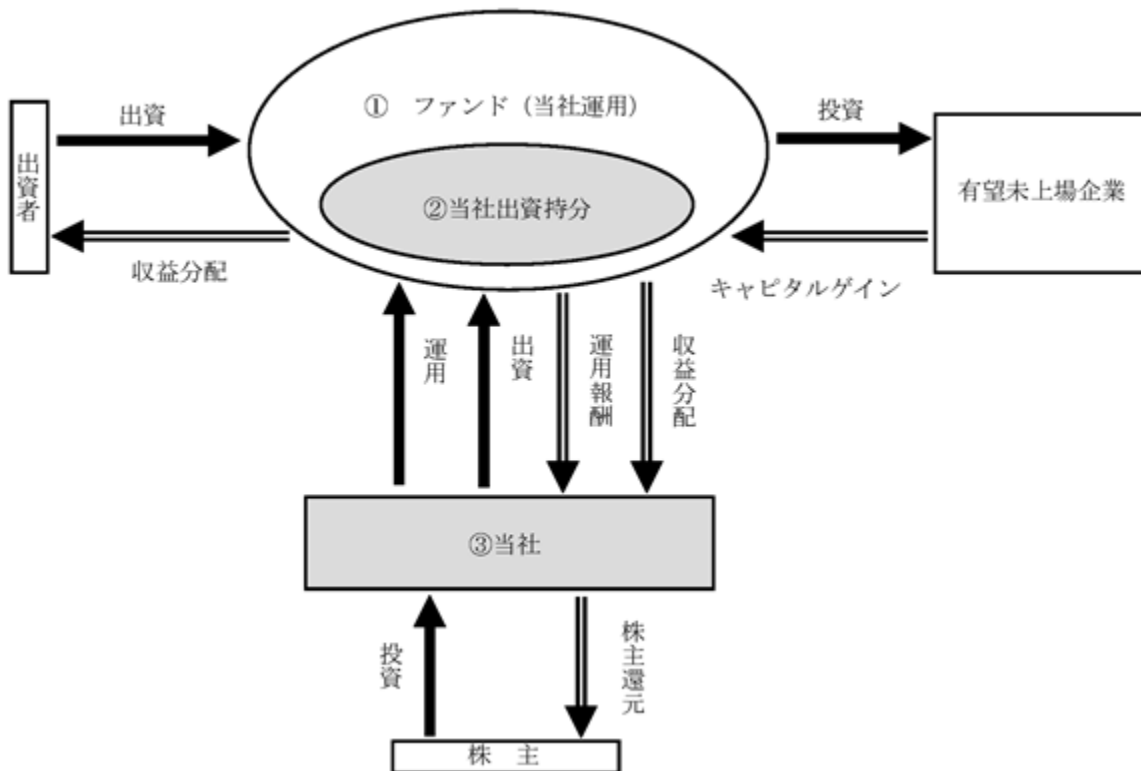
当社は、下図のとおり、原則としてファンド（下図）の資金により、有望未上場企業等への投資を行っております。

当社は、ファンドから契約に基づいて運用に対する管理報酬と投資成果に対する成功報酬を受領しております。また、ファンドにおける営業投資有価証券の売却損益等は、ファンドの出資持分に応じて、当社に直接帰属いたします。

貸借対照表の営業投資有価証券残高は、ファンドの当社出資持分（下図）に応じた営業投資有価証券残高と当社（下図）の営業投資有価証券残高の合計額であります。

次ページ以降の「投資実行額」「投資残高」につきましては、当社の営業投資活動（投資及びファンドの運用）を表すため、ファンド（下図）と当社（下図）を合算した投資活動の状況を記載しております。

なお、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載の通り、当社の連結子会社JIAPの全株式の譲渡が2025年10月31日に完了したことに伴い、JIAP及びその連結子会社は当社の連結範囲から除外されることとなりました。また、2026年1月6日（米国現地時間）に当社の米国における非連結子会社Iconの全株式を現地マネジメントが設立した法人に譲渡完了しました。そのため、「(2) 生産、受注及び販売の実績」につきましては、当社が運用する国内ファンドの状況を記載しております。



(注) 用語説明

名称	定義
ファンド	当社が運用するファンド（投資事業有限責任組合契約に関する法律上の組合等）

投資実行額

- 1 エクイティ投資実行額：業種別

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	金額	金額
エレクトロニクス	689	997
ソフトウェア	2,010	1,944
ITサービス	16,510	10,392
医療・バイオ	525	1,418
サービス	6,800	1,792
製造業	1,479	1,065
流通・小売・外食	-	274
住宅・金融等	-	1,486
合計	28,014	19,371

- 2 エクイティ投資実行額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額	社数	金額	社数
ベンチャー投資	17,023	44	13,373	40
バイアウト投資	10,991	8	5,998	5
合計	28,014	52	19,371	45

(注)「投資実行額」は、当社が運用するファンド全体の金額であります。

## 投資残高

## - 1 投資残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
	金額	社数	金額	社数
上場	6,508	30	2,924	23
未上場	143,633	183	151,861	192
合計	150,141	213	154,785	215

## - 2 未上場エクイティ投資残高：業種別

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	金額	金額
エレクトロニクス	7,426	8,106
ソフトウェア	8,424	9,994
ITサービス	79,463	86,513
医療・バイオ	8,215	9,634
サービス	21,141	21,512
製造業	8,313	6,969
流通・小売・外食	9,017	6,014
住宅・金融等	1,630	3,116
合計	143,633	151,861

## - 3 未上場エクイティ投資残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	金額	金額
ベンチャー投資	104,632	114,564
パイアウト投資	39,000	37,297
合計	143,633	151,861

(注) 1. 「投資残高」は、当社が運用するファンド全体の金額であります。

2. 「投資残高」は取得原価で表示しております。

## ファンドの運用状況

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
		ファンド数	コミットメント 総額 (百万円)	ファンド数	コミットメント 総額 (百万円)
円建	運用中	11	252,800	11	252,800
	延長中	5	60,000	5	60,000
	合計	16	312,800	16	312,800

コミットメント総額に占める 当社の 出資持分割合	34.7%	34.7%
--------------------------------	-------	-------

(注) 1. 2025年12月にジャフコSV8シリーズを設立いたしました。2026年4月24日現在、ジャフコSV8シリーズ全体のファンド総額は約580億円であり、前回SV7シリーズの総額978億円を上回る金額を目標とし、募集を継続中であります。なお、上表の当事業年度のファンド数、コミットメント総額は、ジャフコSV8シリーズを含んでおりません。

2. 「コミットメント総額」は、契約上出資が約束されている額の総額であります。

主なEXIT実績

当事業年度における当社の投資先の新規IPOは2社でした。詳細は「 - 1 IPO（新規上場）の状況」をご参照ください。

また、当事業年度におけるM&AによるEXITとしては、パイアウト投資先の㈱PAPABUBBLE JAPAN HDや㈱ウォーターフロント等の株式譲渡を実行しております。

- 1 IPO（新規上場）の状況

前事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

	投資先会社名	上場年月日	上場市場	事業内容	本社所在地
ベンチャー投資：6社	㈱アストロスケールホールディングス	2024年6月5日	グロース	スペースデブリの除去を中心とした、宇宙空間での軌道上サービスの提供	東京都
	Chordia Therapeutics(㈱)	2024年6月14日	グロース	新規抗がん剤の研究開発	神奈川県
	㈱タイミー	2024年7月26日	グロース	スキマバイトのマッチングサービスの運営	東京都
	㈱オルツ	2024年10月11日	グロース	パーソナル人工知能「P.A.I.」の開発、AI議事録等Saasツールの開発・提供	東京都
	dely(㈱)	2024年12月19日	グロース	「クラシル」、「クラシルリワード」をはじめとする複数のスマートフォンアプリ及びWebメディアの運営	東京都
	㈱Synspective	2024年12月19日	グロース	小型SAR衛星開発製造及び衛星データソリューション提供	東京都
パイアウト投資：2社	インフォメティス(㈱)	2024年12月9日	グロース	機械学習（AI：人工知能）を活用したエネルギー・データ・マネジメント・サービス	東京都
	プログレス・テクノロジーズグループ(㈱)	2025年3月28日	グロース	設計開発に特化したコンサル・ソリューション・プロジェクトサービス・エンジニアリングサービスなどのワンストップサービスの展開	東京都

当事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

	投資先会社名	上場年月日	上場市場	事業内容	本社所在地
ベンチャー投資：1社	㈱ミラティブ	2025年12月18日	グロース	スマホゲーム実況/ライブ配信を中心としたコミュニケーションサービス「Mirrativ」の運営	東京都
パイアウト投資：1社	伊澤タオル(㈱)	2025年6月20日	スタンダード	タオル製品等の企画・製造及び販売	東京都

## (3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

## 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、資産、負債、収益及び費用の額に影響を与える仮定や見積りを必要とします。

これらの仮定や見積りは、過去の実績や現在の状況等を勘案し合理的に判断していますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

## 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## a. 経営成績

「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおり、当事業年度の当社の売上高は21,619百万円(前期比23.3%減)、営業利益は5,607百万円(前期比53.5%減)となりました。営業外収益は、有価証券利息配当金の増加等により、2,663百万円(前期比94.7%増)となりました。また、営業外費用は、他社ファンド運用損の発生等により、2,365百万円(前期比735.3%増)となりました。この結果、経常利益は5,905百万円(前期比55.1%減)となりました。特別利益は、投資有価証券売却益、子会社株式売却益により2,493百万円となり、特別損失は子会社株式売却損により163百万円となりました(前期の特別利益及び特別損失の計上はありません)。税効果会計適用後の法人税等は1,658百万円(前期比52.9%減)となりました。以上の結果、当期純利益は6,576百万円(前期比31.7%減)となりました。

## b. 財政状態

当事業年度末における当社の財政状態は、流動資産120,472百万円(前期比23.5%減)、固定資産37,384百万円(前期比485.7%増)、流動負債1,679百万円(前期比65.1%減)、固定負債22,064百万円(前期比2.7%増)、純資産は134,113百万円(前期比2.5%減)となり、総資産は157,856百万円(前期比3.6%減)となりました。

なお、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおり、当事業年度中に、JIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分の会計処理を総額法から純額法に変更しております。その結果、これまで当該出資持分に含まれる現金及び預金や営業投資有価証券は、それぞれ貸借対照表上「現金及び預金」、「営業投資有価証券」として計上しておりましたが、当該変更により「投資有価証券」に振り替え、純額で計上しております。

そのため、流動資産については、現金及び預金が、上記の振替と、配当金の支払、自己株式の取得による支出等により前期末から4,912百万円減少しております。また、営業投資有価証券も、主に上記の振替により前期末から38,560百万円減少しています。一方で、固定資産については、投資有価証券が主に上記の振替により前期末から33,553百万円増加しています。

流動負債については、未払法人税等が前年度から3,339百万円減少し、固定負債については、繰延税金負債が前期末から720百万円増加しております。

## c. キャッシュ・フローの状況

「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

## d. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績等に特に重要な影響を与える要因である、投資実行、キャピタルゲイン、投資損失引当金、営業投資有価証券の残高、ファンドの運用業務の各状況に関する認識及び分析・検討は次のとおりです。

## (投資実行の状況)

「(2)生産、受注及び販売の実績 投資実行額」に記載のとおり、当事業年度の当社が運用するファンド全体の投資実行額は、19,371百万円(前期28,014百万円)、投資会社数は45社(前期52社)となりました。年間投資実行額は250~300億円前後の水準としていますが、パイアウト投資における投資実行のタイミングのずれによる影響等により、当事業年度は前期比で投資実行額が減少しました。

(キャピタルゲインの状況)

当事業年度における当社の投資先の新規IPOは2社であり、当社及び当社が運用する国内ファンドへの当社出資分(以下、「国内投資分」)に係るキャピタルゲインは前事業年度を下回りました。

なお、これまでJIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分は営業投資有価証券として総額法にて会計処理しており、出資持分にかかる損益は売上高、売上原価に計上していましたが、株式譲渡に伴い、JIAPのファンドについては2026年3月期第3四半期首である2025年10月1日をもって、Iconのファンドについては2026年3月期第3四半期末である2025年12月31日をもって、それぞれ投資有価証券として純額法にて会計処理することに変更し、それ以降の出資持分にかかる損益については営業外損益として計上しております。

前事業年度及び当事業年度の売上高、売上原価には、上記のとおり、株式譲渡前に計上したJIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分に係る金額が含まれておりますため、業績比較の参考数値として、以下の表では、国内投資分に係る金額を内数として記載しております。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		対前期比(%) (B)/(A)
	決算数値	うち、 国内投資分 (A)	決算数値	うち、 国内投資分 (B)	
営業投資有価証券 売上高	23,382	19,377	17,973	14,850	76.6
売却高	23,036	19,050	17,664	14,557	76.4
配当金・債券利子	345	327	308	292	89.4
営業投資有価証券 売上原価	10,840	8,995	9,934	5,383	59.8
売却原価	10,840	8,995	8,263	5,383	59.8
強制評価損	-	-	1,671	-	-
キャピタルゲイン -	12,541	10,381	8,038	9,467	91.2
投資倍率 ÷	2.16	2.15	1.81	2.76	-
上場キャピタルゲイン	9,395	8,768	8,401	8,037	91.7
上場以外キャピタルゲイン	3,145	1,613	363	1,429	88.6
売却益	4,493	2,539	2,568	2,183	86.0
売却損	1,347	925	2,931	753	81.4

(投資損失引当金の状況)

当事業年度の国内投資分に係る投資損失引当金は、投資損失引当金の繰入が取崩を上回り、対前期末比で投資損失引当金残高は増加しております。未上場営業投資有価証券残高に対する引当率も増加しました。

なお、これまで、JIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分に係る損失見積額は投資損失引当金として総額法にて会計処理しており、引当金に係る損益は投資損失引当金繰入額に計上していましたが、株式譲渡に伴い、JIAPのファンド出資持分については2026年3月期第3四半期首である2025年10月1日をもって、Iconのファンド出資持分については2026年3月期第3四半期末である2025年12月31日をもって、それぞれのファンドへの当社出資持分からその引当金を除いた純額を、投資有価証券として純額法にて会計処理することに変更し、それ以降の出資持分に係る損益については営業外損益として計上しております。

前事業年度の投資損失引当金残高及び、前事業年度及び当事業年度の投資損失引当金繰入額、取崩額には、上記のとおり、株式譲渡前に計上したJIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分に係る金額が含まれておりますため、業績比較の参考数値として、以下の表では、国内投資分に係る金額を内数として記載しております。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		対前期比(%) (B)/(A)
	決算数値	うち、 国内投資分 (A)	決算数値	うち、 国内投資分 (B)	
投資損失引当金繰入額	2,572	1,477	3,466	2,349	159.0
投資損失引当金取崩額	2,884	2,594	2,715	1,108	42.7
投資損失引当金繰入額 (純額・は戻入額)	311	1,117	751	1,241	-

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
	決算数値	うち、 国内投資分	決算数値	うち、 国内投資分
投資損失引当金残高	13,090	7,697	8,940	8,940
未上場営業投資有価証券残高に対する引当率	15.8%	16.8%	19.3%	19.3%

( 営業投資有価証券残高の状況 )

既存上場営業投資有価証券の売却等の影響により、当事業年度末の国内投資分に係る営業投資有価証券の残高は対前期末比で減少しております。

なお、これまで、JIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分は営業投資有価証券として総額法にて会計処理しており、出資持分に係る損益は売上高、売上原価に計上していましたが、株式譲渡に伴い、JIAPのファンド出資持分については2026年3月期第3四半期首である2025年10月1日をもって、Iconのファンド出資持分については2026年3月期第3四半期末である2025年12月31日をもって、それぞれ投資有価証券として純額法にて会計処理することに変更しており、それ以降の出資持分に係る損益については営業外損益として計上していません。

また、前事業年度の営業投資有価証券残高には、上記のとおり、株式譲渡前に計上したJIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分に係る金額が含まれておりますため、業績比較の参考数値として、以下の表では、国内投資分に係る金額を内訳として記載しております。

営業投資有価証券残高

( 単位：百万円 )

	前事業年度 (2025年3月31日)				当事業年度 (2026年3月31日)			
	決算数値		うち、国内投資分		決算数値		うち、国内投資分	
	取得原価	貸借対照表 計上額	取得原価	貸借対照表 計上額	取得原価	貸借対照表 計上額	取得原価	貸借対照表 計上額
上場	3,608	20,359	3,113	19,380	1,294	18,290	1,294	18,290
未上場	75,948	82,763	45,131	45,812	45,491	46,271	45,491	46,271
合計	79,556	103,123	48,245	65,193	46,785	64,562	46,785	64,562

( 単位：百万円 )

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
国内投資分に係る上場営業投資有価証券の取得原価と時価の差額	16,266	16,996
時価が取得原価を超えるもの	16,269	17,176
時価が取得原価を超えないもの	2	179

( 単位：百万円 )

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損(戻入益)	2	177

## (ファンドの運用業務の状況)

S V 4 シリーズの E X I T 進捗等により、当事業年度の国内投資に係る成功報酬は前事業年度の水準を下回りました。

なお、前事業年度及び当事業年度の投資事業組合管理収入には、株式譲渡前に計上したJIAP及びIconが運用するファンドに係る損益が含まれておりますため、業績比較の参考数値として、以下の表では、国内投資分に係る損益を内訳として記載しております。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		対前期比(%) (B)/(A)
	決算数値	うち、 国内投資分 (A)	決算数値	うち、 国内投資分 (B)	
投資事業組合管理収入	4,791	4,650	3,639	3,544	76.2
管理報酬	3,459	3,320	3,208	3,114	93.8
成功報酬	1,332	1,330	430	430	32.4

(注) 管理報酬及び成功報酬は、当社の出資持分相当額を相殺した後の金額となっております。

## e. 当社の資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要のうち主なものはファンドへの投資資金、販売費及び一般管理費等であり、販売費及び一般管理費等の主なものは、人件費及び不動産費等であります。ファンドの運用資産の大半は未上場企業であり、時価もなく流動性が極めて限定されます。従って、どのような環境にあっても、継続して投資を行うために強固な財務基盤が求められます。

当事業年度の純資産額は134,113百万円(前期末137,540百万円)、自己資本比率については85.0%(前期末84.0%)となりました。貸借対照表に計上されている61,183百万円の現金及び預金の中には、各ファンドに当社が既に出資した分も含まれています。

なお、当社は、後述の「株主還元についての方針」に基づき、投資継続のための必要資金を将来にわたり段階的に縮小させ、必要資金を超える現預金については自己株式の取得を検討することとしております。

株主還元についての方針

当社は、2026年3月期の配当から、年間配当金額をDOE（前期末株主資本に対する年間配当金額の割合）6%と配当性向50%のいずれか大きい金額とすることとしております。

なお、当社は、2026年3月期第3四半期より連結決算から非連結（個別）決算へ移行しております。2026年1月7日公表の「非連結決算への移行に関するお知らせ」に記載の通り、当事業年度の配当予想は、前期末連結株主資本に対する年間配当金額の割合（DOE）を6%として計算された132.88円を元に1株当たり133円を最低額として開示しておりました。非連結（個別）決算の移行に伴い、これを前期末単体株主資本を使用して計算すると132.18円となることから、配当予想は変更せず、前期末連結株主資本を基準としたDOE6%と個別決算における当期純利益の50%のいずれか大きい額を年間配当金額としております。

当事業年度の年間配当金額は、DOE6%（1株当たり133円）が配当性向50%（1株当たり62円）を上回るため、1株当たり133円といたしました。そのため、当事業年度の期末配当額は、本年間配当金額から中間配当額（1株当たり66.5円）を控除して、1株当たり66.5円といたしました。

翌事業年度以降の配当については、年間配当金額をDOE6%と配当性向50%のいずれか大きい金額とする方針に変更はなく、個別決算数値を基に決定してまいります。

また、必要資金を超える現預金は、自己株式の取得を検討することとしており、この方針に変更はありません。今後も、資本効率の向上と成長戦略の推進による企業価値向上を目指してまいります。

（ご参考）株主還元方針（2026年3月期以降）

配当	基準	DOE*6%と配当性向50%のいずれか大きい金額
	1株当たり配当額	2026年3月期 年間配当 中間配当66.5円、期末配当66.5円、年間合計133円  2027年3月期の年間配当予定（最低額） 中間66.5円、期末66.5円、年間合計133円
	回数	中間配当を継続し、年2回（中間、期末）
	予想	期首に最低配当額を配当予想として開示
自己株式取得	今後もEXIT進捗やファンドの募集環境をみながら、追加の株主還元については検討	

\*前期末株主資本に対する年間配当金額の割合

## f.経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社における最大の経営テーマは、ファンドパフォーマンスを持続的に向上させることです。当社は、ファンド運用事業の単一セグメントであり、収益の源泉はファンドからの管理収入（管理報酬・成功報酬）とファンドへの直接出資持分からのキャピタルゲインであることから、運用中の各ファンドのパフォーマンスを高めていくことが、中長期的な好業績の継続につながっていきます。

なお、当社の中長期的目標として掲げた指標は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）会社の対処すべき課題 3）中長期的目標」に記載のとおりです。

（ご参考）運用中（延長中を含む）の主な国内ファンドのパフォーマンスは次のとおりです。

ファンド	設立年月	出資金 総額 (億円)	払込済 出資金額 (億円)	分配金 累計額 (億円)	純資 産額 (億円)	グロス倍率 (倍)		ネット倍率 (倍)	
						2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末
SV-4(B)	2013年3月	291	291	557	16	2.38	2.38	1.98	1.97
SV-5(B)	2016年8月	498	473	257	211	1.18	1.17	1.03	0.99
SV-6	2019年6月	640	627	384	423	1.45	1.48	1.28	1.29
V7	2022年6月	560	452	-	400	1.00	1.00	0.89	0.89
B07	2022年6月	288	252	5	205	1.02	0.92	0.93	0.84

（注）1．グロス倍率とネット倍率の算出方法は次のとおりです。

グロス倍率（売却金額（未売却投資先の評価金額を含む）÷投資金額）

ネット倍率（（分配金累計額+純資産額）÷払込済出資金額）

2．純資産額において、未売却投資先の評価については、上場株式は期末日の時価で評価しており、外貨建の上場株式は期末日の為替レートで換算しております。未上場投資先については、時価算定会計基準の適用に伴い、新株予約権付社債、新株予約権等の株式以外の投資等は時価で評価し、未上場株式は、マークアップ（未実現評価益の計上）せず、マークダウン（未実現評価損の計上）のみを行っています。なお、外貨建の未上場株式についても期末日の為替レートで換算しております。

## g.セグメントごとの財政状態及び経営成績に関する認識及び分析・検討内容

当社は、ファンド運用事業の単一セグメントであります。

## 5【重要な契約等】

当社は、2025年4月23日開催の取締役会において、アジアでベンチャーキャピタルファンドを運営する連結子会社 JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd（現JIF Capital Ltd.、以下、「JIAP」）の全株式をBee Alternatives Management Ltd.に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

その結果、2026年1月7日公表の「非連結決算への移行に関するお知らせ」に記載の通り、JIAPの全株式の譲渡が2025年10月31日に完了したことに伴い、JIAP及びその連結子会社は当社の連結範囲から除外されることとなりました。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

特記すべき重要な施設の売却・除却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額			従業員数 (人)
	建物 (百万円)	器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	76	18	94	129
西日本支社 (大阪市北区)	-	0	0	4

(注) 上記のほか、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	土地面積 (㎡)	年間賃借料又は リース料 (百万円)
本社 (東京都港区)	本社事務所 (賃借)	129	1,184.39	121

- (注) 1. 当社は、ファンド運用事業の単一セグメントであるため、地域別に記載しております。  
 2. 設備の内容は、主に事務所設備であります。  
 3. 従業員数は就業人員であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,250,000	54,250,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	54,250,000	54,250,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

(2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債)

決議年月日	2023年9月12日
新株予約権の数(個)	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式(単元株式数100株) 7,845,188 [8,064,082] (注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,912.0 [1,860.1] (注)2、8
新株予約権の行使期間	自 2023年10月12日 至 2028年9月14日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,912.0 [1,860.1] (注)8 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付さ れたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内 内容及び価額	(注)7
新株予約権付社債の残高(百万円)	15,000

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月  
末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載  
しており、その他の事項については当事業年度末日における内容から変更ありません。

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注) 2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。
2. (1) 転換価額は、当初、2,132円とする。  
 (2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 新株予約権を行使できる期間は、2023年10月12日から2028年9月14日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、(a)本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項、税制変更、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる繰上償還又は当社が取得通知を行う場合の選択償還期日における繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による本社債の繰上償還の場合において、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(b)当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(c)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2028年9月14日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社は、2028年5月29日から2028年6月28日までの期間(以下「取得選択通知期間」という。)いつでも、財務代理人及び本新株予約権付社債権者に対して、取得決定日までの間に通知(以下「取得選択通知」という。)を行った本新株予約権付社債権者から、当該取得選択通知に係る取得期日現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知することができ、この間(当社が取得通知を行う場合、選択償還期日までの間)、本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 本新株予約権付社債権者は、2028年5月28日(同日を含む。)までは、各暦年四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日(但し、2023年10月1日に開始する暦年四半期に関しては、2023年10月12日とする。)から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

但し、本記載の本新株予約権の行使の条件は、下記(1)及び(2)の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が発生した場合における下記(3)の期間は適用されない。

- (1) 当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による本社債の繰上償還の場合において、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- (2) 当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日(同日を含む。)に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
- (3) 当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、( )ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人(以下に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクローリング・パリティ価値(以下に定義する。)の98%を下回っているか、( )上記( )記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクローリング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は( )上記( )記載の価格若しくは上記( )記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クローリング・パリティ価値」とは、( )1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、( )当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branchをいう。

- 6.(1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、( )当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して組織再編等による繰上償還の条項に記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従う。なお、転換価額は上記(注)2.(2)と同様の調整に服する。

( )合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

( )上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(注)3.に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(注)5.と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を(注)3.に記載された取得選択通知期間に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

8. 2025年5月12日開催の取締役会決議において、当社の期末配当金について、普通株式1株につき56円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、本新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、2025年4月1日に遡って当該転換価額が2,013.4円から1,963.2円に調整されております。

2025年10月24日開催の取締役会決議において、当社の中間配当金について、普通株式1株につき66.5円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、本新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、2025年10月1日に遡って当該転換価額が1,963.2円から1,912.0円に調整されております。

2026年5月12日開催の取締役会決議において、当社の期末配当金について、普通株式1株につき66.5円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、本新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、2026年4月1日に遡って当該転換価額が1,912.0円から1,860.1円に調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年5月7日 (注)1	2,250,000	30,300,000	-	33,251	-	32,806
2021年6月29日 (注)1	3,330,000	26,970,000	-	33,251	-	32,806
2022年2月1日 (注)2	53,940,000	80,910,000	-	33,251	-	32,806
2022年5月10日 (注)1	7,630,000	73,280,000	-	33,251	-	32,806
2023年3月1日 (注)1	17,220,000	56,060,000	-	33,251	-	32,806
2025年11月6日 (注)1	1,810,000	54,250,000	-	33,251	-	32,806

- (注) 1. 自己株式の消却による減少であります。  
 2. 2022年2月1日付の普通株式1株を3株にする株式分割による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区 分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	20	31	197	221	32	13,364	13,865	-
所有株式数(単元)	-	115,685	48,589	9,942	195,477	81	172,167	541,941	55,900
所有株式数の割合(%)	-	21.35	8.97	1.83	36.07	0.01	31.77	100.00	-

- (注) 1. 自己株式1,629,906株は「個人その他」の欄に16,299単元、「単元未満株式の状況」の欄に6株を含めて記載しております。  
 2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

## ( 6 ) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	6,298	11.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505018 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	2,775	5.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	中央区晴海1丁目8-12	2,569	4.88
JPモルガン証券株式会社	千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	2,251	4.28
穂田 誉輝	渋谷区	2,178	4.14
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内 (港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR)	1,158	2.20
光通信K K投資事業有限責任組合	豊島区西池袋1丁目4-10	970	1.84
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー)	877	1.67
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	862	1.64
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (中央区日本橋3丁目11-1)	801	1.52
計	-	20,744	39.42

(注) 1. 当社は、2026年3月31日現在、自己株式を1,629千株保有しております。

2. ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイから、2025年10月3日付で大量保有報告書の提出があり、2025年9月30日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては2026年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	1,076	1.92
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	米国 デラウェア州 ウィルミントン リトル・フォールズ・ドライブ 251	92	0.17
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン ボール スプリッジ ボールスプリッジパーク 2 1階	494	0.88
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	709	1.27
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	452	0.81
計	-	2,826	5.04

3. みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社から、2026年2月6日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2026年1月30日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては2026年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	716	1.32
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,389	4.40
計	-	3,106	5.72

4. JPモルガン証券株式会社及びその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーから、2026年4月3日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2026年3月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては2026年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	2,266	4.18
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウオーフ、バンク・ストリート25	465	0.86
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 パーク・アベ ニュー 270	166	0.31
計	-	2,898	5.34

5. ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーから、2026年4月7日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2026年3月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては2026年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号	242	0.45
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London EC4A 4AU, United Kingdom	2,319	4.28
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー (Goldman Sachs & Co. LLC)	200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.	-	-
計	-	2,077	3.83

6. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)及びその共同保有者であるUBS Fund Management (Switzerland) AGから、2026年4月7日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2026年3月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨報告されておりますが、当社としては2026年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	1,799	3.29
UBS Fund Management (Switzerland) AG	Aeschenvorstadt 1 Basel Switzerland	166	0.31
計	-	1,966	3.59

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,629,900	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,564,200	525,642	同上
単元未満株式	普通株式 55,900	-	-
発行済株式総数	54,250,000	-	-
総株主の議決権	-	525,642	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が6株含まれております。

## 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ジャフコ グループ株式会社	東京都港区虎ノ門 1丁目23番1号	1,629,900	-	1,629,900	3.00
計	-	1,629,900	-	1,629,900	3.00

(注) 上記の株式数には「単元未満株式」6株は含めておりません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年4月23日)での決議状況 (取得期間 2025年4月24日~2025年10月23日)	3,500,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	2,011,100	4,999,946,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,488,900	53,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	42.54	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	42.54	0.00

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	5	10,995

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	1,810,000	4,477,358,990	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分)	63,443	154,991,249	-	-
保有自己株式数	1,629,906	-	1,629,911	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、2026年3月期の配当から、年間配当額をD O E（前期末株主資本に対する年間配当金額の割合）6%と配当性向50%のいずれか大きい金額としております。

なお、当社は、2026年3月期第3四半期より連結決算から非連結（個別）決算へ移行しております。2026年1月7日公表の「非連結決算への移行に関するお知らせ」に記載の通り、当事業年度の配当予想は、前期末連結株主資本に対する年間配当金額の割合（D O E）を6%として計算された132.88円を元に1株当たり133円を最低額として開示しておりました。非連結（個別）決算の移行に伴い、これを前期末単体株主資本を使用して計算すると132.18円となることから、配当予想は変更せず、前期末連結株主資本を基準としたD O E 6%と個別決算における当期純利益の50%のいずれか大きい額を年間配当金額としております。

当事業年度の年間配当金額は、D O E 6%（1株当たり133円）が配当性向50%（1株当たり62円）を上回るため、1株当たり133円といたしました。そのため、当事業年度の期末配当額は、本年間配当金額から中間配当額（1株当たり66.5円）を控除して、1株当たり66.5円といたしました。

翌事業年度以降の配当については、年間配当金額をD O E 6%と配当性向50%のいずれか大きい金額とする方針に変更はなく、個別決算数値を基に決定してまいります。

また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、株主への機動的な利益還元を行うことを目的に、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2025年10月24日 取締役会決議	3,515	66.5
2026年5月12日 取締役会決議	3,499	66.5

当社の株主還元についての方針は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載した「株主還元についての方針」をご参照ください。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その充実に継続的に取り組んでおります。

- ・ステークホルダーとの関係を尊重すること
- ・意思決定の透明性・公正性を確保すること
- ・適正な監督体制を構築すること
- ・効率的でスピード感を持った業務運営体制を構築すること

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### a) 会社の機関について

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会が、重要な業務執行の決定及び取締役の業務執行の監査・監督を行っております。

##### (取締役会)

取締役会は、社内取締役2名（取締役会長 豊貴伸一、取締役社長 三好啓介）、独立社外取締役6名（取締役（監査等委員） 田村茂、同 梶原慶枝、同 村岡香奈子、同 土井俊範、同 榎本英二、同 林敬子）の計8名で構成され、議長は取締役社長であります。取締役会は、経営上の重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っております。独立社外取締役は、客観的・中立的な立場より経営の監督を行っております。

当事業年度における個々の取締役の出席状況は以下のとおりです。

地位	氏名	開催回数	出席回数
取締役会長	豊貴伸一	13回	13回
取締役社長（代表取締役）	三好啓介	13回	13回
取締役（常勤監査等委員）	田村茂	13回	13回
取締役（監査等委員）	梶原慶枝	13回	13回
取締役（監査等委員）	村岡香奈子	13回	13回
取締役（監査等委員）	土井俊範	10回	9回

(注) 1. 取締役（監査等委員）土井俊範の出席状況は、2025年6月17日開催の第53回定時株主総会において新たに選任され、就任した後のものであります。

2. 取締役（監査等委員）榎本英二及び林敬子は、2026年6月16日開催の第54回定時株主総会において新たに選任されたため、出席状況は記載しておりません。

##### (監査等委員会)

監査等委員会は、独立社外取締役6名（（常勤監査等委員） 田村茂、（監査等委員） 梶原慶枝、同 村岡香奈子、同 土井俊範、同 榎本英二、同 林敬子）で構成され、委員長には常勤監査等委員が選定されています。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行っております。なお、社外取締役の独立性を保つため、当社は独自に「社外取締役の独立性に関する基準」を定めており、本基準を満たす独立社外取締役を選任しています。

当事業年度における個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

地位	氏名	開催回数	出席回数
取締役（常勤監査等委員）	田村茂	13回	13回
取締役（監査等委員）	梶原慶枝	13回	13回
取締役（監査等委員）	村岡香奈子	13回	13回
取締役（監査等委員）	土井俊範	10回	9回

(注) 1. 取締役（監査等委員）土井俊範の出席状況は、2025年6月17日開催の第53回定時株主総会において新たに選任され、就任した後のものであります。

2. 取締役（監査等委員）榎本英二及び林敬子は、2026年6月16日開催の第54回定時株主総会において新たに選任されたため、出席状況は記載しておりません。

##### (指名・報酬委員会)

指名・報酬委員会は、独立社外取締役6名及び取締役社長の計7名で構成され、委員長は独立社外取締役である委員から選定します。

役員の指名・報酬に係る透明性、客観性を高める観点から、取締役、執行役員、パートナー及び主要子会社の代表者の指名・報酬に係る重要な事項の決定にあたり、その内容をあらかじめ指名・報酬委員会に

て審議します。取締役会は、その審議内容を踏まえたうえで当該指名・報酬について議論を行い、決定します。当事業年度における指名・報酬委員会の主な審議事項は、CEO評価の実施、取締役会の体制、ならびに取締役、執行役員及びパートナーの人事及び報酬（基本報酬、臨時報酬、株式報酬）等でありました。

当事業年度における個々の委員の出席状況は以下のとおりです。

	地位	氏名	開催回数	出席回数
委員長	取締役（常勤監査等委員）	田村茂	8回	8回
委員	取締役（監査等委員）	梶原慶枝	8回	8回
委員	取締役（監査等委員）	村岡香奈子	8回	8回
委員	取締役（監査等委員）	土井俊範	7回	7回
委員	取締役社長（代表取締役）	三好啓介	8回	8回

（注）1．取締役（監査等委員）土井俊範の出席状況は、2025年6月17日開催の第53回定時株主総会において新たに選任され、就任した後のものです。

2．取締役（監査等委員）榎本英二及び林敬子は、2026年6月16日開催の第54回定時株主総会において新たに選任されたため、出席状況は記載しておりません。

#### （投資委員会）

投資案件の判断は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長やパートナー等で構成される投資委員会に行っており、投資委員会には、監査等委員である取締役も随時参加しています。

#### （取締役会の実効性評価）

2025年度の実効性に関する評価結果の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は実効性評価を年1回実施しております。当年度も全取締役を対象に、取締役会の構成、運営、役割、責務等の項目につき、質問票によるアンケート及びヒアリングを実施、これをもとに取締役会において、審議いたしました。

その結果、2025年度の実効性について以下のとおり確認しました。

##### ・取締役会の構成

取締役会の監督機能の観点から、当社においては独立社外取締役が過半数を占めている状況は適切であるとともに、取締役の員数は当社の企業規模を勘案すると実質的な議論が可能な人数であります。一方で、さらなる取締役会の体制の強化の為に、引き続き社外取締役を過半数としたうえで、取締役会の構成について今後も検討余地があるとする意見もありました。また、議論の充実の為に必要な経験と専門性は充足されているものの、財務・会計の専門家を選任することについての意見がありました。

##### ・取締役会の運営

議論の質や活性化については、昨年と比べて、改善・進歩したとの回答が一定数ありました。社外取締役に対する情報提供については、事案ごとの情報整理のありかたや事前送付の時期に改善余地があるとの意見があり、今後の課題となりました。

##### ・取締役会の役割、責務

当社取締役会は2022年12月に公表した「企業価値向上の基本方針」（以下、「本基本方針」といいます。）のもと、取締役会は、議案の審議や業務執行状況の報告等で明らかになった課題や論点に係る議論を通じ、中長期目標に向かって体制を整備し、業務を推進していく為の監督を行ってまいりました。取締役会では、各取締役の多様な観点からの意見を踏まえ、活発に審議が行われており、当年度においても一定のテーマについて十分に議論が進んだと評価しています。一方で、取締役会の構成が変化中、改めて当社が目指す方向性の議論を深めることについての意見がありました。

これらを踏まえ、前年度と比較し、取締役会の構成、運営、役割・責務等の各項目は、概ね同等であり、総じて取締役会の実効性は確保されていると評価しています。

##### ・今後の課題

引き続き、本基本方針における中長期目標の進捗状況のモニタリングを取締役に於いて適切なタイミングで実施し、建設的な議論を行っていく必要があること、また、これらを踏まえて改めて中長期の視点で企業価値向上の為の様々な課題や審議すべき事項について議論を深めていく必要があることを確認しました。

今後も定期的な評価を実施し、さらなる取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

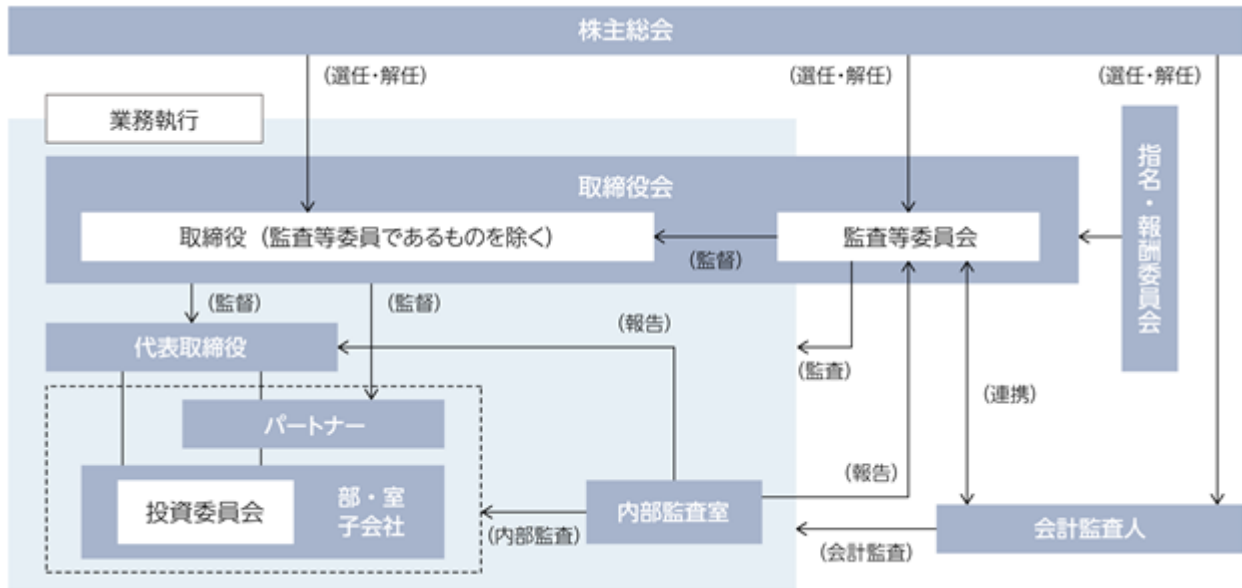
b) 当該体制を採用する理由

当社は、未上場企業への投資を専業とし、リスクマネーを供給する専門性の高い事業を行っております。こうした事業特性および人員数、事業規模等に照らし、取締役会はコンパクトな人員数で迅速かつ的確な意思決定に努めております。

こうした点を勘案し、独立社外取締役及び監査等委員会（監査等委員のうち少なくとも過半数が独立社外取締役）の機能を活用し、業務執行の監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンス体制を一層強化、さらなる企業価値の向上を目指すことが、当社のガバナンス体制として最も有効であると考え、本体制を選択しております。

加えて当社では、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層高めるため、原則として取締役の過半数を独立社外取締役とします。

業務執行・経営の監督の仕組み



(ご参考) ガバナンスへの取り組み

ベンチャー・バイアウト投資というリスクの高い事業を営む当社にとって、経営のガバナンスを高め、公正で迅速な意思決定を行うことは非常に重要です。当社はこれまで、経営の独立性、株主の皆様との価値共有、資本効率の向上と成長戦略の推進といったテーマで、毎年段階的にガバナンスの改善を進めてきました。今後も引き続きガバナンスの改善に取り組んでいきます。

2016年3月期	・ 監査等委員会設置会社へ移行
2017年3月期	・ 配当基本方針を開示 ・ 独立社外取締役が1/3以上に
2018年3月期	・ 野村グループ保有の当社株式を613億円で全株取得、株式持ち合いを解消 ・ パートナーシップモデル導入
2019年3月期	・ 女性の取締役を1名選任
2020年3月期	・ 独立社外取締役が過半数に ・ 指名・報酬委員会設置
2021年3月期	・ 株主還元方針を開示。野村総合研究所(NRI)の株式を売却し、合計500億円の自己株式を取得
2022年3月期	・ 指名・報酬委員会の審議を経て三好取締役が新社長に
2023年3月期	・ 譲渡制限付株式報酬を導入 ・ NRI株式を売却し、売却代金を原資とする420億円の自己株式取得を公表 ・ 「企業価値向上の基本方針」を公表
2024年3月期	・ 女性の取締役を1名選任し、女性取締役の比率が1/3に ・ 「サステナビリティに関する基本方針」を策定
2025年3月期	・ 「ハラスメント防止に関する方針」を策定 ・ 内部通報制度を拡充
2026年3月期	・ 「人権方針」を策定 ・ ESG投資方針を策定、PRIに署名

## 企業統治に関するその他の事項

### a) 内部統制システムの整備の状況

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための内部統制システムならびに当社監査等委員会の職務の執行のために必要な体制を以下のように整備し、運用しております。

（当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- ・法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、当社グループの取締役、執行役員及びパートナー（これらに相当する役職にある者を含む。以下「取締役等」という。）は、全社的な見地から当社グループ全般の法令遵守の徹底に率先して努めます。また、当社取締役社長が指名するコンプライアンス・オフィサーは当社グループの法令遵守に対する取り組み全般を統括いたします。
- ・当社は、当社グループ各社に共通のグローバル・コンプライアンス・ポリシーを作成し、当社グループ各社は、当該ポリシーに基づき、適用される法制度、事業内容、企業規模、組織体系その他の特性を踏まえた法令等の遵守体制を整備し、徹底いたします。
- ・反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。反社会的勢力の排除に組織全体として取り組み、そのための対応部署を設置し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携いたします。
- ・当社の内部監査室は、当社グループにおける法令等の遵守状況を監査し、取締役社長及び監査等委員会ならびに必要なに応じて取締役会に報告いたします。また、当該監査を受けた部署または子会社は、是正または改善の必要を指摘された場合はすみやかに対処いたします。
- ・法令等に違反する、または違反するおそれがある行為ならびに職場におけるハラスメントを当社グループの役職員、投資先企業及び投資検討先、顧客ならびに取引先等当社の業務と関わりのある者が直接当社に情報提供する方法として通報制度を設け、運営しております。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- ・当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役等の職務の執行に係る重要な文書や情報を、法令や社内規程に従って適切に保存・管理いたします。

（当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- ・当社グループの取締役等は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有しております。また、当社の管理担当役員は当社グループのリスク管理に対する取り組みを横断的に推進いたします。
- ・当社においては、当社の主たる事業であるプライベート・エクイティ投資に係るリスクを管理するため、社内規程に基づき取締役社長やパートナー等で構成される投資委員会での審議を経て投資の可否を決定いたします。また投資部門が未上場投資先会社の業容を随時かつ定期的に把握し、必要に応じた対応を行います。
- ・子会社においては、所在国、事業内容、企業規模、組織体系その他の特性を踏まえた適切な体制を設け、当社はその業務状況を把握し、リスクを管理します。
- ・当社グループの取締役等は、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、直ちに当社の管理担当役員に報告し、当社は事案に応じ適切な対応を行います。

（当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- ・当社の取締役等の職務分担を明確にし、業務分掌や職務権限に係る社内規程を設け、役割分担や指揮命令関係などを通じて業務の効率的な遂行を図ります。
- ・当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況の監督を行います。
- ・当社グループ及び運用ファンドのポートフォリオ管理制度を充実させ、当社の取締役会において定期的に状況を報告することにより、パフォーマンス管理の徹底を図ります。
- ・投資及びファンド運用に係る委員会その他必要な会議を設置し、プライベート・エクイティ投資に係る意思決定の効率化を図ります。

(当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制)

- ・子会社の役員に当社の取締役、執行役員または使用人を派遣するとともに、当社取締役会で子会社の役員等が定期的に当該子会社における重要な業務執行状況の報告を行います。
- ・子会社は、その財務情報及び子会社がファンドを運用管理する場合は当該ファンドの運用状況について、定期的に当社に報告いたします。さらに業務上関連する部署間での情報交換などを通じて、当社及び子会社間で業務の適正を確保するための連携を図ります。
- ・子会社の社長は、各社の業務の適正を確保するための体制や施策等を整備する権限と責任を有しております。
- ・当社による内部監査及び監査等委員会の監査は、子会社もその対象として実施いたします。

(監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

- ・必要に応じ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を配置するものとし、当該使用人の人事については、取締役と監査等委員会が協議を行います。
- ・監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の補助業務を遂行する際の、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものといたします。
- ・監査等委員会の監査にあたっては、内部監査室の監査の結果を活用いたします。また内部監査室は、監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

(当社グループの取締役等及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

- ・当社グループの取締役等及び使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務の執行ならびに業務の状況について報告いたします。
- ・当社グループの取締役等及び使用人は、当社及び子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為、ならびに通報窓口への通報内容のうち取締役等に関するものその他重大なものを、すみやかに監査等委員会に報告いたします。
- ・通報制度の窓口を社内外に設置し、内部窓口には当社監査等委員を含めることといたします。
- ・通報窓口に通報した者や当社監査等委員会への報告を行った者は、当該通報・報告を理由として不利な取扱いを受けないものといたします。

(監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項)

- ・監査等委員の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保するため必要な予算を設けるとともに、監査等委員より費用の申請があった場合は、経理部門で確認の上支払うものといたします。

(その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- ・代表取締役は、監査等委員との間で定期的に意見交換を行う機会を設けます。
- ・取締役等は、監査等委員が社内の重要な会議または委員会に出席する機会を確保いたします。
- ・監査等委員会と内部監査室ならびに会計監査人は、定期的な協議の機会を設け、情報交換、意見交換を通じてその連携を強化いたします。

## b) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。なお、当社は、アジアにおける子会社JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd (現JIF Capital Ltd.、以下、「JIAP」)の全株式を2025年10月31日に、米国における子会社JAFCO America Ventures Inc. (投資業務は「Icon Ventures」名で運営。以下、「Icon」)の全株式を2026年1月6日(米国現地時間)に譲渡しました。これに伴い、JIAP及びその子会社並びにIconは当社子会社ではなくなり、2026年3月期末の時点では海外業務や海外拠点は存在しません。

## (コンプライアンス管理)

- ・各種の法令・制度改正に関して、社内規程や業務フロー等への影響度を関連部署で検討し、必要な対応に取り組みました。
- ・当社の全役職員より、年1回、情報管理、インサイダー取引規制や個人の株式売買等に関する法令や社内規程の遵守について誓約書の提出を受け、コンプライアンス意識の浸透を図っています。また、コンプライアンス総論、受託者責任、ハラスメント防止等の研修を開催し、コンプライアンス遵守の実効性向上に努めています。
- ・反社会的勢力の排除ならびにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策として、ファンド出資等に係る取引時確認の実施、関連情報の収集把握、警察や弁護士等の外部専門機関との連携等に努めています。
- ・「財務報告に係る内部統制に関する規則」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を会計監査人とも連携しながら実施しています。
- ・すべてのステークホルダーの人権を尊重し、持続可能な社会の実現に貢献するため、「ジャフコグループ人権方針」を制定しました。

## (リスクの管理)

- ・内部監査室は、内部監査計画に基づき当社各部門及び海外子会社について内部監査を実施し、当該監査結果を取締役社長、監査等委員会及び取締役会に報告しています。
- ・海外業務を担当する役員等は、取締役会の業務報告において、海外拠点の投資、ファンド運用その他海外業務に関する重要な事項を定期的に報告しています。
- ・当社グループのコンプライアンス管理及びリスク管理の状況について、定期的に取り締り会へ報告しています。
- ・未上場投資先企業への投資につき、当社内の評価に係る会議において、回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと判断する場合には、当社で定める「未上場営業投資有価証券の評価引当基準」に基づき、回収予想金額に応じて損失見積額を投資損失引当金として計上しています。
- ・投資先企業における事業、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスやリスク管理上の課題把握に努め、投資部門を中心にこうした課題の改善に投資先企業とともに取り組みました。またこのような情報を可能な範囲で社内でも共有し、他の投資先支援への参考にしています。
- ・2019年以降に設立した国内の基幹ファンドの運用では、当社等との間で利益相反の余地がある事項等につき有限責任組合員の代表により構成されるアドバイザーボードに助言を求め、利益相反等を事前に防止する態勢を強化しています。

## (職務執行の効率性)

- ・定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。
- ・未上場企業への投資に関する意思決定は、日本・アジア・米国それぞれの拠点が設ける投資に係る委員会が行うことで、各地域の状況に応じた適切なリスク管理と効率的な職務執行を図っています。(なお、アジア及び米国子会社については上記の通り当事業年度中に譲渡しました。)
- ・投資先企業の成長シナリオを想定し、それを実現するための具体的なアクションを、パートナー・投資担当者及びその他の関係者において随時かつ定期的に検討し、実施しています。
- ・毎月の取締役会においてポートフォリオの月次状況を報告し、部門・子会社及びファンドごとのポートフォリオ管理を徹底して、ファンドパフォーマンスの向上を図っています。
- ・社内の業務プロセスを継続的に見直すとともに、IT等の業務インフラの導入・刷新、フレックスタイム制やリモートワークの実施による柔軟な働き方、報酬・評価制度の見直し等により、業務の円滑な実施、効率化と生産性の向上を図っています。

( 監査等委員会による監査・監督 )

- ・常勤の監査等委員を主体とし、内部監査室とも連携しながら、投資委員会その他社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなどして、業務執行の監督を行っています。
- ・監査等委員は取締役、執行役員、パートナー、投資その他の部署の責任者や担当者へヒアリングを実施し、重要な意思決定や職務の執行状況等に関する説明を受けています。
- ・代表取締役または所管の役員等による決裁書面は、常勤の監査等委員に回覧されるとともに、監査等委員会は所管部署から当該決裁状況につき別途定期的な報告を受けています。
- ・内部監査室及び管理部の職員が、必要に応じて監査等委員会の業務を適宜補助しています。
- ・監査等委員は、指名・報酬委員会等において代表取締役との意見交換を行っています。また、監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に協議の機会を設けています。
- ・通報窓口に通報した者や当社監査等委員会への報告を行った者は不利な取扱いを受けないことをイントラネット等で周知しています。

c) 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

( 会社情報の適時開示及びフェア・ディスクロージャーに係る社内体制について )

当社グループでは、事業活動を遂行する上で必要な情報資産を保護するため、情報管理に関する基本的事項ならびにその責任体制を「情報管理規程」で定めるとともに、当社の重要事実及び重要情報に関する管理方法等を定めた「内部者取引管理規則」を制定しております。

当社グループの情報開示に係る体制は以下のとおりであります。

- ・情報管理の全社的な責任者として、管理担当役員を情報管理統括責任者としております。
- ・重要な決定事実は、定期又は臨時に開催される会社の機関において決定され、管理担当役員は当該機関に出席して当該決定事実を承知することになります。また、重要な発生事実は、所管部長がこれを確認し、所管の役員を通じ、直ちに職務上関係のある役員及びコンプライアンス・オフィサーである管理担当役員に報告いたします。さらに、当社の役職員が、その業務に関して当社の重要情報を取引関係者に伝達した場合も、同様にコンプライアンス・オフィサーに報告することとされており、このような体制により、重要な決定事実及び発生事実ならびに重要情報の伝達の実実は管理担当役員に一元的に集約されます。
- ・当社は重要事実をできる限り早期に公表することを原則としております。また、当社の重要情報を取引関係者に伝達を行う場合には、法令に従い、伝達と同時に公表を行うことを原則としております。これらにあたっては、当該情報の所管部長、情報管理統括責任者、コンプライアンス・オフィサー及び管理部長が協議し、代表取締役又は取締役会の承認の上、管理部を窓口として公表いたします。

( 会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能 )

内部監査室が、会社情報を適時かつ適切に開示するための情報開示体制が適切に構築・運用されているかを監査しています。

d) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役は、定款第28条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である各取締役とも法令が規定する額としております。

e) 補償契約の内容の概要

当社は取締役豊貴伸一、三好啓介、取締役(常勤監査等委員)田村茂、取締役(監査等委員)梶原慶枝、村岡香奈子、土井俊範、榎本英二及び林敬子と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないよう、補償契約締結を承認する取締役会決議の際は独立社外取締役の全員(自身に関する契約を除く。)が賛成することを条件としております。

f) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び管理監督者である従業員等ならびに未上場の国内外投資先へ役員派遣されている当社役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

g) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする旨、監査等委員である取締役は、6名以内とする旨定款に定めております。

h) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

i) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

j) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## ( 2 ) 【 役員の状況】

## 役員一覧

男性5名 女性3名 ( 役員のうち女性の比率37.5% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長	豊貴伸一	1961年11月1日生	1985年4月 当社入社 2003年6月 当社 取締役 第二投資グループ、関西支社兼企画総務担当 2005年2月 当社 常務取締役 資金兼第二投資、関西支社、VA3部担当 2007年3月 当社 専務取締役 資金兼事業投資、関西支社、VA3部担当 2010年1月 当社 取締役社長(代表取締役) 2022年4月 当社 取締役会長(現任)	(注)3	1,309
取締役社長 代表取締役 投資担当、パートナー	三好啓介	1969年9月18日生	1993年4月 当社入社 2011年8月 当社 第二投資運用本部長 2013年4月 当社 執行役員 投資担当 2015年6月 当社 取締役 投資担当 2018年3月 当社 取締役 投資担当、パートナー 2022年4月 当社 取締役社長(代表取締役) 投資担当、パートナー(現任)	(注)3	927

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (常勤監査等委員)	田村 茂	1961年10月8日生	1985年4月 ㈱横浜銀行入行 2000年6月 ㈱メンバーズ入社 経営管理部長兼 公開準備室長 2000年8月 同社 管理担当取締役 (CF0) 2002年9月 ㈱アプリックス入社 経営管理本部長 (CF0) 2003年6月 オリックス㈱入社 投資銀行本部 プリンシパルインベストメント パイ スプレジデント 2005年8月 医療産業㈱(現 ㈱メディサイエンス プランニング)入社 上席執行役員社 長室長 2006年8月 同社 取締役副社長 2010年6月 同社 代表取締役社長 2014年10月 同社 取締役会長(2015年5月退 任) 2017年6月 当社 取締役(監査等委員) 2019年6月 当社 取締役(常勤監査等委員) (現任)	(注)4	277
取締役 (監査等委員)	梶原 慶枝	1961年6月16日生	2001年10月 ㈱アプリックス 経理部長 2005年3月 同社 執行役員 経営企画室長 (2007年3月まで) 2007年5月 ㈱MICメディカル(現 ㈱メディサイ エンスプランニング) 常勤監査役 2008年2月 同社 常勤監査役 退任 2009年10月 シーシーエス㈱ 入社 2013年11月 同社 執行役員 経営企画部門担当 2016年10月 同社 執行役員 退任 2017年1月 ㈱インタラクティブソリューション ズ 入社 2017年8月 同社 取締役 人事総務部長 2018年7月 同社 取締役 退任 2019年6月 当社 取締役(監査等委員)(現 任)	(注)4	187
取締役 (監査等委員)	村岡 香奈子	1965年4月26日生	1988年4月 三菱商事㈱ 入社 1993年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) アンダーソン・毛利法律事務所(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務 所)入所 1998年9月 Simmons & Simmons法律事務所(ロン ドン)にて執務 1999年10月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本 法律事務所外国法共同事業)入所 2001年1月 同事務所 パートナー 2010年1月 同事務所 プロフェッショナル・サ ポート・ロイヤー(2019年6月退 任) 2020年4月 宏和法律事務所 弁護士 2020年6月 日本光電工業㈱ 社外取締役(2024 年6月退任) 2021年3月 ㈱不二家 社外取締役(現任) 2024年6月 当社 取締役(監査等委員)(現 任) 2025年4月 呉服橋法律事務所 弁護士(現任)	(注)4	9

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	土井俊範	1961年5月8日生	1984年4月 大蔵省(現 財務省)入省 2012年7月 在米国日本大使館 財務公使 2015年7月 財務省国際局 審議官 2016年6月 同省国際局 次長 2017年7月 同省財務総合政策研究所 所長 2019年5月 ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) 所長(2022年5月まで) 2022年10月 住友生命保険相互会社 特別顧問(現任) 2025年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	16
取締役 (監査等委員)	榎本英二	1962年4月8日生	1985年4月 野村不動産㈱ 入社 2008年4月 同社 執行役員 2011年10月 野村不動産投資顧問㈱ 取締役副社長(代表取締役) 2013年4月 野村不動産㈱ 常務執行役員 2015年4月 野村不動産アーバンネット㈱(現 野村不動産ソリューションズ㈱) 取締役兼専務執行役員 2017年4月 同社 代表取締役兼副社長執行役員 2024年4月 野村不動産ホールディングス㈱ 執行役員 DX推進統括 2025年4月 同社 参与・エグゼクティブアドバイザー 2026年4月 リープ経営コンサルティング㈱ 代表取締役(現任) フィンテックアセットマネジメント㈱ 社外取締役(現任) 2026年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	10
取締役 (監査等委員)	林敬子	1960年8月11日生	1986年4月 東京国税局 入局 1994年3月 公認会計士登録 2006年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー 2016年7月 日本公認会計士協会 常務理事 2018年11月 トーマツチャレンジド㈱ 代表取締役 2019年7月 日本公認会計士協会 監査業務審査会委員長(現 監査・規律審査会 審査会長) 2020年6月 ㈱明電舎 社外取締役(監査等委員)(現任)(2026年6月退任予定) ライフネット生命保険㈱ 社外取締役 2020年7月 林敬子公認会計士事務所 所長(現任) 2021年2月 日本フィルコン㈱ 社外監査役 2021年3月 日本ビルファンド投資法人 監督役員(現任) 2021年6月 ライフネット生命保険㈱ 社外取締役(監査等委員) 2023年4月 早稲田大学 大学院会計研究科 教授(現任) 2025年6月 テルモ㈱ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2026年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
計					2,738

- (注) 1 . 田村茂、梶原慶枝、村岡香奈子、土井俊範、榎本英二及び林敬子は、社外取締役であります。  
 2 . 当社の監査等委員会については次のとおりであります。  
 委員長 田村茂、委員 梶原慶枝、委員 村岡香奈子、委員 土井俊範、委員 榎本英二、委員 林敬子  
 なお、田村茂は、常勤の監査等委員であります。  
 3 . 2026年6月16日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
 4 . 2025年6月17日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
 5 . 2026年6月16日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

6. 上記所有株式数には、役員持株会等における実質所有株式数が含まれております。なお、提出日(2026年6月17日)現在の役員持株会等における取得株式数については確認できないため、2026年5月31日現在の実質所有株式数を記載しております。

#### 社外役員の状況

##### a) 社外取締役の選任状況

提出日(2026年6月17日)現在の当社の社外取締役は以下の6名であります。

田村茂氏  
梶原慶枝氏  
村岡香奈子氏  
土井俊範氏  
榎本英二氏  
林敬子氏

##### b) 社外取締役の独立性に関する考え方

各社外取締役は、いずれも当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」(下記参照)および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

#### < 社外取締役の独立性に関する基準 >

当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 本人が、現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社(以下あわせて「当社グループ」という。)の役員(業務を執行する者に限る。)または使用人でないこと。  
(2) 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。

当社の業務執行者が役員に就任している、または過去3年間に於いて役員に就任していた他の会社の業務執行者(\*1)

当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者

当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

当社の主要な借入先(\*2)の業務執行者

当社グループの主要な取引先(\*3)の業務執行者

当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家、コンサルタントその他の者

法律、会計、税務、コンサルティングその他の専門的サービスを提供する法人、組合等の団体であって、主要な取引先にあたる団体のパートナーその他業務を執行する者

一定額を超える寄付金(\*4)を当社グループより受領している団体の業務を執行する者

- (3) 本人の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする者が、以下に掲げる者(重要でない者を除く。)に該当しないこと。

現在または過去3年間に於ける当社グループの業務執行者

現在、上記(2) ~ に該当する者

#### (注)

\*1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者(業務を執行する者に限る。)および執行役員等の重要な使用人をいう。

\*2 主要な借入先とは、連結総資産(連結子会社がない場合は当社の総資産)の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

\*3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう。

\*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

c) 社外取締役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

各社外取締役の所有株式数は、「役員一覧」に記載のとおりであります。また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」における社外取締役の独立性担保要件が東京証券取引所の上場規則で定められている独立性要件を充たしていると判断しておりますので、当社は社外取締役全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

提出日(2026年6月17日)現在の当社の社外取締役の選定理由および独立性に係る事項は以下のとおりであります。

氏名	選定理由および独立性に係る事項
田村 茂	<p>同氏は、上場企業及び未上場企業の経営に代表取締役やCFO等として携わってこられ、経営者として豊富な経験と高い見識を有しています。また、金融・投資業務や国際業務の経験も有しております。同氏は、こうした実績、識見や知識を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、常勤の監査等委員として、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしております。また、同氏は必要に応じて株主・投資家との面談に同席し、当社の社外取締役としての取り組みや意見等を投資家に説明するとともに、そこでの議論を踏まえて取締役会等で意見や提案を行っております。加えて指名・報酬委員会に委員長として出席し、積極的に意見を述べております。</p> <p>こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏が2015年5月まで代表取締役社長及び取締役会長を務めていた(株)MICメディカル(現(株)メディサイエンスプランニング)は、当社の投資先上場会社でした(2006年9月投資、2007年11月上場)。同社には、当社が運用するファンドより投資してはりましたが、新規上場した時点での持株比率は1.2%に過ぎず、また2012年7月までに保有株式全株を売却しております。同氏はこれまで当社との間で取引等はありません。また同氏は、 に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。</p>

氏名	選定理由および独立性に係る事項
梶原 慶枝	<p>同氏は、これまで上場企業及び未上場企業の経営幹部として経理、経営企画部門を中心に業務執行に携わってこられ、この分野における豊富な実務経験と高い見識を有しています。同氏は、こうした実績、識見や知識を活かし、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べております。</p> <p>こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏が2016年10月まで執行役員を務めていたシーシーエス(株)は、当社の投資先上場会社でした(1998年9月初回投資、2004年6月上場)。同社には、当社及び当社が運用するファンドより投資してはいましたが、同氏が執行役員に就任した2013年11月時点では、既に保有株式は全株売却しております。また、同氏が2018年7月まで取締役を務めていた(株)インタラクティブソリューションズには、当社が運用するファンドより2014年10月及び2016年5月に投資し、その価値向上支援を目的として当社職員が社外取締役に就任してはいましたが、2024年3月に保有株式を全株売却し、当社職員は社外取締役を退任しております。さらに、同氏は、当社との間でこれまで取引等はありません。また同氏は、 に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。</p>
村岡 香奈子	<p>同氏は、弁護士としてM&amp;A、買収ファイナンスや企業法務分野の専門知識と経験を有しております。同氏は、こうした豊富な経験と高い識見を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べております。</p> <p>こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>これまで同氏ならびに同氏が所属した宏和法律事務所及び現在所属する呉服橋法律事務所と当社との間で取引等はありません。同氏が1999年10月から2019年6月まで所属した森・濱田松本法律事務所外国法共同事業と当社は2023年3月まで顧問契約を締結していたほか、現在も法務に関する委任契約を締結しており、法律事務の委託を行っています。同氏は、当該顧問契約にかかる担当弁護士であったことはなく、また当社に対して個別案件を含めた法務サービスを直接提供したことはありません。なお、当社(当社が運用するファンドを含む)が同事務所に支払った報酬額は、2024年3月期以降の過去3事業年度において、年平均約1,000万円でありました。また同氏は、 に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。</p>

氏名	選定理由および独立性に係る事項
土井俊範	<p>同氏は、行政機関や国際機関で重要な職責を歴任し、財政、金融に係る幅広い経験と見識、マクロ経済、市場動向等についての深い知見を有しております。同氏は、多様な人材で構成された組織運営の豊富な経験とグローバルかつ高い識見を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べております。</p> <p>こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>これまで同氏と当社との間で取引等はありません。また同氏は、 に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。</p>
榎本英二	<p>同氏は、上場企業等の経営に代表取締役や執行役員等として携わってこられ、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。また、ファンド組成・運用業務や、不動産業のDX化に伴うスタートアップとの連携の経験も有しております。</p> <p>同氏には、こうした実績、識見や知識を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、役員の指名・報酬の決定に関与いただくことを期待しております。</p> <p>こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏が2026年3月まで役員等を務めていた野村不動産グループ（野村不動産ホールディングス㈱、野村不動産㈱及び野村不動産ソリューションズ㈱）と当社との間には、シェアオフィスに関する取引及び保険契約に関する代理店取引がありますが、2024年3月期以降の過去3事業年度における取引金額は、年平均約1,200万円であり、いずれの事業年度においても同グループの年間連結売上の1%未満と僅少であります。また、同氏または同氏が現在代表取締役を務めるリープ経営コンサルティング㈱と当社との間でこれまで取引等はありません。また同氏は、 に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。</p>

氏名	選定理由および独立性に係る事項
林 敬子	<p>同氏は、公認会計士として企業監査、ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の監査を行うとともに、日本公認会計士協会常務理事や監査業務審査会委員長を務めるなど、会計分野の専門知識と経験を有しています。</p> <p>同氏には、こうした豊富な経験と高い識見を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、役員の指名・報酬の決定に関与いただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏の兼職先の業務特性及び負荷の状況から、職務遂行のための十分な時間が確保できることを確認しております。</p> <p>こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏または同氏が現在所属する林敬子公認会計士事務所と当社との間で取引等はありません。</p> <p>同氏が2020年6月まで所属していた有限責任監査法人トーマツと当社との間に取引等はありませんが、当社は同法人のグループ組織であるデロイト トーマツ税理士法人との間で税務アドバイザリー業務等に関する契約を締結しております。しかしながら、同氏は当該税理士法人に所属した事実はなく、また当社に対して専門的サービスを直接提供したことはありません。また、当社が同税理士法人に支払った報酬額は、2024年3月期以降の過去3事業年度において年平均約420万円と僅少であります。また同氏は、 に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。</p>

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役6名は、監査等委員であり、取締役会をはじめ重要な会議または委員会に出席する他、代表取締役との間で定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室ならびに会計監査人と定期的に協議を行い、情報交換、意見交換を通じて取締役の業務執行を監査し、経営監視機能を果たします。

監査等委員会は、内部監査室と毎月情報交換の機会を設けるとともに、内部監査室が行った内部監査の結果報告を受け、監査上の問題点等を共有いたします。また、監査等委員会は、会計監査人による監査報告、監査計画等を確認するとともに、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。

監査等委員会は、当事業年度においてEY新日本有限責任監査法人とは計4回、内部監査室とは計11回、意見交換等を行っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、独立社外取締役6名で構成されています。監査等委員の梶原慶枝氏は、過去上場企業及び未上場企業の経理財務部門での長年にわたる業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また林敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査規程」に準拠し行います。監査等委員は、取締役会をはじめ重要な会議または委員会に出席する他、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたします。

監査等委員会は、当事業年度において計13回開催され、次のような決議、報告等がなされました。個々の監査等委員の出席状況は「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 a) 会社の機関について (監査等委員会)」をご参照ください。

決議10件	監査等委員会監査計画及び職務分担、会計監査人報酬の同意、会計監査人の再任の適否、監査報告書、利益相反取引の承認、取締役(監査等委員を除く。)の選任及び報酬についての意見形成、監査等委員である取締役の選任議案に関する同意等
報告等22件	月次業務監査報告(管理部、内部監査室からの聴取等)、管理担当役員等との意見交換、取締役等の業務執行に関する監査結果の報告、株主総会関連、会計監査人の行う非保証業務に関する事前了解等

また、常勤監査等委員の活動として、取締役会や投資委員会等の社内の重要な会議に出席するとともに、重要書類の閲覧、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換・意見交換等を行っております。加えて、必要に応じて株主・投資家との面談に同席し、当社の社外取締役としての取り組みや意見等を投資家に説明するとともに、そこでの議論を踏まえて取締役会等で意見や提案を行っております。

## 内部監査の状況

内部監査は、「内部監査規則」に基づき行われております。独立組織の内部監査室が、専従スタッフ1名により業務全般の状況を監査しております。内部監査室は、監査結果を取締役社長及び監査等委員会ならびに必要に応じて取締役会に報告し、改善事項がある場合は、被監査部署から改善内容の報告を受けております。なお、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携等については、「(2) 役員状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

## 会計監査の状況

## a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人(継続監査年数19年)

## b) 業務を執行した公認会計士

高木竜二

長谷川敬

## c) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他17名であります。

## d) 監査法人の選定方針と理由

当社は、日本監査役協会の『会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針』に記載されている事項(監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査等委員会とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスクの7項目)を基に会計監査人を評価、選定しております。

監査等委員会は取締役会や会計監査人から、会計監査人の職務遂行状況、関与社員の経歴と監査実績、担当する人員構成、監査報酬の適切性、会計監査人とのその他取引実績の有無と内容が確認できる情報を入手し、会計監査人の適正性について評価しております。

現会計監査人は、世界的に展開している大手会計事務所であるアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームであり、国内外の会計・税務及び監査の知見がある人材が豊富であり、また、監査品質の維持体制が整備されております。国内でのファンド運用及び海外の他社ファンドへの出資を行っている当社にとって、監査品質が一定程度担保されていること及び国内外の会計・税務・監査に精通している現会計監査人が適任であると考え、選定いたしました。

e) 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は上記d)に記載のとおり監査法人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

a) 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	3
連結子会社	-	-
計	50	3

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	45	-

前連結会計年度の提出会社における非監査業務の内容は、TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures) 関連の取り組みに対するコンサルティング業務であります。

b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く。)

区 分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	4	-
連結子会社	-	0
計	4	0

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	4	-

前連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

c) その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d) 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社の規模・業務の特性、監査日数等を勘案して適切に決定しております。

e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の相当性等を確認し検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役、執行役員及びパートナー（以下「取締役等」といいます。）の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に資するため、独立社外取締役と取締役社長で構成する指名・報酬委員会を設置しています。その審議結果を踏まえ、取締役会において、「取締役等の報酬等の決定に関する方針」を決定しています。

(基本的な考え方)

- ・当社のパーパスである「挑戦への投資で、成長への循環をつくりだす」及びミッションである「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」の実現に向けた優秀な人材の確保・維持と動機付けに資する金額水準や設計であること。
- ・短期業績に加え、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること。
- ・未上場企業への投資ファンドを運用する投資会社という特性を踏まえ、業務を執行する取締役等の報酬には当社ファンドの運用成果も反映させること。
- ・ステークホルダーの信頼を得られるよう、透明性のある、公正かつ合理的な設計であり、透明性のある適切なプロセスで決定されること。
- ・短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みがあること。

(取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。基本報酬の一部は経常利益などの当社業績と連動し、臨時報酬はさらにファンドパフォーマンスも勘案して金額を決定します。さらに、当社の中長期的な企業価値向上を図る観点から、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）には株式関連報酬を支給します。

これらの報酬の水準は、ボラティリティーが極めて高いベンチャー・パイアウト投資ファンドの投資運用会社として、運用資産額及び運用結果としての会社業績ならびに株主価値を反映させ、優秀な人材を確保するにふさわしいものにします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額は年額600百万円以内です。（2015年6月16日開催の第43回定時株主総会決議による。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名。）

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し株式関連報酬として譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭債権の総額は年額300百万円以内、譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内です。（2022年6月21日開催の第50回定時株主総会決議による。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名。）

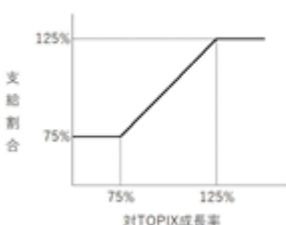
(金銭報酬の概要)

基本報酬（固定）	毎月支払う定額の金銭報酬であり、役職ごとの役割の大きさや責任範囲及び在職年数等により決定します。
基本報酬（業績連動）	毎月支払う金銭報酬であり、短期業績を反映し、直前期の利益水準（キャピタルゲイン、投資損失引当金繰入額（純額）、経常利益など）及びその内容を過去の実績と比較したうえで、原則として年1回、取締役会において5段階評価で決定いたします。基本報酬のうち業績に連動する部分の標準的な割合は概ね20%であり、当該部分が上記5段階評価により±30%の範囲で変動します。
臨時報酬（業績連動）	経常利益及び基礎収支（管理報酬から販管費を差し引いた額）のほか、含み益、中長期的な経営の重要指標であるファンドパフォーマンスの状況ならびにファンド総額を前年と比較し、役職ごとの報酬水準の対前年比増減率を取締役会で決定します。そのうえで、各取締役の支給額は、職責及び貢献度等も踏まえて取締役会で決定し、年1回支払います。著しく業績が悪化した場合等は支給しないこともあります。

## (株式関連報酬の概要)

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給します。

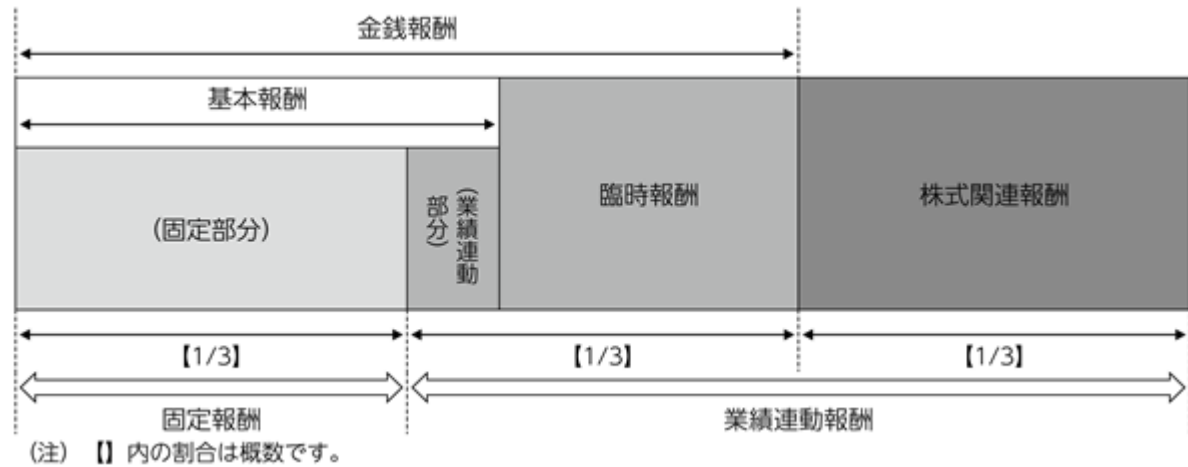
譲渡制限付株式報酬制度の概要は次のとおりです。

<p>譲渡制限付株式の付与</p>	<p>対象取締役の役位等に応じた基準額をもとに、付与に先立つ一定期間の当社株価成長率とTOPIX（東証株価指数）成長率との比較等も踏まえて当社の取締役会が決定する金額に相当する譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を付与する。</p> <p>基準額に対する支給割合の考え方</p>  <p>株式報酬額 = 基準額 × 支給割合 = 基準額 × 対TOPIX成長率</p> $\text{対TOPIX成長率} = \frac{(A+B) \div C}{D \div E}$ <p>A 割当決議日の属する月の直前3か月の当社普通株式の終値平均値 B 前事業年度に係る1株当たり配当金 C 割当決議日の1年前の日の属する月の直前3か月の当社普通株式の終値平均値 D 割当決議日の属する月の直前3か月のTOPIXの終値平均値 E 割当決議日の1年前の日の属する月の直前3か月のTOPIXの終値平均値</p> <p>なお、対象取締役に付与する本割当株式の数は、2022年6月21日開催の第50回定時株主総会で承認された株式数の上限である年300,000株以内とする。</p>
<p>譲渡制限期間</p>	<p>割当日から当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職するまで。</p> <p>ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。</p>
<p>譲渡制限の解除</p>	<p>(1) 対象取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合、または、対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な事由以外の事由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。</p> <p>(2) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。</p>
<p>無償取得事由</p>	<p>(1) 当社は、上記「譲渡制限の解除」の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。</p> <p>(2) 対象取締役が役務提供期間の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。</p> <p>(3) 対象取締役が、譲渡制限期間中に法令、社内規程または譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合その他の本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。</p>

取締役の報酬総額のうち、金銭報酬の業績連動部分（基本報酬の業績連動部分及び臨時報酬の合計額）及び株式関連報酬が占める標準的な割合は、それぞれ概ね3分の1程度です。

なお、株式関連報酬の導入にあたっては、その導入前の金銭報酬の支給水準を見直して一部削減したうえで、上記の割合を目安として譲渡制限付株式報酬を支給しました。

この結果、取締役の報酬総額における固定報酬と業績連動報酬（金銭報酬の業績連動部分及び株式関連報酬）の割合は概ね「1：2」となりました。



（監査等委員である取締役の報酬）

監査等委員である取締役の報酬限度額は年額300百万円以内です。（2015年6月16日開催の第43回定株主総会決議による。当該定株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。）

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、業績連動部分がない基本報酬のみとし、臨時報酬及び株式関連報酬の支給はありません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保します。

当社は、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定せず、監査等委員である独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定します。監査等委員である取締役の報酬水準は、こうした経営の重要な意思決定への関与や、業務執行の監督という職責を勘案して設定します。

（執行役員及びパートナーの報酬）

執行役員及びパートナーの報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬と同様に、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。

執行役員及びパートナーの金銭報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。金銭報酬のうち臨時報酬は当社業績及びファンドパフォーマンスを勘案し、貢献度等も踏まえて金額を決定します。

また、執行役員には株式関連報酬として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と同様の内容の譲渡制限付株式報酬を支給します。

(当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。))の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め審議を行い、その上で取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬 (固定)	基本報酬 (業績連動)	臨時報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員及び社 外取締役を除く。)	221	69	17	54	80	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	70	70	-	-	-	5

(注) 1. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して基本報酬の一部を業績連動報酬として支給しております。

当該報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法は、上記「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の短期的な業績を反映させるためであります。

当該報酬のうち、2025年4月から6月に支給された報酬額4百万円は2024年3月期の業績指標を踏まえ、また2025年7月以降に支給された報酬額12百万円は2025年3月期の業績指標を踏まえ、それぞれ指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会において決定しました。2024年3月期の主な業績指標の実績(以下、連結)はキャピタルゲイン7,937百万円、投資損失引当金繰入額(純額)775百万円、経常利益8,822百万円、また2025年3月期はキャピタルゲイン12,703百万円、投資損失引当金繰入額(純額)283百万円、経常利益13,205百万円であり、これらを踏まえ2024年3月期の業績指標による評価は5段階のうち3番目(基準額)、2025年3月期の業績指標による評価は5段階のうち3番目(基準額)としました。

2. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して臨時報酬を業績連動報酬として支給しております。当該報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法は、上記「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の短期的な業績に加え、中長期的に当社の業績と連動するファンドパフォーマンスを反映させるためであります。

当事業年度にかかる当該報酬額は、当事業年度の業績指標を踏まえて指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会において決定しました。当該業績指標の実績は、ファンドパフォーマンスの状況の指標としてのファンドリターン倍率は前事業年度比0.5%増、ファンド総額は前事業年度末比16,522百万円増、また単体の指標としての経常利益は前事業年度比7,245百万円減、基礎収支は前事業年度比197百万円減、含み益は前事業年度比245百万円増であり、これらを踏まえ役職ごとの当該報酬水準を前事業年度比5%減としました。

3. 基本報酬(固定)の一部には、役員持株会加入促進加算金が含まれております。支給額は取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して0百万円、社外取締役に対して2百万円、合計で3百万円です。

4. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を業績連動報酬及び非金銭報酬として支給しております。当該株式報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法ならびに非金銭報酬としての内容は、上記「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めるためであります。

当事業年度にかかる当該報酬額は、業績指標である当社株価成長率とTOPIX(東証株価指数)成長率を踏まえて指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会において決定しました。当該業績指標の実績は、前事業年度にかかる1株当たり配当金88円を加味した当社株価成長率は131.9%、TOPIX(東証株価指数)成長率は100.7%であり、これらに基づき基準額に対する支給割合を上限の125%としました。

5. 上記の報酬額には、ファンドの運用成果に対する関係者への配分のうち取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)への支給分1百万円は含まれておりません。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)				
				基本報酬 (固定)	基本報酬 (業績連動)	臨時報酬	譲渡制限付 株式報酬	その他
豊貴 伸一	108	取締役	提出会社	35	8	24	40	-
三好 啓介	114	取締役	提出会社	34	8	30	40	1

- (注) 1. 豊貴 伸一(取締役・提出会社)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬40百万円であります。
2. 三好 啓介(取締役・提出会社)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬40百万円であります。

( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社の純投資目的の投資株式に分類される要件は、株式値上がりの利益や配当金の受け取りなどによつての利益確保を目的とした投資です。一方で、純投資目的以外の目的の投資株式に分類される要件は、以下、「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」の（保有方針）に記載の事項に該当する場合の投資株式です。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

（保有方針）

当社は、以下の場合を除き、純投資目的以外の目的として株式を新たに保有しません。

- (1) 業務上の協力関係の維持・強化に有用であると判断する場合
- (2) その財産的価値が当社の財務上有用と判断する場合

（保有の合理性を検証する方法）

既存の純投資目的以外の目的の投資株式の保有の適否については、毎年6月の取締役会において定期的に検証します。上記保有方針に加え、保有に伴う中長期的なリターンとリスクを検討した結果、継続保有の合理性が乏しいと判断する場合は、可能な限り売却に努めます。

（個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容）

個別銘柄の保有の適否につきましては、継続的に保有先企業との取引状況並びに保有先企業の財政状態、経営成績の状況についてモニタリングを実施した上で、毎年6月の取締役会において、上記の保有方針並びに保有の合理性を検証する方法に基づき、当社が運営するファンド持分の保有状況等、当社の事業推進及び中長期的な企業価値向上に寄与する可能性があるのかを総合的に判断し、検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	285
非上場株式以外の株式	3	640

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
いちよし証券株式会 社	300,000	300,000	保有目的：当社が運営するファンド持分 の保有等、当社の事業推進目的のため。 定量的な保有効果：当社が運営するファ ンドへの出資金額及び受取配当金額。	無
	433	226		
スルガ銀行株式会社	50,000	50,000	保有目的：当社が運営するファンド持分 の保有等、当社の事業推進目的のため。 定量的な保有効果：当社が運営するファ ンドへの出資金額及び受取配当金額。	無
	99	67		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グ ループ	41,200	41,200	保有目的：当社が運営するファンド持分 の保有等、当社の事業推進目的のため。 定量的な保有効果：当社が運営するファ ンドへの出資金額及び受取配当金額。	無
	107	82		

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	305	8	322
非上場株式以外の株式	-	-	1	1,816

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	19	2	(注)
非上場株式以外の株式	122	2,036	-

(注) 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

## 5【従業員の状況等】

### (1)【人材戦略に関する基本方針等】

#### 当社の人材戦略

当社の人材戦略は、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (5) 企業戦略と関連付けた人材・人事戦略」をご参照ください。

#### 人材戦略を踏まえた従業員給与等の決定方針

正社員に対する当社の報酬構成は、a.基本給、b.賞与、c.キャリアの3種類に大別されます。

#### a.基本給

基本給については、当社で定めたグレードに従い支給されます。グレードについては年に1回、役割・能力発揮度、バリュー体現度などを総合的に勘案し、人材会議で部門を超えて議論をした上、取締役会にて承認、決定します。「強固な組織基盤の構築」の観点から、能力面だけでなくバリュー体現度も加味している点が特徴です。

定期的に他社水準などを調査することで、基本給において競争力を維持できるよう努めています。

#### b.賞与

賞与については、1年間の成果を踏まえて決定される賞与ランクに従い支給されます。賞与ランクは全グレード共通の指標であるため、年次やグレード問わず、高い賞与ランクが設定されることもあります。賞与ランクを全グレードで共通指標とする方針は、未上場企業投資という「個」に影響を受けやすい事業の特性を踏まえて設計しています。

支給額については、賞与ランクごとに設定された支給テーブルに対し、全社業績にもとづく係数を掛けることで決定されます。

#### c.キャリア

キャリアについては、ファンドごとのパフォーマンス目標を達成した際、従業員に支給されます。ファンドによって配分比率は異なりますが、一定割合は全社員に対して配分されます。残る割合は、パートナー/マネージング・ディレクターや、案件ごとの貢献度に応じて担当者に対してそれぞれ配分されます。高い成果を上げた「個」に対して報いつつ、全社員に対しても配分することで「強固な組織基盤」を構築する狙いがあります。

### (2)【従業員の状況】

#### 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
133	43才3ヵ月	13年8ヵ月	13,656,206	0.5

事業の部門等の名称	従業員数(人)
投資・ファンド管理運営業務	97
全社(共通)	36
合計	133

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 全社(共通)として記載されている従業員は、特定の部門等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

#### 労働組合の状況

当社の労働組合は、ジャフコ従業員組合と称し、1990年7月28日に設立されました。上部団体には加盟しておらず、労使関係は良好であります。なお、2026年3月31日現在における組合員数は73人です。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度	
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1 .	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2 .
11.4	25.0

- (注) 1 . 2026年3月31日現在で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- 2 . 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 3 . 労働者の男女の賃金の額の差異については、提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同財団及び監査法人等の行う研修に参加しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	66,095	61,183
営業投資有価証券	5 103,123	5 64,562
投資損失引当金	13,090	8,940
未収収益	191	76
未収入金	956	3,286
その他	3 173	3 302
流動資産合計	157,449	120,472
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	89	76
器具及び備品(純額)	25	18
有形固定資産合計	4 115	4 94
無形固定資産		
ソフトウェア	16	29
無形固定資産合計	16	29
投資その他の資産		
投資有価証券	1 2,897	1, 2 36,450
関係会社株式	2,731	38
その他	621	770
投資その他の資産合計	6,250	37,260
固定資産合計	6,382	37,384
資産合計	163,832	157,856

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	34	134
未払金	542	582
未払法人税等	3,615	276
預り金	37	42
賞与引当金	211	193
役員臨時報酬引当金	61	55
その他	309	394
流動負債合計	4,812	1,679
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	15,000	15,000
長期借入金	149	15
繰延税金負債	5,952	6,673
退職給付引当金	335	333
その他	42	42
固定負債合計	21,479	22,064
負債合計	26,292	23,743
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	33,251	33,251
資本剰余金		
資本準備金	32,806	32,806
資本剰余金合計	32,806	32,806
利益剰余金		
利益準備金	1,435	1,435
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	56,384	51,911
利益剰余金合計	57,820	53,347
自己株式	3,664	4,031
株主資本合計	120,213	115,373
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,327	18,739
評価・換算差額等合計	17,327	18,739
純資産合計	137,540	134,113
負債純資産合計	163,832	157,856

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高		
営業投資有価証券売上高	23,382	17,973
投資事業組合管理収入	14,791	13,639
その他の売上高	18	7
売上高合計	28,192	21,619
売上原価		
営業投資有価証券売上原価	10,840	9,934
その他の原価	1,504	1,106
売上原価合計	12,344	11,041
売上総利益	15,847	10,578
投資損失引当金繰入額(戻入額)	311	751
部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損 (戻入益)	2	177
差引売上総利益	16,162	9,649
販売費及び一般管理費	24,095	24,042
営業利益	12,066	5,607
営業外収益		
預金利息	66	33
有価証券利息配当金	31,218	32,601
他社ファンド運用益	34	-
雑収入	47	28
営業外収益合計	1,367	2,663
営業外費用		
支払利息	1	10
為替差損	252	220
他社ファンド運用損	-	2,073
雑損失	29	59
営業外費用合計	283	2,365
経常利益	13,151	5,905
特別利益		
子会社株式売却益	-	350
投資有価証券売却益	-	2,143
特別利益合計	-	2,493
特別損失		
子会社株式売却損	-	163
特別損失合計	-	163
税引前当期純利益	13,151	8,234
法人税、住民税及び事業税	3,732	1,587
法人税等調整額	213	70
法人税等合計	3,519	1,658
当期純利益	9,632	6,576

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	33,251	32,806	32,806	1,435	52,297	53,733	3,871	115,919	
当期変動額									
剰余金の配当					5,505	5,505		5,505	
当期純利益					9,632	9,632		9,632	
自己株式の取得							0	0	
自己株式の処分					39	39	206	167	
自己株式の消却								-	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	4,087	4,087	206	4,293	
当期末残高	33,251	32,806	32,806	1,435	56,384	57,820	3,664	120,213	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,598	17,598	133,518
当期変動額			
剰余金の配当			5,505
当期純利益			9,632
自己株式の取得			0
自己株式の処分			167
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	271	271	271
当期変動額合計	271	271	4,022
当期末残高	17,327	17,327	137,540

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益剰 余金				
当期首残高	33,251	32,806	32,806	1,435	56,384	57,820	3,664	120,213	
当期変動額									
剰余金の配当					6,571	6,571		6,571	
当期純利益					6,576	6,576		6,576	
自己株式の取得							4,999	4,999	
自己株式の処分					0	0	155	154	
自己株式の消却					4,477	4,477	4,477	-	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	4,472	4,472	367	4,840	
当期末残高	33,251	32,806	32,806	1,435	51,911	53,347	4,031	115,373	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	17,327	17,327	137,540
当期変動額			
剰余金の配当			6,571
当期純利益			6,576
自己株式の取得			4,999
自己株式の処分			154
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	1,412	1,412	1,412
当期変動額合計	1,412	1,412	3,427
当期末残高	18,739	18,739	134,113

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当事業年度  
(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前当期純利益	8,234
減価償却費	37
株式報酬費用	147
投資損失引当金の増減額（は減少）	751
賞与引当金の増減額（は減少）	17
役員臨時報酬引当金の増減額（は減少）	5
退職給付引当金の増減額（は減少）	2
部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損（は戻入益）	177
他社ファンド運用損益（は益）	2,073
受取利息及び受取配当金	2,634
支払利息	10
為替差損益（は益）	20
投資有価証券売却損益（は益）	2,143
営業投資有価証券の増減額（は増加）	3,550
子会社株式売却損益（は益）	186
未収入金の増減額（は増加）	2,637
その他	494
<b>小計</b>	<b>7,830</b>
利息及び配当金の受取額	2,633
利息の支払額	8
法人税等の支払額	4,886
法人税等の還付額	18
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,587</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期貸付けによる支出	50
短期貸付金の回収による収入	50
有形固定資産の取得による支出	2
無形固定資産の取得による支出	21
投資有価証券の売却による収入	2,770
子会社株式の売却による収入	1,352
他社ファンドへの払込による支出	772
他社ファンドの分配による収入	498
長期貸付けによる支出	28
長期貸付金の回収による収入	50
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,846</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	34
配当金の支払額	6,567
自己株式の取得による支出	5,012
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>11,613</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,179
現金及び現金同等物の期首残高	66,095
投資有価証券への振替に伴う現金及び現金同等物の増減額	3 2,732
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>1, 2 61,183</b>

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法であります。

(2) その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法であります。評価差額は、未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等の株式以外の投資等は全部純資産直入法により処理し、それ以外の有価証券については部分純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)について、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

事業年度末に有する未上場営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

なお、損益計算書の「投資損失引当金繰入額(戻入額)」は、投資損失引当金の当事業年度末残高と前事業年度末残高の差額から、下記(注)の科目振替額を控除したものを計上しております。

また、減損処理を実施した未上場営業投資有価証券については、減損損失相当額を投資損失引当金繰入額に含めて計上し、取得原価から直接減額しておりません。

(注) 投資損失引当金の前事業年度末残高には、前事業年度まで当社の子会社だったJAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd(現JIF Capital Ltd.、以下、「JIAP」)及びJAFCO America Ventures Inc.(投資業務は「Icon Ventures」名で運営。以下、「Icon」)が運用するファンドに係る投資損失引当金も含まれておりましたが、「注記事項(追加情報)(譲渡対象子会社が運用するファンド出資持分に係る会計処理の変更)」に記載の通り、当事業年度にこれら子会社の株式を全て譲渡したことに伴い、当該ファンドに対する当社出資持分は総額法から純額法へ会計処理を変更いたしました。そのため、これまで貸借対照表上「投資損失引当金」として計上していた当該投資損失引当金は、「投資有価証券」に含まれることとなりました。貸借対照表の投資損失引当金の当事業年度末残高と前事業年度末残高の差額には、当該科目振替による投資損失引当金の減少額が含まれておりますため、当事業年度の「投資損失引当金繰入額(戻入額)」の算定の際に控除しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員臨時報酬引当金

役員の臨時報酬の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 営業投資有価証券売上高及び売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売却高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、強制評価損等を計上しております。

(2) 投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入は、管理報酬と成功報酬で構成される顧客との契約から生じる収益であり、計上基準は以下のとおりであります。

企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社が運用するファンドを組合契約に基づいて管理・運用する義務があり、一定の期間にわたり継続して履行義務が充足されます。

の義務に係る収益を認識する通常の時点

(管理報酬)

管理報酬は、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(成功報酬)

成功報酬は、変動対価であり、収入金額が期末時点で将来、著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手許現金、当座預金、普通預金等の随時引出可能な預金、取得日より3か月以内に満期日が到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資及びファンドの現金同等物の持分額からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ファンドへの出資金に係る会計処理

当社が運用するファンドへの出資金に係る会計処理は、当社と決算日が同一であるものについては、当社の決算日におけるファンドの財務諸表に基づいて、また、当社と決算日が同一でないものについては、当社の決算日におけるファンドの仮決算による財務諸表に基づいて、総額法によりファンドの資産、負債及び収益、費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

また、当社以外が運用するファンド(以下、「他社ファンド」)への出資金に係る会計処理は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表に基づいて、出資持分相当額を純額で取り込む方法によっており、貸借対照表に係る持分相当額については投資有価証券として、損益計算書に係る持分相当額については営業外損益として計上しております。

また、他社ファンドが保有する非上場株式については、他社ファンドでの評価額等の財務情報に基づき、評価額が取得原価を下回る場合にはその下落額等を勘案し、当社で定める評価基準により必要と判断する場合には、相当の減額を行い、当期の費用として営業外損益に計上しております。

なお、前事業年度まで当社の子会社であったJIAP及びIconが運用するファンドについては、これら子会社の株式を全て譲渡したことに伴い、会計処理等を変更しております。詳細は「注記事項(追加情報)」をご参照ください。

(3) 売上総利益区分

営業投資有価証券の回収過程で発生する損益を確定したものと未確定のものに区分し、確定したものについては投資成果を、未確定のものについては保有に伴って生じる見込損失の変動状況をそれぞれ明確にするため、見込損失部分を除外した売上総利益区分を設けております。その後、「3. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金」に記載の方法で算定した投資損失引当金の増減額を「投資損失引当金繰入額(戻入額)」として、また、営業投資有価証券の評価差額(全部純資産直入法に基づく評価差額を除く)について、当事業年度末において時価が取得原価を下回る金額から前事業年度末における当該金額を控除した純額を「部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損(戻入益)」として区分表示しております。

(4) 消費税等の会計処理

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。ただし、固定資産に係る控除対象外の消費税等は、投資その他の資産の「その他」に含めて計上し、法人税法の規定により均等償却しております。



## (重要な会計上の見積り)

## 1. 投資損失引当金

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
投資損失引当金	13,090	8,940

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 算出方法

投資損失引当金は、「注記事項(重要な会計方針)3. 引当金の計上基準(1) 投資損失引当金」に記載のとおり、事業年度末に有する未上場営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。損失見積額の算出にあたっては、個別投資先ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、今後1年程度は事業運営することができる資金力(業績回復も含む)をベースとし当該営業投資有価証券の回収予想金額を算出しております。

その結果、当社内の評価に係る会議において、当該営業投資有価証券の回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと判断する場合には、当社で定める「未上場営業投資有価証券の評価引当基準」に基づき、当該回収予想金額に応じて損失見積額を計上しております。

## 主要な仮定

投資先企業の実情(直近ファイナンスの状況、事業計画や予算に対する売上高・利益・その他重要業績評価指標(KPI)の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、経営陣及び取引先の状況等)を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

## 翌事業年度の財務諸表に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画や予算に対する進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には、投資先企業の事業活動・資金調達活動等及び投資先株式等のEXITに大きな影響があるため、翌事業年度の財務諸表において当該投資損失引当金に影響する可能性があります。

## 2. 投資有価証券に含まれる他社ファンドへの出資持分の評価

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
投資有価証券に含まれる 他社ファンドへの出資持分	35,219

(注) 2026年3月期第3四半期より、投資有価証券に含まれる他社ファンドへの出資持分について金額的重要性が増したため、記載しております。なお、前事業年度については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 算出方法

投資有価証券に含まれる他社ファンドへの出資持分の評価は、「注記事項(重要な会計方針)6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項(2) ファンドへの出資金に係る会計処理」に記載のとおり、持分相当額を純額で計上する方法によっております。また、他社ファンドが保有する非上場株式については、他社ファンドでの評価額等の財務情報に基づき、評価額が取得原価を下回る場合にはその下落額等を勘案し、当社で定める評価基準により必要と判断する場合には、相当の減額を行っております。

## 主要な仮定

他社ファンドから入手する財務情報(保有する非上場株式の評価額等)を勘案の上、評価を行っておりません。

## 翌事業年度の財務諸表に与える影響

他社ファンドの投資先企業において事業計画や予算に対する進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合等により、他社ファンドが保有する非上場株式の評価額が下落した場合には、翌事業年度の財務諸表において投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。



(後発事象等に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

#### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(特例財務諸表提出会社に該当しなくなったことによる表示方法の変更)

前事業年度において、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成し、また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記をしておりましたが、当事業年度より特例財務諸表提出会社に該当しなくなったため、表示方法の変更をしております。

(追加情報)

(譲渡対象子会社が運用するファンド出資持分に係る会計処理の変更)

2026年1月7日公表の「非連結決算への移行に関するお知らせ」に記載の通り、当社の連結子会社JIAPの全株式の譲渡が2025年10月31日に完了したことに伴い、JIAP及びその連結子会社は当社の連結範囲から除外されることとなりました。また、2026年1月6日(米国現地時間)に当社の米国における非連結子会社Iconの全株式を現地マネジメントが設立した法人に譲渡完了しました。

これまで、JIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分は営業投資有価証券とし、その出資持分に係る損失見積額は投資損失引当金として、総額法にて会計処理しておりましたが、上記の株式譲渡に伴い、JIAPのファンドについては2026年3月期第3四半期首である2025年10月1日をもって、Iconのファンドについては2026年3月期第3四半期末である2025年12月31日をもって、「注記事項(重要な会計方針)6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項(2) ファンドへの出資金に係る会計処理」に記載の通り、それぞれのファンドへの当社出資持分からその引当金を除いた純額を、投資有価証券として純額法にて会計処理することに変更いたしました。なお、当事業年度末のJIAP及びIconのファンドに係る投資有価証券残高は、「注記事項(貸借対照表関係) 2 投資有価証券のうち他社ファンドへの出資持分の内訳」をご参照ください。

併せて、これまで上記出資持分に係る損益は売上高、売上原価に計上し、その引当金に係る損益は投資損失引当金繰入額に計上しておりましたが、本変更以降に生じた出資持分及びその引当金に係る損益については、営業外損益として計上することいたしました。

(譲渡対象子会社が運用するファンドの決算取込期間の変更)

上記の株式譲渡に伴い、当社財務諸表作成にあたり使用する、JIAP及びIconが運用するファンドの財務諸表は、これまで当社の決算日である3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しておりましたが、「注記事項(重要な会計方針)6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項(2) ファンドへの出資金に係る会計処理」に記載の通り、当事業年度より当該ファンドの決算日である12月31日の財務諸表を使用することいたしました。

この結果、当事業年度の当社財務諸表においては、当該ファンドの2025年4月1日から2025年12月31日までの期間に係る財務諸表を取り込んでおります。

(貸借対照表関係)

- 1 下記の会社については、当社の主たる営業目的である投資育成のために取得したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて投資先企業に重要な影響を与えることを目的とするものではありませんので関係会社から除外しております。

大平洋ランダム株式会社

- 2 投資有価証券のうち他社ファンドへの出資持分の内訳

2026年3月期第3四半期より、投資有価証券のうち他社ファンドへの出資持分について金額的重要性が増したため記載しております。なお、前事業年度については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

	当事業年度 (2026年3月31日)
JIF Capital Ltd.運営ファンド(注)	16,665百万円
Icon Ventures運営ファンド	18,241
その他	312
合計	35,219

(注) JIF Capital Ltd.は、2025年11月24日付でJAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdより社名を変更しております。

- 3 流動資産の「その他」のうち、契約資産の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
その他(流動資産)	165百万円	72百万円

- 4 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	185百万円	207百万円

- 5 担保に供している資産並びに担保付債務はありません。ただし、当社の営業投資先の債務に対し、次のとおり営業投資有価証券を担保提供しております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	6,846百万円	6,412百万円

- 6 当事業年度において、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結いたしました。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
コミットメントラインの総額	- 百万円	3,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	-	3,000

( 損益計算書関係 )

1 顧客との契約から生じる収益

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度48%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度52%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	220百万円	237百万円
役員臨時報酬引当金繰入	58	54
従業員給料	1,476	1,447
従業員賞与	403	426
退職給付費用	51	62
福利厚生費	228	236
不動産関係費	190	177
減価償却費	57	37
租税公課	578	492

3 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
関係会社からの受取配当金	1,108百万円	2,429百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	56,060	-	-	56,060
合計	56,060	-	-	56,060
自己株式				
普通株式 (注)1.2.	1,576	0	84	1,492
合計	1,576	0	84	1,492

(注)1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	3,759	69	2024年3月31日	2024年5月24日
2024年10月25日 取締役会	普通株式	1,746	32	2024年9月30日	2024年11月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	3,055	利益剰余金	56	2025年3月31日	2025年5月27日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式 （注）1.	56,060	-	1,810	54,250
合計	56,060	-	1,810	54,250
自己株式				
普通株式 （注）2. 3.	1,492	2,011	1,873	1,629
合計	1,492	2,011	1,873	1,629

- （注）1. 発行済株式の総数の減少は自己株式の消却によるものであります。  
 2. 自己株式の数の増加は取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。  
 3. 自己株式の数の減少のうち、63千株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの、1,810千株自己株式の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	3,055	56	2025年3月31日	2025年5月27日
2025年10月24日 取締役会	普通株式	3,515	66.5	2025年9月30日	2025年11月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年5月12日 取締役会	普通株式	3,499	利益剰余金	66.5	2026年3月31日	2026年5月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、本注記の比較情報については記載しておりません。

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	61,183百万円
現金及び現金同等物	61,183

2 現金及び現金同等物のうちファンドの出資持分の内訳

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	2,573百万円
現金及び現金同等物	2,573

3 「注記事項(追加情報)(譲渡対象子会社が運用するファンド出資持分に係る会計処理の変更)」に記載の通り、これまでJIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分に含まれる現金及び預金は、総額法により貸借対照表上「現金及び預金」として計上していましたが、純額法に変更したことにより「投資有価証券」に含まれることになるために生じた振替額であります。

4 当社が組合契約を締結しているファンドに対して、当社が出資金として今後支払を約束している金額は、当事業年度末で13,603百万円(注)であります。

(注) 13,603百万円には、JIF Capital Ltd. 運営ファンドに対する支払約束金額4,207百万円及びIcon Ventures 運営ファンドに対する支払約束金額4,201百万円の合計8,409百万円が含まれております。なお、JIF Capital Ltd. は2025年11月24日付でJAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdより社名を変更しております。

## (金融商品関係)

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、本注記の比較情報については記載しておりません。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、当社が管理運営するファンドへの出資を通じて、未上場株式等を対象とする投資運用業を行っております。こうした投資運用業を行うための資金は、自己資本の範囲内での投資を原則としつつ、必要に応じて銀行借入による間接金融などによって調達しております。また、一時的な余資は安全性及び流動性の高い金融資産で運用しており、投機的取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業投資有価証券は、投資育成を目的として保有する株式等であります。また、投資有価証券は主に、事業推進目的で保有する株式と他社ファンドへの出資であります。営業投資有価証券並びに投資有価証券のうち、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建株式については、上記リスクのほか為替変動リスクに晒されております。

当社の主たる投資対象である未上場企業は、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されるため、経済環境等の影響を受けやすく、他社ファンドを通じて投資する場合も含め、未上場株式等への投資には、以下のようなリスクが存在します。

投資によってキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。

投資によってはキャピタルロスが発生するリスクがあります。

投資対象は、ファンドの運用期間中に株式上場、売却等が見込める企業を前提としていますが、株式上場時期・売却等が見込みと大幅に異なる可能性があります。

未上場株式等は上場企業の株式等に比べ流動性が著しく劣ります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に投資運用業を行うための資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 未上場株式等への投資のリスクの管理

当社の投資運用事業は、投資資金の増殖回収を目的としており、主な投資対象は、将来、株式上場や企業買収、トレードセール等によるキャピタルゲインが期待できる未上場企業であります。未上場企業への投資については、投資部門で、投資候補先企業に対する、事業性、技術力、財務状況、経営者評価等の観点から評価を行い、所定の委員会で投資の可否を決定しております。

投資後は、投資部門等が、投資先企業の経営状況を随時かつ定期的にモニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等の早期把握に努め、一定以上の損失が見込まれる場合には、投資損失引当金を計上することにより、将来の損失に備えております。

また、投資先企業が業績その他の理由で上場の見通しが立たない場合、もしくは企業価値の増加が見込めないと判断した場合は、未上場段階で第三者等へ売却することによって流動化を図っております。

他社ファンドへの出資については、定期的に決算書を入手し、ファンド及び発行体の財務状況を把握しております。

## 市場リスク（市場価格や為替等の変動リスク）の管理

当社は、市場リスクに関する定量的分析に代えて、上場営業投資有価証券については、継続的に時価や発行体の経営状況等を把握し、適切な価格、タイミングで流動化を図っており、外貨建株式については、為替変動の継続的モニタリングを行っております。

また、投資有価証券のうち主に業務上の関係を有する企業の株式については、定期的に時価や経営状況を把握するとともに、当社との関係等を勘案して継続的に保有状況を見直すことで、定量的分析に代えてリスク管理を行っております。

リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合の開示情報

## ・株価リスク

## (国内上場営業投資有価証券・投資有価証券)

当社において、国内株式市場の株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、国内株式市場に上場している「営業投資有価証券」、「投資有価証券」であり、その貸借対照表計上額は9,305百万円であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2026年3月31日現在の株価が仮に10%低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は930百万円減少するものと考えられます。反対に、株価が10%高ければ、930百万円増加するものと考えられます。

(海外上場営業投資有価証券)

当社において、海外株式市場の株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、海外株式市場に上場している「営業投資有価証券」であり、その貸借対照表計上額は10,267百万円であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2026年3月31日現在の株価が仮に10%低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は1,026百万円減少するものと考えられます。反対に、株価が10%高ければ、1,026百万円増加するものと考えられます。

・外国為替リスク

当社において、外国為替レート（主として円・米ドルレート）のリスクの影響を受ける主たる金融商品は、「営業投資有価証券」の上場外貨建株式であり、その貸借対照表計上額は10,267百万円であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2026年3月31日時点で、円が対米ドルで仮に10%円安になれば、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は1,026百万円増加するものと考えられます。反対に、円が対米ドルで10%円高になれば、1,026百万円減少するものと考えられます。

資金調達に関する流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は流動性リスクに晒されていますが、当社では適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、非上場株式等については含まれておりません（（注3）参照）。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業投資有価証券	19,765	19,765	-
(2) 投資有価証券	640	640	-
資産計	20,406	20,406	-
(1) 長期借入金	149	148	0
(2) 転換社債型新株予約権付社債	15,000	18,881	3,881
負債計	15,149	19,029	3,880

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 保有目的ごとの(1)営業投資有価証券、(2)投資有価証券に関する注記事項については、「注記事項（有価証券関係）」をご参照ください。

(注3) 上表に含めていない営業投資有価証券及び投資有価証券

(単位：百万円)

区 分	当事業年度 (2026年3月31日)
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式(*1)	44,796
投資有価証券に属するもの	
非上場株式(*1)	591
関係会社株式(*1)	38
その他(*2)	35,219

(\*1) 「非上場株式」及び「関係会社株式」については、市場価格がないため「(1)営業投資有価証券」及び「(2)投資有価証券」には含まれておりません。

(\*2) 投資有価証券に属するもののうち、「その他」は、他社ファンドへの出資であります。当該出資は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上しているため、「(2)投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度末における、当該出資に係る貸借対照表計上額の合計額は35,219百万円であります。

(注4) 金銭債権の決算日後の償還予定額  
 当事業年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	61,183	-	-	-
合計	61,183	-	-	-

(注5) 長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債の決算日後の返済予定額  
 当事業年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	134	15	-	-	-	-
転換社債型新株 予約権付社債	-	-	15,000	-	-	-
合計	134	15	15,000	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
当事業年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	18,290	-	1,474	19,765
投資有価証券	640	-	-	640
資産計	18,931	-	1,474	20,406

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当事業年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	148	-	148
転換社債型新株予約権付社債	-	18,881	-	18,881
負債計	-	19,029	-	19,029

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、上場株式の時価は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

また、営業投資有価証券のうち、TOKYO PRO Marketに上場している株式は、原則として、時価は取引所の価格によっており、当該市場の流動性等を考慮し、レベル2の時価に分類しております(なお、上記のうち著しく流動性の低い一部の株式については、投資先企業の実情を勘案し、回収予想金額に基づき時価を算定しております。これは、主に観察できないインプットを用いて時価を算定していることから、レベル3に分類しております。)

さらに、営業投資有価証券のうち、未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等の株式以外の投資の時価については、類似会社の市場価格に基づく評価技法や、最終取引価格や種類株式の優先条件等を考慮した取引事例に基づく評価技法等により株主価値を算定しております。そして、オプション・プライシング・モデル等により、当該株主価値を各投資の時価に配分しております。これらは、主に観察できないインプットを用いて時価を算定していることから、レベル3に分類しております。

これらのレベル3に分類された営業投資有価証券の時価の算定に用いられた観察できないインプットは、主に評価倍率、非流動性ディスカウント、ボラティリティ、予想残存期間等であります。

## 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの長期借入金の時価は、レベル2の時価に分類しております。

## 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引金融機関が提示した時価情報の価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当事業年度(2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
営業投資有価証券	類似会社の市場価格に基づく評価技法	EV/EBITDA倍率	6.6倍～12.0倍
		非流動性ディスカウント	10%

(\*1) 上表では、当社が保有する未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等の株式以外の投資の時価評価に関するインプットを記載しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2026年3月31日)
	営業投資有価証券
期首残高	2,853
評価・換算差額等に計上(*1)	372
取得	605
売却、償還等	400
未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等から株式への転換	262
総額法から純額法への変更により生じたレベル3の時価からの振替(*2)	943
その他	6
期末残高	1,474

(\*1) 評価・換算差額等に計上した金額(税効果考慮後)は、貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(\*2) これまでJIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分に含まれる営業投資有価証券は、総額法にて計上し、その一部はレベル3に分類しておりましたが、JIAP及びIconの株式譲渡に伴い、当事業年度より、投資有価証券として純額法にて計上することに変更したため、レベル3の時価からの振替が生じております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、社内の時価算定の方針及び手続に従い、評価担当者がこれに沿って対象となる金融商品の性質、特性及びリスクを適切に反映できる評価技法を決定し、用いられた評価技法及びインプットの妥当性を確認のうえ、時価を算定及び分析しております。また、時価の算定結果については適切な責任者が承認しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

EV/EBITDA倍率は、類似会社における企業価値(Enterprise Value)を当該類似会社のEBITDAで除した数値であります。類似会社の市場価格に基づく評価技法において、類似会社のEV/EBITDA倍率が著しく上昇(下落)した場合、営業投資有価証券の時価の著しい増加(減少)が生じます。一方で、非流動性ディスカウントが著しく上昇(下落)した場合、営業投資有価証券の時価の著しい減少(増加)が生じます。

(有価証券関係)

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、本注記の比較情報については記載しておりません。

1. 満期保有目的の債券

当事業年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式25百万円、関連会社株式13百万円)は、市場価格がないため、時価を記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	当事業年度 (2026年3月31日)		
		貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式			
	上場株式	18,008	831	17,176
	その他の上場株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	76	-	76
	小計	18,084	831	17,253
	投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式	640	109	530
	(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
小計	640	109	530	
合計	18,725	941	17,783	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式			
	上場株式	282	462	179
	その他の上場株式	641	641	-
	(2) 債券	85	85	-
	(3) その他	672	672	-
	小計	1,680	1,860	179
	投資有価証券に属するもの			
	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	1,680	1,860	179	

(単位：百万円)

	種類	当事業年度 (2026年3月31日)		
		貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
合計	営業投資有価証券に 属するもの			
	(1) 株式			
	上場株式	18,290	1,294	16,996
	その他の上場株式	641	641	-
	(2) 債券	85	85	-
	(3) その他	748	672	76
	小計	19,765	2,692	17,073
	投資有価証券に属す るもの			
	(1) 株式	640	109	530
	(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
小計	640	109	530	
合計	20,406	2,802	17,603	

(注) 1. TOKYO PRO Marketに上場している株式を「その他の上場株式」としております。なお、当該株式は、金融商品関係注記及び有価証券注記以外の開示においては、当該市場の流動性等を考慮し、未上場に区分しております。

2. 以下については、非上場株式等であることから、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (2026年3月31日)
	貸借対照表計上額
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	44,796
投資有価証券に属するもの	
非上場株式	591
その他(*)	35,219

(\*) 投資有価証券に属するもののうち、「その他」は他社ファンドへの出資であります。

## 4. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
営業投資有価証券に属するもの			
（1）株式	17,664	10,861	3,131
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小計	17,664	10,861	3,131
投資有価証券に属するもの			
（1）株式	2,506	2,039	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小計	2,506	2,039	-
合計	20,171	12,900	3,131

## 5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券について1,671百万円（全て営業投資有価証券に属するもの）の減損損失（強制評価損）を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

当社はこれまで連結財務諸表を作成してはりましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、本注記の比較情報については記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、本注記の比較情報については記載しておりません。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	335百万円
退職給付費用	28
退職給付の支払額	30
退職給付引当金の期末残高	333

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	333百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	333
退職給付引当金	333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	333

(3) 退職給付費用

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	28百万円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 33百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2025年 3月31日 )	当事業年度 ( 2026年 3月31日 )
繰延税金資産		
営業投資有価証券時価評価損	39百万円	83百万円
投資損失引当金	4,076	2,817
累積為替変動対応費用	13	13
未払事業税等	210	48
投資有価証券評価損	1,140	2,702
会員権評価損	20	20
退職給付引当金	105	105
成功報酬益金算入額	530	573
その他	400	594
繰延税金資産小計	6,537	6,959
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,514	5,007
評価性引当額小計	4,514	5,007
繰延税金資産合計	2,022	1,952
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,975	8,625
繰延税金負債合計	7,975	8,625
繰延税金負債の純額	5,952	6,673

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2025年 3月31日 )	当事業年度 ( 2026年 3月31日 )
法定実効税率 ( 調整 )	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26	0.35
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.79	16.01
住民税均等割	0.04	0.07
外国子会社合算税制	0.41	-
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	0.94	0.90
評価性引当額の増減	0.86	5.98
その他	0.01	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.76	20.14

## ( 表示方法の変更 )

前事業年度において、独立掲記していた「前期積立相違」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「前期積立相違」0.03%及び「その他」0.01%は、「その他」0.01%として組替えております。

## 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年 8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(持分法損益等)

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、本注記の比較情報については記載しておりません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社の非連結子会社及び関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて、重要性が乏しいため持分法損益等の記載は省略しております。

(収益認識関係)

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、本注記の比較情報については記載しておりません。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ファンド運用事業の単一セグメントであり、売上高のうち、管理報酬と成功報酬で構成される投資事業組合管理収入は、顧客との契約から生じる収益であります。なお、当該収益のファンド種類ごとの分解情報は以下のとおりであります。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位: 百万円)

			当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
			投資事業組合管理収入		
ファンド名	設立	満期(予定)	管理報酬	成功報酬	合計
ジャフコSV4シリーズ	2013年3月	2026年12月	-	430	430
ジャフコSV5シリーズ	2016年8月	2026年12月	408	-	408
ジャフコSV6シリーズ	2019年6月	2029年12月	1,036	-	1,036
ジャフコSV7シリーズ	2022年6月	2032年12月	1,670	-	1,670
その他	-	-	94	-	94
合計	-	-	3,208	430	3,639

(翌期以降に認識することが見込まれる管理報酬について)

ファンドの管理報酬は、概ね四半期ごとにコミットメント総額等に一定の料率を乗じた金額を受領することとなり、当該料率はファンドの満期に近づくにつれて逡減する契約となっております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

履行義務に関する情報

履行義務に関する情報は、「注記事項(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載していません。

重要な支払条件に関する情報

管理報酬は、契約に基づき、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。成功報酬は、組合員に対する分配の累計額が総出資金額を超えた時点から、ファンドが分配を行うタイミング毎に受領しております。

(2) 取引価格の算定に関する情報

管理報酬は、契約に基づく料率をコミットメント総額等に乘じて算定しております。成功報酬は、契約に基づく料率を、既分配累計額と現時点の分配可能額の合計額からコミットメント総額を控除した額に乘じて算定しております。

なお、成功報酬については、ファンドの運用成果に応じて対価が決まることから、変動対価としております。当該ファンドの運用成果は、市場の変動性又は第三者の判断若しくは行動等、当社の影響力が及ばない要因に影響を受けやすいことから、変動対価の額の見積りには著しい不確実性があるため、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

(3) 履行義務への配分額の算定に関する情報

管理報酬及び成功報酬は、それぞれ単一の履行義務として認識しており、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(4) 履行義務の充足時点に関する情報

履行義務の充足時点に関する情報は、「注記事項(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	23
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	-
契約資産(期首残高)	165
契約資産(期末残高)	72

契約資産は、ファンドの運用義務に係る対価である成功報酬に対する当社の権利に関するものであります。当該対価は、契約に基づき、収入金額が期末時点で将来、著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点から契約資産として認識し、ファンドが分配を行うタイミング毎に受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

翌期以降に認識することが見込まれる管理報酬に関する情報は、「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

また、ファンドの運用成果に応じて対価が決まる成功報酬は、「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報(2) 取引価格の算定に関する情報」に記載のとおり、当社の影響力が及ばない要因の影響を受けやすく、各ファンドのパフォーマンス予想が困難であるため、変動対価の額の見積りについて著しい不確実性が解消するまでは、見積りの額は算定せず、収益認識をしておりません。従って、本注記においても、翌期以降に認識することが見込まれる成功報酬に関する情報の記載は省略しております。

(セグメント情報等)

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、本注記の比較情報については記載しておりません。

【セグメント情報】

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社は、ファンド運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	米国	アジア	その他	計
15,494	5,241	883	-	21,619

(注) 1. 売上高のうち、営業投資有価証券の売上高は、投資先の所在地に基づき区分しております。  
2. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。  
3. 「その他」の区分に属する地域は、ヨーロッパ・オセアニアであります。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成してあります。そのため、本注記の比較情報については記載していません。

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	JAFCO Investment (Asia Pacific)Ltd (注1)	シンガ ポール	15百万 シンガ ポール ドル	ファンド 運用業務	所有 直接100%	投資幹旋 業務の委託	配当金の 受取	2,262	-	-
							現物配当 の受取 (注2)	1,403	-	-

(注) 1. 当社は、2025年10月31日にJAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdの全株式を売却したため、同社は関連当事者に該当しないこととなりました。取引金額は売却時までの取引高を記載してあります。また、資本金及び議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載してあります。

2. 現物配当の受取は、JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd株式の売却に際し、同社が保有するファンド出資持分の一部を取得したものであります。

3. JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdは、2025年11月24日付でJIF Capital Ltd.に社名を変更してあります。

(2)財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	豊貴 伸一	-	-	当社取締役 会長	被所有 直接0.2%	当社取締役 会長	自己株式 の処分 (注3)	43	-	-
役員	三好 啓介	-	-	当社取締役 社長	被所有 直接0.2%	当社取締役 社長	資金貸付	3	その他 (投資 その他の 資産)	39
							資金回収	16		
							利息受取 (注2)	0	未収収益	0
							自己株式 の処分 (注3)	43	-	-

(注) 1. 価格その他の取引条件は市場価格等を勘案し、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定してあります。

2. 貸付に関する金利については、市場金利に基づき決定してあります。

3. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	2,520円55銭	2,548円70銭
1株当たり当期純利益金額	176円61銭	123円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(百万円)	9,632	6,576
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	9,632	6,576
普通株式の期中平均株式数(千株)	54,538	53,185
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (額面金額150億円 新株予約権1,500個)	2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (額面金額150億円 新株予約権1,500個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	174	-	-	174	98	13	76
器具及び備品	125	2	0	128	109	9	18
有形固定資産計	300	2	0	302	207	22	94
無形固定資産							
ソフトウェア	398	27	-	425	396	14	29
無形固定資産計	398	27	-	425	396	14	29

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (注)1.2.	年月日 2023.9.28	15,000 (-)	15,000 (-)	-	-	年月日 2028.9.28
合計	-	15,000 (-)	15,000 (-)	-	-	-

(注)1.( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2028年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価額(円)	1,912.0 (注2)
発行価額の総額(百万円)	15,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2023年10月12日 至 2028年9月14日

(注1)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(注2)2025年5月12日開催の取締役会において、当社の期末配当金について、普通株式1株につき56円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、本新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、2025年4月1日より1,963.2円となっております。

2025年10月24日開催の取締役会において、当社の中間配当金について、普通株式1株につき66.5円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、本新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、2025年10月1日より1,912.0円となっております。

2026年5月12日開催の取締役会において、当社の期末配当金について、普通株式1株につき66.5円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、本新株予約権付社債の社債要項の転換価額調整条項に従い、2026年4月1日より1,860.1円となっております。

3. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	15,000	-	-

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	34	134	1.223	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	149	15	0.820	2027年
合計	183	149	1.182	-

- (注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	15	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
投資損失引当金	13,090	3,466	2,657	4,958	8,940
賞与引当金	211	193	211	-	193
役員臨時報酬引当金	61	55	61	-	55

- (注) 投資損失引当金の「当期減少額(その他)」は、JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd (現JIF Capital Ltd.) 及びJAFCO America Ventures Inc.が運用するファンド出資持分に係る会計処理を、総額法から純額法に変更したことに伴う科目振替による減少額等であります。詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注 記事項(重要な会計方針) 3. 引当金の計上基準(1) 投資損失引当金」に記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## ( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(百万円)
預金	
当座預金	53,070
普通預金	2,427
郵便振替貯金	94
別段預金	18
定期預金	3,000
その他の預金	2,573
合計	61,183

## 営業投資有価証券

区分	金額(百万円)
株式	63,728
債券	85
その他	
新株予約権	748
合計	64,562

## 投資有価証券

区分	金額(百万円)
株式	1,231
債券	-
その他	
他社ファンドへの出資持分	35,219
合計	36,450

(3)【その他】

当事業年度における半期情報等

当社はこれまで連結財務諸表を作成していましたが、2026年3月期第3四半期より個別財務諸表のみを作成しております。そのため、中間会計期間については記載しておりません。

	中間会計期間	当事業年度
売上高(百万円)	-	21,619
税引前中間(当期)純利益(百万円)	-	8,234
中間(当期)純利益(百万円)	-	6,576
1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	123.65

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求をする権利。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第53期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月18日関東財務局長に提出。

#### (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2026年6月17日関東財務局長に提出。

事業年度（第53期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

#### (3) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月18日関東財務局長に提出。

#### (4) 半期報告書及び確認書

（第54期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月13日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書

2025年6月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年7月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（自己株式の処分）に基づく臨時報告書であります。

#### (6) 自己株券買付報告書

報告期間（自 2025年6月1日 至 2025年6月30日）2025年7月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2025年7月1日 至 2025年7月31日）2025年8月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2025年8月1日 至 2025年8月31日）2025年9月8日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2025年9月1日 至 2025年9月30日）2025年10月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2025年10月1日 至 2025年10月31日）2025年11月7日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月16日

ジャフコ グループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジャフコ グループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャフコグループ株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年3月31日現在、貸借対照表上、営業投資有価証券を64,562百万円計上しており、そのうち未上場営業投資有価証券46,271百万円に対して「（重要な会計方針）3．引当金の計上基準（1）投資損失引当金」に基づき、投資損失引当金を8,940百万円計上している。また、財務諸表注記「（重要な会計上の見積り）」に記載のとおり、投資損失引当金は、期末に保有する未上場営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情（直近ファイナンスの状況、事業計画や予算に対する売上高、利益、その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、経営陣及び取引先の状況等）を勘案の上、その損失見積額を計上している。なお、上記損失見積額は、「未上場営業投資有価証券の評価引当基準」に基づき、投資資金の回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと社内での評価に係る会議において判断した場合に計上される。未上場営業投資有価証券の損失見積額は不確実性が高く、その算定には経営者の主観的な判断を伴うことから、当監査法人は未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者の実施した未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価について検討するにあたり、未上場営業投資有価証券の評価引当の決定方法と方針の設定や社内での評価に係る会議における評価、承認プロセスを含む会社の内部統制を理解し、その整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。</p> <p>また、当監査法人は主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内での評価に係る会議の資料を閲覧し、会社の損失見積額に対する判断を理解した。</li> <li>・ 未上場営業投資有価証券の損失見積額の算定方法及び算定結果に関して質問した。</li> <li>・ 売却された投資先企業について、事後的に投資損失引当金の引当額と売却損失額の比較及び分析を実施した。</li> </ul> <p>さらに、投資先企業の損失見積額の不確実性、主観性及び金額的重要性を勘案して検討対象を抽出し、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資先企業の財務数値の基礎となる財務諸表を閲覧し、直近事業年度の業績を理解した。</li> <li>・ 投資先企業の評価額に不利な影響を及ぼす可能性のある情報の有無について、利用可能な外部情報を閲覧した。</li> <li>・ 投資先企業において新規にファイナンスが行われた場合、当該直近ファイナンス価格に関する外部証憑を査閲し、帳簿価額と比較した。</li> <li>・ 必要に応じて、監査人独自の損失見積額を算定し、会社の損失見積額と比較した。これには、事業価値（EV）/支払利息・減価償却費・税金控除前利益（EBITDA）倍率、EV/売上高倍率、株価収益率、株価純資産倍率等を用いたマーケット・アプローチが含まれる。</li> <li>・ 投資先企業の事業計画や予算に対する売上高、利益、その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、経営陣及び取引先の状況等を総合的に勘案し、追加の投資損失引当金の必要性について検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ジャフコ グループ株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ジャフコ グループ株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。